

令和元年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

令和元年 12月3日 開会

令和元年 12月4日 散会

大多喜町議会

令和元年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第1号（12月3日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	9
一般質問	9
麻生剛君	9
吉野僖一君	25
野中眞弓君	34
渡邊泰宣君	48
渡辺善男君	64
散会の宣告	79

第2号（12月4日）

出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定による出席説明者	81
本会議に職務のため出席した者の職氏名	81
議事日程	82
開議の宣告	83
議事日程の報告	83
一般質問	83
山田久子君	83

根 本 年 生 君	104
志 関 武良夫 君	122
報告第 1 7 号の上程、説明	135
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
休会について	169
散会の宣告	169
署名議員	171

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和元年12月3日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	多賀由紀夫君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	山川貴子		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和元年第1回議会定例会 12月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

また、傍聴の皆様申し上げます。本日はようこそ大多喜町議会に傍聴に来ていただきました。ありがとうございます。きょう一日、議員が町の政策提案とか一生懸命になって頑張っていますので、じっくりと聞いていただければありがたいなと思います。よろしく願います。

ただいまの議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和元年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告がございました。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和元年第1回議会定例会 12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議会定例会 12月会議を再開させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思っております。

この中で、11月1日までに5地区でワークショップ方式により開催いたしました住民公聴会では、ご出席をいただいた町民の皆様からまちづくりに対する多くの貴重なご意見をいただくことができました。また、各種団体との懇話会では、各分野それぞれのお立場から、農業、商工観光の推進、教育、子育て施策の充実等のご意見をいただきました。これらのご意見とともに、8月に町民2,000人を対象に実施しましたまちづくりアンケートの結果をもとに、現在策定を進めている大多喜町第3次総合計画後期基本計画に反映してまいりたいと

存じます。

10月30日には、大多喜中学校で開催されました中学生議会では、道路の安全対策や自然災害対策、また、来年の東京オリンピック・パラリンピックへのかかわり方など、町の現状や将来の取り組みについて中学生の目線ですばらしい質問がありました。質問を通じまして、中学生が日常生活の中で町の施策などに対し深い関心を持っていることがわかり、町の将来を担う子供たちとして頼もしく感じたところでございます。

11月4日の防災訓練は、西小学校を会場に、西畑地区の区長会を初め各種団体の協力のもと、多くのご参加をいただき開催をすることができました。また、12月1日には消防団の査察が実施されたところでございます。

また、11月23日には養老溪谷を中心にもみじまつりが開催され、養老溪谷観光センター、旧会所分校、上総中野駅、大多喜城下で各種イベントが行われました。悪天候の中の開催でしたが、おいでいただきました皆様は本町の豊かな自然を満喫していただいたところでございます。

さて、本日の12月会議でございますが、あすにかけて8名の議員によります一般質問が予定されており、その後、専決処分の報告、会計年度任用職員に関する条例ほか2つの条例議案、町道認定議案、そして一般会計と3つの特別会計の補正予算、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計補正予算に関する議案をそれぞれ提出させていただいておりますので、各議案とも十分ご審議をいただき可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告でございますが、第1回議会定例会10月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち10月29日に第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、4番根本年生君から報告願います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 10月29日に令和元年第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

その中で決まりましたことは、まず御宿町の議会選挙が行われたため、衛生組合議会の議

長が空席になっておりました。そこでその選挙が行われ、御宿町の土井茂夫議員が議長に選任されました。

続きまして、会議事件として、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、これは香取郡東庄町病院組合の解散に伴う一部規約の変更でございます。

議案第2号 夷隅環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定が行われ、これも可決されました。

議案第3号 夷隅環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが、これも議案どおり可決されました。

第4号議案 平成31年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、これも無事可決されたところです。

続きまして、認定第1号 平成30年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定について、これも認定されたところでございます。

続きまして、会議終了後、浄化槽清掃事業における許可制の導入についてということで組合のほうから説明がございました。これにつきましては、このたび浄化槽の清掃業務を民間に委託する件について、委託業者等の選定についての細かい説明があったところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、11月8日に第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきましては、3番渡辺善男君から報告願います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） それでは、議長から指名をいただきましたので、私から報告をさせていただきます。

去る11月8日午後2時より、いすみ医療センター会議室において、令和元年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催され、本町からは志関武良夫議員、麻生剛議員と私の3名が出席いたしました。会期は1日で、議案8件、報告1件が付議されました。

議案8件の内容は、議案第1号から第3号までは専決処分の承認を求めることについて、議案第4号で国保国吉病院組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、議案第5号でいすみ医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号で令和元年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第7号で

平成 30 年度国保国吉病院組合病院事業会計決算認定について、議案第 8 号で監査委員の選任につき同意を求めることについての審議でしたが、8 議案とも質疑、討論もなく、全員賛成で原案どおり可決されました。

報告第 1 号では、平成 30 年度国保国吉病院組合病院事業資金不足比率の報告がありましたが、全員これを了承しました。

議事終了後、病院長より現況報告がありました。

主な内容は、看護師の獲得を最優先で行ってきたが、10 月 1 日現在、前年対比で 21 名増加したので、4 階の一部を再開することができていると。引き続き確保に努め、病棟の全面稼働を実現したい。医師の獲得については内科医の増加に期待している。県内出身者の育成事業も行っている。千葉大の寄附講座との連携により内科医 1 名を確保できたが、もう 1 名希望している。医師、看護師の増員により病院内が明るくなってきた。整形外科医の要請を行っている。チーム医療を目指している。大多喜町に新設された大多喜眼科との連携も模索している。東邦大佐倉病院とも関係を緊密にしている。糖尿病仕様の新システムを検討している。いずれにしても病院経営は難しいが、あらゆる方法を使い利用者をふやす努力をする。地域の医療機関、ケアマネジャーとも連携をとりながら、在宅医療の充実にも努めていきたいとのことでした。

なお、細かいことにつきましては、お手元のお配りしてあります資料を後ほどごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、11 月 12 日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。この件につきましては、10 番末吉昭男君から報告願います。

10 番末吉昭男君。

○10 番（末吉昭男君） 令和元年第 1 回夷隅郡市広域市町村圏事務組合の臨時議会が 11 月 12 日 14 時から開かれまして、議長、副議長、私と 3 人で出席しましたので報告させていただきます。

今回の議題につきましては、滝口前監査委員の退任に伴いまして、新たに監査委員の選任について同意を求めることであり、御宿町の土井茂夫氏が選任され、全員の同意が得られましたのでここに報告いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、11月19日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。
この件につきましては、11番山田久子君から報告願います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11月19日、千葉市のホテルニューオータニで行われました令和元年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

議案6題が提出され、一般質問は2名の方が行いました。

主な議案は、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、平成30年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算の認定について、令和元年度一般会計・特別会計補正予算についてで、いずれも承認、可決がされました。

ここで、決算関係から平成30年度千葉県後期高齢者医療の概況についてご報告をさせていただきます。

平成30年度末の被保険者数は81万2,208人で、前年度に比べ4万19人増加し、千葉県人口の12.96パーセントとなっております。所得区分別被保険者数の状況でございますが、低所得1該当被保険者の割合はやや減少傾向にありますが、現役並み該当被保険者及び低所得2該当被保険者の割合はやや増加傾向にあります。

なお、平成30年8月より現役並み所得者の方の区分が細分化されております。

保険料の状況でございますが、平成30年、31年度の保険料率は、後期高齢者負担率、医療給付費のうち保険料で負担する分でございますが、10.99パーセントから11.18パーセントに増加したことや、1人当たりの医療給付費の増加が認められたことなどから、平成28年、29年度に比べて所得割率は下がりましたが、均等割は増額となりました。

なお、千葉県は均等割、所得割とも全国平均を下回っている状況です。

また、大多喜町の県内の市町村別保険料の収納率でございますが、こちらは99.61パーセントで上位3番目の好成績となっております。

次に、1人当たりの保険料調定額では、県平均7万3,950円となっておりますが、大多喜町は4万3,355円で、県内52位という低い額となっておりますという状況です。ちなみに、1位の浦安市さんは10万5,024円です。

また、1人当たり医療費でございますが、医療費が年々伸び続ける中、千葉県は全国的に見ても低い水準となっており、全国94万3,107円、千葉県82万317円です。大多喜町は85万8,109円で、県内8位の高い状況となっております。参考までに、最下位の東庄町様

は 66 万 824 円です。

後期高齢者医療広域連合では、被保険者の健康増進のために健康診査なども実施しております。平成 30 年度の受診率は全国見込みで 29.2 パーセント、千葉県は 36.3 パーセント、大多喜町は 18.4 パーセントの受診状況となっております。

以上、簡単ではございますが、概略として報告をさせていただきます。

以上で令和元年第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、議会運営委員会より報告がございます。この件につきましては、2 番志関武良夫委員長から報告願います。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 一般質問に先立ちまして、議会運営委員長として皆さんに一言申し上げます。

この議会におきまして、ちょっと問題が生じたことがありまして、このことについて皆さんにも十分注意していただきたいというふうに思っております。執行部の皆さんはそういうことが余りないような気もしますけれども、議員の皆さんには十分自覚をしまして、自分たちの立場、そういうものを把握しながら行動をとっていただきたい。

そして、執行部の皆さん方にも十分そういったものをわきまえて、事案について考えていただくようにしていただきたいというふうに思っております。余り大きな事件にならないような、そういうことで考えていっていただきたい。皆さんが個々に自覚をして、自分たちの立場を十分わきまえて行動をとることによってそういうことが起きませんので、十分ひとつ注意をしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、10 月以降に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、12 月会議の審議期間は本日からあす 12 月 4 日までとします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、これをご承知願います。また本日、職員研修の一環として係長級以上の職員が傍聴していま

すので、ご承知願います。

それではお配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 根本 年生 君

5番 吉野 僖一 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

質問に入る前に、たび重なる台風等により被災に遭われました町民の皆様に対しましては、心よりお見舞い申し上げます。このような時代だからこそ、行政支援の温かい方策に頼っていただきたいと存じます。町も県も国も、皆様方の味方であります。

さて、議長よりご指名いただきましたので、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

質問は、既に11月11日の時点で執行部の皆さんに提示させていただいております。質問のご相手、当然担当課長はもとより町長、副町長、教育長、総務課長、その方々を指名しております。お時間も都合があります。私どもにもたらされた60分という時間ですので、全員の方にご答弁をいただけない場合もあると思います。しかしながら、一旦ご指名されて答弁に立ったならば、あやふやな回答は一切しないいただきたい。はっきりと答弁していただきたいということです。

今回は質問のいろはのい、前提になること、こんなことは当然ですので文章化はしておりません。しかしながら、基本のわからない、知らないでは話になりません。ご質問の矛先、行くかもしれません。その際、答弁回避は通用しませんので、改めてご通知申し上げます。

昨今、目を覆いたくなるようなこと、子供の命、安全、人権を著しく損ねる事件が後を絶ちません。当町においてはかけがえのない子供の人権、これは果たして守られているのでしょうか。松戸で起こったこと、皆さんの記憶の中にあると思います。決して他人ごとではありません。それでは担当課よりお答えいただきたいと存じます。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） 子供の人権は守られているかについて、麻生議員の一般質問に税務住民課からお答えをさせていただきます。

町では人権擁護委員の主催により、子供の人権について、子供が一人の人間として最大限に尊重されるよう、お互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることを目的に、各小学校で人権教室を毎年開催しております。その内容につきましては、物語形式で人形劇や紙芝居を使い、わかりやすく子供たちに伝えられており、子供たちは目を輝かせながら熱心に聞かれています。また、子供たちの感想として、「自分と違うからといっていじめちゃいけないと思った」、「自分も人をいじめないで優しくしようと思った」などがあり、大変有意義な人権教室となっているところでございます。

麻生議員からの子供の人権は守られているかのご質問については、今後も人権教室を通じて、子供たちが優しさや思いやりの心を持つことでみんなが幸せを実感できる機会を継続し、子供の人権を守っていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ご答弁、恐らく一般質問へのご答弁は、課長が今回が初めてだと思います。よく学校現場にも行き、そして一般の住民の皆さんから持ち上がったそういう声を、学校現場において実践なさったり広げている、そのことは高く評価させていただきます。ただ、今叫ばれている埋もれているもの、表面にあらわれていないこと、そういうことに対してもう一步、深い目で見てやっていければと思います。

私はこの問題に対して、いろいろに皆さん方に、執行部側にも個々に提案させていただいております。今、私たちが行われている中で、昔ならば社会でその方々を救う、それどうでしょうか。余りにも社会との関係が希薄になり、子供が少ないということもあるでしょうけれども、このことにつきまして、担当課長、ひとつご答弁いただければと思います。

人権の問題ですから、児童相談所等とも交流があったと思います。そういうような問題についてご答弁いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 誰かな。

○6番（麻生 剛君） もしあれでしたら、この問題を飛ばして、後でやっても結構だと思います。わかりました。

○議長（野村賢一君） 麻生君、次やってください。

○6番（麻生 剛君） 私のほうも先ほど来申しましたように、文章化できなかったものもあります。しかしながら、これは恐らくやっているんでないかと思っただけの矛先ですので、その辺はまた後ほどということで。

今、私たちが一番身近に感じていること、学校現場においていじめや虐待等の現状は一体どうなっているのか。実態を正しく、包み隠さずに教えていただきたいと思います。それでは担当課長、お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 麻生議員の一般質問について、教育課からお答えさせていただきます。

町内小中学校におけるいじめや虐待の現状ですが、いじめについては平成 30 年度の実績調査によると、小中学校全体でいじめとして認知した件数は 31 件ありました。その内容は一部重複したものもありますが、冷やかし、からかい、悪口などが一番多く 27 件、軽くぶつかったり、たたいたり、仲間外れが 3 件、仲間外れが 1 件となっております。これらのいじめについては既に解消していると学校側から報告は受けております。

学校現場ではどのようにしていじめとして認知し、それを解消しているかという点、学校では学校生活アンケートを各学期 1 回以上の実施、投書箱の設置などを行っており、その結果や日常の児童・生徒の観察から変化の兆候を素早く把握し、いじめの早期発見に努めております。

いじめの兆候を認知した場合は、問題を軽視することなく、早期に校内の個別ケース会議を開き適切な対応をするとともに、いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行っております。また、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に解消に向け取り組んでおります。

いじめは発生してから対応するの事後対応という考え方から、問題が発生しにくい学校風土をつくるの未然防止という考え方のもと、人権教育として生徒・児童の発達段階に応じた

年間計画を作成し、特別の教科道徳や特別活動として、ほかの学年や高齢者などと世代交流を通して人権意識を高める授業を行い、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んでおります。

虐待の現状については、保育士や教員の日ごろの観察により、虐待の疑いのある事案が数件報告されましたが、早急に当該児童等への事実確認などを行いました。これに伴い、保育園、学校、教育委員会、健康福祉課、必要に応じて児童相談所等の関係機関による個別のケース会議を開き対応しております。その結果、現時点では該当する事案に至っておりません。

児童虐待については、昨今、助けを求めることを意思表示できないような幼児や児童の虐待などの痛ましい事件が発生しております。今後も保育園、学校、教職員等の役割として、幼児や児童・生徒の日常を観察し、虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ただいま教育課長より、さまざまなことをやり、さまざまなことを相談し行っているということですが、ひとつ教育課長にお答えいただきたいんですけども、31件というものはあったわけです。その31件が、恐らくずっと人権の教育をしてきた中でも起こり得る。そして、その中で教職員や保育園の関係者、そして児童相談所の関係者と会議を開き、やった結論がそれほど大きな問題にはなっていないということなんですけれども、一体どの程度そういう会議が開かれたのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

児童相談所との関係というかかわりは、通常の虐待の通告があった場合等虐待の疑われるケースは、町のみで対応や判断に不安がある場合は児童相談所に援助依頼をして、助言や同行訪問等の支援を受けながら対応したり、緊急度が高く町で対応することが困難と判断したケースなどは児童相談所に送致し、児童相談所が主担当機関となり対応することとなります。

このような虐待のケース対応以外にも、要保護児童対策地域協議会において、年一、二回開催する代表者会議や定期的に行う実務者会議で情報共有を図り、緊急時に備えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、児童福祉の問題、担当課長よりお話しいただきましたけれども、私思うんですけども、児童相談所に相談したのは今回はあったのかなかったのか。その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 今回と申しますと、特定のケースを指しているということでしょうか。それともこちらで把握している件数ということでしょうか。

○議長（野村賢一君） 麻生君、さっき回数をどうのこうのと答弁を求めていたんですけども、今はまたちょっと変わってきたんですけども、そこら辺どうなんですか。

○6番（麻生 剛君） 今そのことについて。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 健康福祉課長も、実はこういう事例があるんです。近隣の市町村、そして県の出先である児童相談所、私どものほうの我が町では、こういうものが余り相談がないというようなことを聞きました。

それは一つはいいことかもしれませんが、そういうものがなければ。しかし、うがった見方をすれば、それを身内だけで囲ってしまって、大多喜町だけで判断してやろうとする隠蔽体質がそこにかいま見られるんじゃないかということをお聞きしたかったんです。

ですから、近隣の市町村に比べてという意味も私があります。そして、県の出先である児童相談所のほうに、課長や、あるいはそれに付随する人たちが足を運び、協議した期間がこの1年間何回あったのか。先ほど一、二回と言ったけれども、それ以上あったのかどうか、その辺聞きたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） これ平成28年度に7件、平成29年度に6件、30年度についてはまだ報告等が公表されているものがございませんので、以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） わかりました。ありがとうございます。

恐らく2つ、先ほどから言ったとおりのことが考えられると思います。一つは身内で処理できると判断して相談しなかったから少なかったのか、あるいは今までの教育が行き届いて、どんどん数が一つでも減ってきたのかと、このどちらかだと思います。

ただ、私が足を伸ばして行ったところの印象を受ければ、このいじめとか虐待、今挙げた

数字、氷山の一角だと思われます。ですからその辺、あくまでも推測になりますけれども、なかなかこれ判断ができないことも踏まえて、より一層現場との連絡をとりながら、教育指導、行政指導していただきたいと思ひます。

それでは、私の質問してありますことですので、議長、そのまま続けさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 人間は、生を受けてから幼少期、発達段階においてさまざまなることを経験し、成長いたします。その中でどう子供たちのサインを見逃さず、明るい未来を築く礎をつくり上げていくのか。この辺を教育長よりお伺ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

いじめや虐待の対応については、早期発見、早期対応、早期解決が重要であると考えております。そのためにも、日ごろから保育士や教員等が児童・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す小さな変化や黄色信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つことが重要であると考えております。

人権教育の目標は、一人一人の児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さとともにほかの人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面で具体的な態度や行動にあらわれるようにすることです。学校における人権教育の取り組みの視点として、学級を初め学校生活全体の中で、みずから大切さやほかの人の大切さが認められることを児童・生徒自身が実感できるよう、環境づくりに取り組むことが学校や学級に求められます。

そこで、各学校の教育活動の全体を通じて、ほかの人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感力を理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、お互いにわかり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能、ほかの人との人間関係を調整する能力、及び自他の要求とともに満たせる解決方法を見出して実現させる能力やそのための技能、このような力や技能などをバランスよく培うことが求められております。

家庭や地域等のあらゆる場において、このような環境をつくる必要があることを児童・生徒が気づくことができるように指導することも重要であることから、教育委員会としては今後とも、各学校で実践している人権教育の推進に対し、指導、助言に努めてまいりた

いと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育課長のほうよりのご答弁、細かにわたってありがとうございました。

それでは、今から申すことは当然、基本的に当然理解されていると思いますので、改めてご質問します。子どものための権利条約、これは私ども、我が国が世界に対する約束事であると思います。このことについて異論があることはないと思います。

さて、この子どもの権利条約とは一体どんな位置づけで、そしてこれは現場においてどう生かされているのか、その辺をお答えいただきたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 子供の人権教育ということでございますけれども、やはり大事なことは子供の人権を守ると、人権感覚を育成するということが学校教育では非常に大切だと思っております。その中で子供たちが自分で感じ、考え、行動する主体的、実践的な学習が、これが日常的な学校教育では必要であり、その指導方法として、例えば児童・生徒の協力とか、あるいは参加、体験を重視することが大切だと思っております。

人権教育の中で、とりわけ協力的な学習、これは協力しつつ共同で進める学習、そして参加的な学習については他者への共感、ここが大事だと思います。自分だけではなく人のことを認めてあげられる、これがやはり人権教育の中の大きな柱だと思っております。

そして尊重、自己決定や自己責任、やはり共感的な人間関係の育成とともに自己肯定感、ここら辺が非常に大きな人権教育の中で重要な部分と考えております。さらには体験的な学習、いわゆる生きた知識や技能の取得ということで、教育委員会としてはこの人権教育、この根本にあることを踏まえて、各学校が実践している教科横断的な人権教育の推進を図るために、今後とも指導、助言に努めてまいりたいと思います。

なお、その人権に当たる大きな柱、これを毎年4月に保育園長、それから小中学校長を集めて、ここに毎年私のほうから説明する大多喜町教育委員会共通理解事項ということで、これを4項目挙げて紹介させていただいております。

その中で特に重要となる部分、ちょっと紹介させていただきますけれども、いわゆる保育士もそうですけれども、教職員、これは児童・生徒にくれぐれも何々させる、いわゆる指導型、家庭でも一歩間違えると何々しなさい、これは指導型になりますので、ここはぜひ何々

することができることを促す支援援助型、そのためにはやはり大事なことは褒めて育てると、認めてあげると、その子一人一人の人権を尊重してあげると。可能性を伸ばすこと、これを大きな柱の1本目に説明して各長に理解を求めています。

また、さらに大事なことは自己肯定感を与える授業、あるいは共感的な人間関係を育成する授業、あるいは自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する、こういった大きな、これは専門用語で生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開、あるいは生徒指導の機能を生かした教育活動全般のことを言うんですけども、この大きな柱で人権教育、自己肯定感、共感的な人間関係の育成、さらには自己決定の場、自己の可能性を開発する援助と、こういったことが人権擁護の中では非常に大切であると思っています。

繰り返しになりますけれども、やはりそれには日ごろの観察、そして褒めて育てる、この観点を大事に教育活動に当たるんだと。常に人権教育を意識しながら先生方に周知徹底をお願いするというので、必ず4月に、そして年に5回、もしくは6回、小学校長あるいは中学校長を集めての会議がありますので、その折に触れて必ずこの項目については確認しております。また、各学校の参観等も含めて常にこの意識で私のほうも、うちのほうの職員、それから先生方もこの意識のもと、必ず視察の内容を見て、その評価を常に与えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育長、ご苦労さまでした。

今言ったように、きちっと子供同士の中で共感を得られて、そして相手に対する思いやり、行われている。これはやっぱり素晴らしいことだと思います。

ただ、私思ったんですけども、教員における指導、これが私から見た限りにおいては、指導と言ってしまってもいいかどうかは別としまして、人間としてあるべきものに対して少しおかしい行動をする体質があるんじゃないか。いわゆる昨今行われている教師同士のいじめや、あるいは教師が生徒に対するいじめ、例えばセクハラ等は絶対にこれはあってはいけないことだと思います。言語道断です。これらの対処法について、今、教育委員会としてどのように行われているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問につきまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

町内の小中学校ではモラルアップ委員会、これは士気の向上というものなんですけれども、

こちらを設け、学校におけるモラルアップを図っております。また、定期的に会議を設け、新聞記事などの事例をもとに研修を行い、教職員全員で共通理解を図っております。また、セクハラ相談窓口として、年度初めに教職員の中からセクハラにかかわる教育相談担当者数名を決定しまして、児童・生徒や保護者に学校だより等により周知する取り組みを現在行っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育課長のご答弁はわかりました。

教育長、このことについて教育長からのご答弁もあわせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今、教育課長のほうから答弁させていただきましたけれども、やはり大事なことは子供たち、それから職員についても、職員について言うのであれば、職場において孤立させない職場環境づくりと。これはやはり先ほどの共通事項の中で、私も必ず保育園長、それから小学校長、中学校長にこの中で触れさせていただいております。

必ず、例えば職員の笑顔が子供の笑顔になるんだよと。子供の笑顔が保護者の笑顔になるんだよ、そして保護者の笑顔が地域の笑顔になる。やはり大事なことは、職員一人一人が笑顔で子供たちに接して授業あるいは教育活動を行うと、これが大事であると。そのためには当然セクハラ行為等、孤立させない。

例えば相談事項については、その委員会を設けてありますので、代表の教職員を指名して、女性、男性もおります。校内にセクハラ委員会もあります。子供たちにも保護者にもその点、いろんな方法で周知徹底を図っております。くれぐれも本町からそういうセクハラ行為等が起きないように、常々気をつけているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、教育長の言ったとおりです。本町からセクハラ、そして子供の笑顔が消える日をつくってはいけません。そして、生き生きと友達と仲よくする、そういう学校生活を送らなくちゃいけないんです。そのとおりなんです。

しかし、現実はどうでしょうか。私は常日ごろ言っています。子供を、犠牲者を出してはいけません。子供が明るく、そして将来にわたってこの学校に来たいんだと思ったら、その学習権を奪ってはいけません。でも現実に、全てそれはお題目で、当町においてもそのような事

例はある。これどうしたことでしょうか。

子供が泣きながら訴えた。学校が怖い、先生にトイレの陰でおかしなことをやられた、こういう事実があった。それでいて、教育長や教育委員会のあなた方は胸が痛まないのかと私思います。こういう子供たちがいて、学校に相談してもらち明かない。そして警察に被害届を出す。そしてそこでも前に進まない。そして司法の判断を仰ぐ、こんなことがあっていいでしょうか。しっかりとこの辺について反省し、確かに先ほど来いろいろやっていると申しました。でも、やっても効果がないわけでありませう。

教育長。教育長にはそういう教職員がいるということは認識なさっていると思います。そのことに対して教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今、これは前にも全員協議会等でお話しさせていただいた件かと思われませうけれども、事実関係等は今実際に司法の場でとり行われております。今、確認していることは、事実関係を明らかにして、そこら辺をはっきりすると。いわゆる刑事訴訟は、これは起訴はされておられませんので、そういった中で今現在とり行われていますので、例えばその中で、事細かなことは前にもお話しさせていただいたんですが、原告側が訴状により訴訟当事者以外非公開にしてほしいと申し立ててありますので、それ以上の内容についてはここでは控えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今のご答弁聞きますと、法的にクリアされていると、刑法的に起訴されていないと、事実関係がはっきりしない、こういうことであります。

しかし、子供の人権というのは弱い人を守るために、ジュネーブ条約を初め子どもの権利条約が結ばれ、そして我が国でも施行されてきたんです。言っていることと、今行動していること、生徒をそこまで追い込んでしまったこと、これは教育委員会として、教育行政に携わる教育長としてしっかり私は反省すべきだと思ひます。反省した上で、それは今の答弁ならいい、私思ひます。

こういう隠蔽体質、やっぱりふたをする体質だからこそ子供が、教師がトイレのそばで、トイレなんていうのは普通近づかないですよ。そこで変なことする、これ信じられますか。これが当町でも起こったという、こういう事実はしっかり肝に銘じていただきたい。

私は教育行政に対して甚だ不満であります。なぜならば、子供に寄り添う姿勢は相手に寄

り添う姿勢であります。昔、ある教育長がこう言いました。「私は生徒・児童に対して、教員生活三十有余年の中で一度たりとも手をあげたことはない。一度たりともコミュニケーションを図らなかったことはない」、また、ある教育長は言います。「町のことだとか、県のことだとか、国のことだとかない。人類普遍のことが私たちはやらなくちゃいけない。それは垣根を越えて救わなくちゃいけない。子供がたった一人でもそういう子供を出したならば、自分としての資格が問われる」、これが事実ですよ。

私が言いたかったことは、法的責任とかそういうことではないんです。法的にはクリアされるかもしれない、証人がいないんですから。不起訴になるかもしれない、見た人がいないんですから。しかし、どうでしょうか。その子がこれだけこうむったという問題、これ自身が大きな問題です。道義的問題は決して免罪符、我々にはくれません。私たちはその重い十字架を背負って、これからやっていかなくちゃいけない。

前の教育長が、「大多喜町の教育を誇るべき」と議会で答弁しました。しかし、どうでしょうか。今誇るべき教育になっていないじゃないですか。これやっぱりしっかりと精査して、さっき言ったように事実関係をしっかりと把握し、そういうだめな人を採用したということもしっかり認識していく必要があると思います。それに対して任命責任、あるいは採用責任、問われるわけです。

この問題に対して、非公開ということですから、これ以上私はどうこうということはありません。しかし言えることは、教育委員会として決してこれだけやっているからいいとかいうことは理由になりません。事件が起こったからには、たった一人でも犠牲者を出したからには、私たちは重い十字架を背負っている、その覚悟でこれからもやっていただきたいと思えます。

それでは時間の関係があります。私は次に、大いなること、まちづくりの根幹について皆さんに、執行部に問うております。

まちづくりの基本というのは、町民一人一人が愛郷心を育み、潤いのある生活を送り、心の底から誇りと自信を持って取り組めるかどうかであります。産学官民連携は十分評価いたしますし、しかしながら、まちづくりの本来のあり方は草の根レベルから交流してこそ効果を発揮するものであります。

昨今持ち上がった、どうでしょう、一部の特定企業、法人だけで運営する手法、これは甚だ疑問を呈します。大手企業の専横とも言うべき振る舞いは許されるのでしょうか。企業の社会的責任を一体どう考えているのか、いまだ私は納得しておりません。このことについて

担当課長よりお答えしていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 麻生議員の一般質問に企画課からお答えをさせていただきます。

ただいまの質問内容につきましては、昨年度から実施しております地方創生推進交付金を活用いたしました観光まちづくり推進事業で設立をいたしました株式会社わくわくカンパニーに関することであると思いますので、会社の設立等の経緯から説明をさせていただきたいと思います。

今回の観光まちづくり推進事業の実施に当たりましては、地方創生推進交付金を活用し、地域に存在する観光資源を磨き上げ、大多喜町の観光振興による地域の活性化を図ろうとするものでございます。平成 30 年度地方創生推進交付金の採択に当たりましては、交付対象事業の決定につきましては内閣府で定める評価基準に基づき、内閣府から委嘱を受けた外部有識者によりまして評価を受け、採択となるものでございました。

この評価基準では、官民協働の評価基準として、実施事業が地方公共団体のみの取り組みではなく民間と協働して行う事業であること、また、単に協働にとどまらず、民間からの融資や出資等を得て行うことがあれば、より望ましいという採択基準が対象事業として重要なポイントとなっております。このため、事業実施に当たり、町内民間企業の方々より会社設立に当たり出資をいただいたものでございます。また、国の交付金を受けるためには非常に短い期間に実施計画書を作成しなければならず、なおかつ法人の設立については、交付金が採択されなければ設立自体も中止となるような状況でございました。

このような中で、民間企業からの協力をいただくためには、町政運営に当たりご理解をいただいている方々でないと法人設立に柔軟な対応というものが得られないと判断されたため、当初設立のときには町内 4 企業と町外 1 企業よりご協力をいただいたものでございます。

次に、わくわくカンパニー大多喜の組織の見直しについてを説明させていただきますと、わくわくカンパニー大多喜の運営は、筆頭株主でありました町外企業が代表取締役となりまして会社運営を行ってまいりましたが、社内規定の見直し等により代表取締役を退任することとなり、会社を主体的に運営することができなくなるため、出資金自体を出資比率の 20 パーセント以下の 100 万円とし、会社の連結決算からも外すこととなりました。この取り扱いについては、今後の事業展開を見据えた中では、会社経営に当たりましては仕方のないことであると理解をしておるところです。

また、企業の社会的責任という観点からは、ことし 4 月に締結いたしました古民家等の歴

史的資源を活用した観光まちづくりに関する連携協定に基づきまして、古民家リノベ宿や古民家和風イタリアンを一企業で再生し、町内にオープンしたという実績は大きなものがあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 企画課長、ご苦労さまです。

要するに私が言いたかったのは、これ企画課長を中心とし、そしてよく汗を流してやりましたよ。町長も決断して出資した。町内企業の方々も出資した。このことに関して私はどうこう言っているわけじゃないんです。一番大切なことは、みずから主導権を握るべく3,000万ほど出資するんだといった大手企業、それは信用してしまうんですね、皆さん方は。しかし、大手ほどこの小さな町を食い物にしようとしているという実態があるということをよく理解していただきたい。

確かに私は思います。各企業が今、課長答弁のように、この企業がいろいろやってくさっている。これはいいことですよ。しかし、これはあくまでも利益が出るから。利潤追求でプラマイがプラスにいくからです。今回引き上げたのは、マイナスだからですよ。町の皆さん、執行部の皆さん、これ我々のメンツを潰されたんですよ。

見込みがないと思ったから出ていく、これが企業論理であります。企業の本来のあり方、利潤追求じゃありませんよ。社会にいかに関与するか、これが企業のあり方じゃないですか。渋沢栄一先生が常に言っていたことです。そして、お孫さんである渋沢敬三先生も同じことを言って、私たちに問うてきました。

今、大多喜町はこのままだまされっ放しで指をくわえて、そしてこの企業に対してパートナーとしてふさわしいんでしょうか。ある面でどうでしょう、一方的に向こうが信頼と誠実の原則を破ってきた。こちらはそれに対して、ようございませんと、今までどおりやってください、これでは地方自治体としての名折れじゃないですか。

本来のまちづくりというのは、町民の皆さんや町内企業の皆さんがみんなでお金を出資してもらって、そして盛り上げていく。ある第三セクターの会社はクラウドファンディングで金を集めて、それで運営していった。当町だって大多喜町の町民9,000人いるじゃないですか。まちづくりのあり方を真剣に考えて、幾らかなら出資していい、そんな方が多いと思います。

担当課長も、そして町長初めとした執行部も一生懸命努力した点は私よく認めます。ただ、だまされたままで引き下がっては、大多喜町のための会社にはなりませんよ。そのことを肝

に銘じます。

さて、これからのまちづくりというのは、私先ほどから申しています。愛郷心に基づく、住民の住民による住民のための施策を実行に移せるかどうかです。これが最も大切であると思います。私、飯島勝美町長と歴史観について話したところ、非常に似通った歴史観をお持ちだ。恐らく政治観も同じであると思います。このことについて飯島町長からご答弁賜ればと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、麻生議員の大多喜町への熱い思いというのを、今お話をお聞きしたところでございます。今、日本の全体の状況を見ますと、人口減少というのが非常にすさまじい勢いで進んでいます。特に地方というものはそういう状況にありまして、このままいきますと地方の経済は回らないというところに来ております。

そういう中で、国も何を考えたかというところ、地方創生ということの中でその資金を回して、そしてこれから昼間人口、いわゆるインバウンドも含めた観光人口をどうやって地方に回すかということが、この地方創生の大きな一つの狙いでもあります。その観光地づくりということで、その狙いがあるわけですね。

本町もやはり人口減少が非常に速いスピードで進んでおりまして、この経済と人口というのは不可分でございます。人口が減れば当然経済は縮むというのは、これはもう当然の理でございます。そういうことで、その中でいかに昼間人口をふやすか、それは言い換えれば観光者をいかに入れるかということになるわけです。そういう中でわくわくカンパニーというものを設立をいたしました。

今お話にもありましたが、それぞれその当時の思いがあって進めてきていることは間違いないわけです。しかしながら、私ども大多喜町というのは、ここから逃げることができないんです。今お話がありましたように、愛郷心をみんな持っております。ですから、この一つの事業を立ち上げたときに、持続可能なものでなければならないというのは基本なんです。ですから持続可能でないものをつくり上げてしまっただけでは、最終的には町民の負担になるわけです。ですから、何よりも持続可能なものにしていく。

だから、形をつくれればそれでできるものではなくて、できたものをどうやって運営していくかと、それが一番大事なところでございます。ですから企業さんの思いと私ども町の考え方が若干、その食い違いがあったことは事実でございます。ですから、つくってしまえば終わりではなくて、我々がつくった後どうするかということが非常に大きな考え方にありま

して、そこで企業さんの思いどおりのものではなかったかもしれません。

ですけれども、我々はこの事業をしっかりと見ながら、またどうやってこれを修正し、また持続可能なものにしていくかというのは、今これから進めていくところでございます。ですから、それは最終的には官民の力を合わせるということが重要でございますけれども、まず何よりも町民の皆さんと、しっかりとこの事業は持続可能なものに立ち上げ、町の経済の発展につなげていかなければならないと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、町長がいみじくも言った、やはり企業の方の、大手企業の考えていることと私どもとは本質的に相入れないものがある。私どもはこの町で生まれ育ち、そしてこれからも生きていく。そして次世代につなげていくと、これが一つ。先ほど町長がいみじくも言った永続可能であるということ、永遠に続くことなんです。

しかし大手企業は、私先ほどから皆さんに言っているのは、大手だから大丈夫とかそういう発想をやめていただきたいというのは、大手企業は利益さえ上がらなければ見捨てていくんです。そういう方はパートナーとしてこれからもおつき合いでするのは、私は疑問符である。

町長初め執行部諸君は、今までのことを無にしたいくないという気持ちわかります。そして企業側の姿勢とは違った町が主体でやっていく。先日ですか、公聴会を開き、町民の皆さんの意見を聞いた。これはすばらしいことなんです。ただ、そのときにいみじくも町民の人が言いました。この町に再び来たいという観光客がいるのだろうか。リピーターになる人がどのくらいいるのか。この町に来て満足度を与えられるところが一体どのくらいあるのか。この町は広い面積があり、そして豊かな自然があると、これはいいことです。でもその方が言うには、駐車場に、前はただだったけれども、無料だったけれども、今度は金を投資する。それで再び来ようという気が起きますかと。

いわゆる効用、満足です。満足度があるかどうか観光地として、あるいは昼間人口をふやすかの一つのポイントなんです。1時間しか無料じゃないとか、行ったら飯を食べてすぐいなくなってしまう。1カ所しか行けませんよ。

そうじゃなくて、この町のよさ、あの鍵十字のような、そして古きよき江戸期より続く店があったり、江戸期より続く民家があったり、そういうところに立ち寄って、いろいろな風情に浸りたいと思ったのに、時間制限では余りにも悲しいじゃないですか。これ公聴会の席である人が言ったことを私なりに解釈させていただきました。大多喜町が目指すものは、私

は満足度である。満足度の日本一の町を目指すべきだと思います。

今、地方だから大変である、これは確かにそうです。でも、どこでも大変です。大変だからこそ、そこで知恵が出てくるんです。今、この古きよき時代の風情を残し、そしてこれをどうPRしていくか。国際化時代の中で言葉の壁をどうクリアしていくか。小中学生に英語を教えている、これもいいことでしょう。そして周知する体制をつくっていく。看板の整備、これも必要になってくるでしょう。こういう優先的な問題に取り組む。そして、町民のあの公聴会での熱気をしっかりと受けとめる、これが執行部の皆さんのお役目であります。私もそれをパイプ役となってお伝えする、その場が一つはこの議会であり、そしてふだんの議員活動であり、政治活動だと思っております。

今、この東洋の神秘、島国であることよき、我が国の日本が、訪日外国人が多くなってきたこの機を捉えて、この町がどこに行くのか、いま一步考えていこうじゃありませんか。私が飯島町長と10年前お話ししたときに、いずれ訪日外人がふえますよ、そのときにどうですか、オリンピックやサッカーのワールドカップが来るような、ああいう状況に大多喜町もなる、ということは人があふれるような町をつくろうじゃないですかと。公開討論会の中で、そのような趣旨を言ったと記憶しております。恐らく飯島町長も、今でもその気持ちがあると思います。

私はこの間、大多喜町で宍倉一輔元町長に1年間、そして田嶋隆威元町長に議員として1年、そして町長として3年間、お互いに町をよくするために切磋琢磨させていただきました。そして、現飯島勝美町長とは2年11カ月間、こういう議会を通してそうですし、あと個別にもさまざまなことで議論させていただきました。

話せばわかる、聞く耳を持つ、そういう飯島町長だと私は思っております。ですから、私がきょう舌鋒鋭く執行部側の皆さんを言ったのも、お互いに、小さな町けれども目指すのは満足度日本一の町であるということでもあります。お互いにワンチームになって、この町の将来をすばらしい町にしていこうじゃありませんか。

きょう私の一般質問に対しまして、議長がご指名いただき、最初という重責を担わせていただきました。私が最初というのは前座でありますから、今後、次から次へと町執行部の皆さんに対して、町民の立場に立って多数の方がおっしゃると思います。そのことを肝に銘じてまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

きょうは傍聴の皆さんも長い間ご清聴いただきまして、ありがとうございます。これを持ちまして麻生剛の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で麻生剛君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

11時半から会議を再開します。

（午前11時21分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前11時30分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

なお、一般質問を始める前に、先ほど町当局、議長さん、議員の志関さんから忠告がありましたことに、私本当に申しわけなかったと思います。一応、一般質問を始める前に、私がちょっと一線を越えたということで、深くおわび申し上げます。

では、一般質問入らせていただきます。

災害復旧の対応についてお伺いいたします。

今年度の台風15号、19号、そして台風21号の影響による低気圧により、東日本を中心とした全国各地に甚大な被害をもたらしました。つきましては、これらの災害にかかわることについてお伺いいたします。

初めに、夷隅川、養老川の被害についてお伺いいたします。

被害の箇所数、状況について、どのような状況だったかお聞きいたします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 吉野議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

夷隅川、養老川の大多喜町内の被害について、管理者である千葉県に伺いましたので、ご報告させていただきます。

台風15号及び台風19号につきましては、いずれも被害はございませんでした。台風21

号に関しましては、のり面の崩落が夷隅川で1カ所、養老川で1カ所確認をされており、いずれも国の災害復旧事業には対象とならないものであるということで報告を受けております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） それで、夷隅川の県と町の守備範囲ということで、夷隅川に関しては庄司のオオアナというところで、三条、弓木、田代から来る川と板谷川というところの交差点までが県と町の境目ということなんですが、養老川に関しては県の守備範囲、町の守備範囲というのはどこら辺までか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） わかる。質問事項にないことわかる……。

（「ごめんなさい、じゃ、後でいいです。すみません」「後ほどお答えさせていただきます」の声あり）

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 続きまして、国の災害復旧事業の対象数ということで、今回の3つの大きなあれがありました。それに関して災害復旧事業ということで、町はどのくらい対象数があったか、その辺をお聞きします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまご質問は、国・県道、町道に関して建設課のほうからということでお答えさせていただきます。

初めに、国・県が管理している国・県道についてお答えをさせていただきます。

台風15号では、国道465号で土砂崩落が1カ所、県道小田代勝浦線で同じく土砂崩落が1カ所と、倒木が数カ所確認をされており、そのほか、国道297号、県道その他5路線で倒竹木が確認をされており、

なお、これに伴う国の災害復旧事業への対象箇所はございません。

次に、台風19号でございますけれども、国道465号で土砂崩落が1カ所、そのほか県道大多喜君津線で土砂崩落が1カ所、その他4路線で倒竹木が数カ所確認をされており、このうち、国道465号の土砂崩落箇所1カ所を国の災害復旧事業として対象としているということでございます。

（「これ場所はどこかわかりますか」の声あり）

○建設課長（吉野正展君） 続けてよろしいですか。場所は笛倉地先でございます。

（「笛倉、ありがとうございました」の声あり）

○建設課長（吉野正展君） 続きまして、もうちょっと……。

○議長（野村賢一君） きっちり聞いてから、手を挙げてください。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 次に、台風 21 号関連でございますけれども、国道 465 号で道路冠水が 1 カ所、土砂の流出が 1 カ所、主要地方道市原天津小湊線で土砂崩落が 1 カ所、県道勝浦上野大多喜線で土砂流出が 1 カ所、県道大多喜君津線で土砂崩落が 1 カ所、道路の崩落が 1 カ所、県道大多喜里見線で土砂崩落が 1 カ所を確認されておまして、いずれも国の災害復旧事業には対象とならないということでございます。

続きまして、町道に関して申し上げます。

台風 15 号では、町道 20 路線について被害が生じ、このうち国の災害復旧事業に路肩の決壊の復旧工事、こちらに 2 カ所、倒木処理について 4 カ所申請をさせていただきました。

続きまして、台風 19 号では、町道 5 路線について主に路肩決壊の被害が生じましたが、国の災害復旧事業には対象とならないものでございます。

続きまして、台風 21 号では、町道の 27 路線 39 カ所について主に路肩決壊の被害が生じ、このうち国の災害復旧事業には路肩の決壊など 15 カ所の申請をする予定で、国の事業の対象とならないその他の路線につきましては町の単独事業、また直営での復旧を予定をしております。このほか、町管理の普通河川の天然河岸の決壊 1 カ所について、国の災害復旧事業の申請を予定をしております。

通告にございました私道の被害につきましては、町管理ではないため把握はしておりません。

建設課からは以上でございます。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

大変な被害だったんですが、ほかの市町村から比べれば、まあまあという感じかなということでございます。

それで、林道の被害で三条地区の林道大塚線があるんですが、デジタルテレビの中継局、アンテナがあり非常に重要な路線であるが、今後の被害対応についてどのように行うのか、災害復旧で対応できなかったのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に産業振興課よりお答えいたし

ます。

初めに、農道・林道の被害状況もちよっとあわせて説明したいと思います。

初めに、被害箇所数のほうでございますけれども、台風 15 号では農道 7 カ所、林道 7 カ所、台風 19 号では農道 1 カ所、林道 1 カ所、台風 21 号では農道 4 カ所、林道 5 カ所となっております。

次に、被害の状況は、農道・林道ともに道路上への倒木及び土砂の崩落、道路の崩落となっております。

次に、災害復旧事業の対象数ですが、台風 15 号で農道が 1 カ所、台風 21 号で農道が 1 カ所となっております。

最後に、林道大塚線の台風 21 号による被害の対応につきましては、被害の状況として、林道の崩落及び林道に敷かれた碎石の流出があります。また、林道の被害ではございませんが、林道の終点から大塚山へ通ずる道に土砂の崩落があり、土砂で道が塞がれ、人も車両も通行できない状況にあり、崩落した先にある駐車スペースには山頂に設置された地デジ中継局の点検に来た会社の車両が駐車されたままで、下におりられなくなっております。そのため今後の対応としましては、道を塞いでいる土砂の撤去及び林道の崩落部分の復旧、そして碎石が流出した林道への碎石の敷設等を行い、駐車スペースに駐車された車両が安全におられるようにしたいと考えております。

それから、林道の災害復旧はどうかということでございますが、今回は林道の災害復旧事業としては実施はする予定はございません。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） これ災害復旧でやらないということは、一般予算でやるということですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） そのとおりです。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

この件につきまして、昨年の 12 月議会でやはり地元の要望ということで、高齢化のために維持管理がなかなか難しいということで、碎石を町から半分、地元半分で道普請は三条区、今 10 戸ですか。1 キロの林道を整備するというのは、一部コンクリでやっているところは今回の台風でも何ともなかったんですが、やはり碎石のところはもう流れちゃって、もう路

面が、岩盤が出ちゃって、それが排水処理が悪くて、その初めの駐車スペースですか、そここのところが大きな崩落ということになっているんですが、昨年の質問に対して、町長さんもあるところで大塚山は舗装にシナクチャいけないというようにいい話も聞いておりますので、今後できましたら町長さんの思っているとおりに、維持管理ということで、やはり碎石だと雨が降るたびに流れてしまう。道路が川になってしまう、また崩落というその繰り返しになるので、町長さん、町の予算出るとということで、町長さんのご意見をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 一つ先に言っておかなきゃいけないのは、将来舗装にシナクチャいかんということを私言っておりませんので、それは誤解だと思います。

それで、まずそこからお話をしたいと思えますけれども、まず今の大塚山の道路につきましては、まず何よりも今災害を受けて通行ができない状態なんですよ。ですから、まず今やるべきことは災害復旧が優先でございますので、まずはそこを何とかして早くやらなきゃいけません。

そういうことで今設計等もしまして、これは補助事業としてはないわけではないんです。ただ、それは当然補助事業は地元負担になります。地元負担になります。その地域のほうにご相談をいたしましたら、地元負担でやるんならばやれませんということで地域の区では言われておりますので、それで町の単独事業で何とか仮復旧をしようということで今進めているところでございます。その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

そして、まず我々が今考えているのは、何よりも上に車がありますので、まずそれを何とかおろす方法を考えなきゃいけないので、それは放送各社ともいろいろ協議しながら進めておりますけれども、どちらにしても、まず今私ども台風 15 号、19 号、そして 21 号の豪雨によりました復旧・復興というものが何よりも急務でございますので、まずそこを優先として進めていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君に申し上げます。

先ほどの質問で、建設課長が答えられなかった場所で建設課長が答えたいということですから、ひとつ答弁してください。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほど申しわけございません。ちょっと資料を見つけるのが遅くなりまして、養老川の県の管理の部分ですけれども、下流側は市原境からですね。上流側は町道の会所弓木線の脇に、品の川という普通河川ございます。会所弓木線ですね。それと会

所の地区から馬渡川という合流点があるんですけども、会所地先のこの合流点から下流の約12キロが県管理の養老川の区域でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今町長さんが答弁してくれました。それで今年度たまたま、毎年三条、田代、弓木ですか、町のほうへいろいろ要望書出ているんですよ。それで林道大塚線の道路保守、担当はこれ産業振興課になってますか。ご要望がありました林道大塚線につきまして、部分的に施工してあるコンクリート舗装箇所のうち、雨水等により碎石が流されて通行に支障を来すところが見受けられます。ハイキングコースとして安全面への配慮や耐久性、恒久的な対策を図るに当たり、最良の施工方法等を今後地元区と協議させていただき、対応を図りたいと考えておりますと。

この中で恒久的な対策ということは、やはり町長さんがあるところで言ったように舗装でしかないと思うので、その辺についてももう一度確認でございます。地元区からの要望にこういう答弁がありました。これはことしの7月9日付で三条、田代、弓木の区長さんが町へ要望、回答は9月3日付で出ておるんですが、それについて、たまたま大塚線ですか、これに書いた恒久的なということであってあるんですが、その辺は町長さん、どうですか。

○議長（野村賢一君） 町長、町で回答、今回答書を読んだんですけども、そのとおりだと思うんですけども、答弁しますか。

○町長（飯島勝美君） いや、今答弁した。

○議長（野村賢一君） 読んだとおりに思うんですけども。

（「答弁しない」の声あり）

○議長（野村賢一君） しないということないですけども、町から答弁したということ。

（「答え言ったじゃない」の声あり）

○議長（野村賢一君） 次にいってください。

○5番（吉野僖一君） では今、恒久的なことでもいいほうに解釈してよろしいということですね。

そうということで、本当に地元はやはり高齢化で、あれを自分らが管理しろというのは非常に難しいし、雨が降るたびに流れてしまうので、再三やっていますので、その辺は地元出身でありますのでよく知っていると思うんですけども、善処してほしいということをお願い

したいと思います。

一番のポイントでございまして、昨年的一般質問もその大塚山のことでやっておりますし、その辺の絡みもあったので、今回たまたま台風で、ああやって大規模災害ということだったので質問させていただきました。

続きまして、この台風で上水道事業にかかわる被害についてお伺いします。

被害箇所と対応状況、特に星井畑かな、一番おくれたところ、その辺についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 吉野僖一議員の一般質問に環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

初めに、台風 15 号の被害箇所、対応状況についてですけれども、台風 15 号につきましては、各施設そのものに被害はありませんでした。しかしながら、停電により老川、西畑地区の加圧場、12 カ所なんですけれども、そちらが停止し 400 戸で断水となりました。対応状況ですが、9 月 9 日から 9 月 14 日まで、11 時から 13 時までと 17 時半から 21 時までの 1 日 2 回、給水車による応急給水活動を実施しました。

台風 19 号につきましては、やはり施設そのものには被害はありませんでした。しかしながら、停電により老川、西畑地区の加圧場、こちら 7 カ所が停止しまして 95 戸で断水となりました。対応状況ですが、10 月 13 日の 11 時から 13 時までと 17 時から 20 時までの給水車による応急給水活動を実施しました。

台風 21 号の影響による大雨につきましては、断水等の被害は発生しておりませんが、横山浄水場への道路が大雨により陥没等があり通行不能となりました。現在、応急措置により通行できるようになっており、支障は出ておりません。また、取水井戸への連絡道路につきましては、現在復旧について建設課と協議を進めているところであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 続きまして、今もあったんですけれども、想定される長期停電に対応するための考え方について、今後町はどのように対応するのか。

というのは、中野も 5 日間停電したんですが、西畑郵便局周りの近辺の 10 戸ぐらいは停電でなかったということで、何か配線が 2 系統、黒原ラインと、黒原ラインというのは総元から笛倉からずっと平沢、弓木、田代、三条、中野、板谷までが黒原ラインで、あと紙敷ラ

インというのが、それが生きていたために西畑郵便局、駅前のなかじまやさんとかそこら辺10戸ぐらいは停電でなかったという、2系統入っていたということなんですが、その辺は町は関知しておったかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 対応と管理、両方来ているからね、質問ね。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 東京電力のその配線図につきましては、セキュリティ上の観点から東京電力は公開しないということで、県のほうも要望はしているところでございますが、それについては公開されておりませんので、町のほうは掌握していない状況でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これはやはり非常時の場合、やはり町がそれ配線図を東京電力からもらっていないというのは、ちょっとやはり納得いかないです。

というのは、西畑地区の停電、西畑の停電というのは大橋木材が倒木1カ所、それと弓木の花生カントリー、平沢弓木線のところの交差点の近くで倒木があつて2カ所、があつたために停電ということで、紙敷西のトンネルのところも実際倒木で切れたんです。でも、局なんかは生きていた。

実際、NHKのニュースで言っていたんですけども、電柱倒れますね。そこでとめれば、その先は停電でもその手前は生きるということで、だから大橋木材の倒木のやつが早く復旧できれば5日間も停電にならなくて済んだということで、それ私も東京電力に電話しまして、今後の対応で説明してくれということで、実際に東京電力から2名の方が見えまして説明してくれました。

ふだんの維持管理、そういう電線に木が覆いかぶさっているとか、そういうのは一般の素人じゃできない。やはり東京電力の関係者、工事、関電工とかそういう人たちでないと、高いところで高圧線だからできないということなので、その辺は町も東京電力のほうに、今までは、この3月までは茂原に営業所があるんだけど、茂原の営業所も来年3月で閉鎖しちゃって、木更津1カ所になっちゃうということなので、これはやはり災害時に電話しても通じないし、今後の対応、やはり東京電力とのそういう連携、その辺をホットラインとか特別なラインでやらないと、やはり停電というのはすごく生活全て、お店もそうだし、生活している人も冷蔵庫のものみんなだめになっちゃうし、そういうこともあつたし、今後の対応としては東京電力とそういう配線図に関して、東京電力も人がいないんだからわからないわけですね。実際に言っても対応が遅いということで、長期停電というのを初めて経験

したので、商売もできないということなので、その辺町は今後東京電力とどのように対応するかちょっとお伺いします。

(「非公開だからしょうがないよな」の声あり)

○議長(野村賢一君) 総務課長。

○総務課長(古茶義明君) その配線図につきましてはセキュリティー上、テロとかそういうものを想定いたしまして非公開ということでございますので、それについては対応できないというふうに考えておりますが、東京電力とのホットライン、それについては今、ことしの災害を教訓にいろいろ今協議しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(野村賢一君) 5番吉野僖一君。

○5番(吉野僖一君) そして最後は、簡易水道施設の被害ということで、星井畑ですか、あそこ特殊な土地ということで対応しているらしいんですけども、水道のほうは復旧したんでしょうか。

○議長(野村賢一君) 環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) 簡易水道施設の被害状況ですけれども、星井畑地区にあります簡易水道施設について、山の斜面にある導水管が表土とともに崩れ落ちている状況になっております。

対応状況ですが、9月26日に施設利用者の方と環境水道課で現地調査を行い、今年度から実施している家庭用飲用水井戸等整備事業補助金を活用し、復旧を進めていくことになっております。

現在の状況ですけれども、施設利用者の方は5軒あります。そのうち2名は別荘として使用しております。残りの3軒についてはもともとから住んでいる方で、自家水により、自分で井戸で賄っているものが2軒、あと残りの1軒については親戚の方等から融通してもらっている状況になっております。補助金につきましては町のほうで用意しておりますが、自己負担が伴うこととなりますので、地元の方、使っている方でよく協議していただいて、町に申請をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○5番(吉野僖一君) ありがとうございます。

できるだけ早く復旧できるようにお願いしたいと思います。

ちょうど時間となって、以上でもって一般質問を終わります。そういうわけで、よろしく

対応をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で吉野僖一君の一般質問を終了しました。

ここでしばらく休憩します。

この間、昼食休憩をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時59分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 1番野中でございます。急な申し出を受け入れていただきありがとうございます。ご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

私も今回、台風関係の一般質問を行うわけですが、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げます。

ことしの台風の襲来は、私たちの認識を変えたのではないのでしょうか。北九州をまたもや襲った13号、本県に甚大な被害をもたらした15号、19号、21号に見る台風の巨大化、激甚化を目の当たりにして、これらは今までなら行政の手抜きを正当化させるように、何十年に一度の想定外の規模だったという言い方をしていましたが、この規模がこれからの台風の基準になる、想定内の規模になるのではないのでしょうか。

多くの町民は不安を感じています。災害から町民の暮らしと命と財産を守ることは、憲法によって自治体に課せられた責務です。25条では生存権を、29条では財産権をうたっています。そのために、被災後の対策はもとより、被害を未然に防ぐための減災対策に迅速に取り組む必要があります。以下、伺います。

まず、道路の減災について伺いたいと思います。

道路はふだんの生活でも生命線的な存在ですが、災害時は避難、救助、復旧のために一層機能が保たれていなければなりません。この秋の台風被害では、町道の損壊が3台風の合計

で、いただいた資料によれば 43 カ所に及んでいます。損壊の特徴的な原因はどのようなところにありましたか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 野中議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

日本は台風に常に襲われる位置であるとともに、地震・火山活動が非常に活発な太平洋プレート境界に位置するため、毎年のように地震、台風、豪雨など数多くの自然災害に見舞われ、このような災害が発生すると道路が被災するケースが多く、またその種類もさまざまあります。

道路被害の特徴とはとのご質問ですが、気象庁のデータによりますと、本年9月9日の台風15号は9月8日からの降り始めから累加雨量が212ミリ、勝浦観測所で最大風速毎秒29.5メートルを観測し、主に風による倒木、のり面の崩落が多い災害でありました。

次に、10月11日からの台風19号は、10月11日の降り始めから累加雨量が146ミリであり、暴風雨の予想もされましたが、台風15号に比べ風も強くなく雨も少ない状況でありました。

次に、10月25日からの豪雨につきましては、台風21号が日本から遠くに離れておりましたが、台風の影響を受け、10月24日からの降り始めから累加雨量が246.5ミリとなり、近年にない多量の降水量を観測いたしました。この大雨による道路の崩落も多く発生しましたが、台風15号、19号に比べ、道路の路肩が崩れるものが多い災害でございました。

以上でございます。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） まだ続くみたいです。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ちょっと訂正がございます。

10月24日からの累加雨量ですけれども、276.5ミリでございます。

（「ありがとうございます。今の答弁ですと……」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） すみません。道路の損壊は風による倒木が原因で、上のほうの崖が崩れ落ち、21号は雨で路肩が崩れるという原因が多かったということですが、私も本当にそうだと思います。倒木、崖崩れと雨による決壊とでは対策が違うと思うんですけれども、町として本当に中山間地で、斜面が多い平地と違って管理は大変だと思うんですけれども、そ

それでもやっぱり住民の生活、生命守るためにきちんとしていただかないと住民は安心できません。対策はできているのでしょうか。どんな対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

崩落は倒木を伴うものが多いと思われます。今まで災害とは別で、道路の安全な通行ということで、のり面の伸び過ぎた木を切つてという一般質問が何人かの方から過去出されていますけれども、今回はそれに加えて倒木という災害、倒木による災害で多数落ちているわけです。そういう面でもきちんとした対策が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 災害に対する対策はということでありまして、まず1点、倒木の関係が今のお話ではございましたけれども、倒木に関しましては前々から一般質問のほうで答弁させていただいておりますけれども、町の所有地の木であれば、これは町で処理をさせていただきます。

今回、倒木に関しましては、主なものは私有地にある木、これが倒れてかなり電線を切ったり電柱を倒したり、それが崩落をして道路が通行どめになったというようなことだと思います。これに関しましては、今まで私ども申しましたとおり、所有者の方で切つていただくことと考えております。

ただ、所有者の方も全て切れないかなというふうに考えておりますので、今のところ原則は所有者の方ですけれども、所有者の方が切つた後の処理をしてくださるだとか、一緒に切つていただくだとか、そういう地域の方と一緒に作業でそういう倒木になり得るような場所の木の処理、こういうものができれば一緒に作業してまいりたいというふうに考えております。

また、倒木以外ですけれども、通常の道路のパトロール、また地域からの通報などによりまして、そういう危険箇所については随時対応させていただいているところでございます。

以上です。

（「雨に対しては……」の声あり）

○議長（野村賢一君） 何か質問しているよ、課長。

どうぞ、建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今回、かなりの雨によって道路が崩れるということですが、一つは道路に降った雨が側溝に流れなかったり、側溝が詰まっていたり、側溝に流れずに道路に降って、それが低いところののり面を洗うというような現象で崩れたものと思います。そういうところにつきましては、幹線道路につきましては町が主体的に行っております。

ただ、町道が約 250 キロございますので、全てのことを町だけで実施するというところにつきましてはなかなか難しい面があるかと思いますので、やはりこれも先ほど申しましたように、地域の方々と協力して、道路の維持等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 倒木、道路にはみ出した木の件ですけれども、原則所有者が処分することは前と変わりませんが、所有者とともにやっていくということについては進めていただきたいと思います。

それと、道路をつくる時、ぜひと言って道路用地を提供したんだけど、でものり面は自分で管理するんだよというのは大変しんどい話だと思うんですね。最近のり面については、新しく町道を買収するときには、のり面部分も含めて町道敷地として買収しているようだけれども、古い道路についてものり面を町が買い取っていくという、計画的に買い取っていくという計画はありませんか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議員のおっしゃるとおり、今新しく道路を開削して新規道路をつくる、こういうことに関しましては道路の管理者として必要な部分をご提供いただいて町で買収していくというところがございます。今議員のご質問の、これまでもうできている道路ののり面、これを町で買収して行って管理していったらどうだというようなお話だと思いますけれども、本来そうあるべきだと私も思います。

ただ、現状で全て町管理、現状の道路のり面の道路、多分木が生えているところも含めて全て町で測量して用地買収をしていくというのは、なかなか今難しいことだと思います。ただ、いろんな機会を設けて、そういうところが可能であればそういうことも考えていかなければならないのかなと思いますけれども、現状ではなかなか難しいことではないのかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） その方向でこれから先、検討していくということを課題にしていただきたいと思います。

それと排水溝の件ですけれども、排水溝を町でやりきれないからやっぱり地元でみたいな話、前もそうでした。私が車で通る範囲だとかなり排水溝、機能していないところがあるような気がします。上から落っこって排水溝のふたの上にともしっかりともう泥がたまって草が生

えてというところが多く見られます。ふたのないところでは泥や木の葉が積もり積もって、水の力ではもう押し出せない状況であります。それも地元でやれというのは大変しんどい。ごくわずかしかな軒数がない、高齢化を迎えている、そのところで泥を何百メートルも、あるいは1キロ以上もかき出していくというのは大変なことでもあります。

やはり地元ということではなくて、町が責任を持って、計画的に機械も導入して、人も導入して、もちろん地元の人々の協力も得られればそれにこしたことはありませんけれども、道路というのは地元だけが通るわけではありませんので、全町民が自由に行き来するものですから、町が責任を持って町道については私は管理すべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路側溝が長年の降雨等により埋まっていて、またそれもなかなか地元だけでは対応し切れていない。これまではかなり地元の方も人もいたり、若い方がいたりということでやっていたというようなお話だったと思います。

確かに議員の言われているとおり、道路側溝の土の上げというものはかなり労力が必要なものだと思います。ただ、先ほども申しましたが、地域の中の道路であったり、そういうものについて全て町だけで解決するというものはなかなかこれからは難しくなってくるだろうというふうに考えております。

ですから、いろいろ区からの要望等があって道路側溝なんかの話も出てきますので、そういうことに関しましては、区長さんからのいろんな申し出によりまして、町も先ほど議員の言われるように機械もごさいます。ただ、先ほども申しましたが、町だけでやるのではなくて地元の方の協力、出役等もいただきながら、町と地域の方と一体となって、そういう問題の解決に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 集落内道路であれば、地元の協力ということもあると思いますけれども、集落、人家の全然ないところ、西畑、老川には多いのですが、そういうところまで地元でなんて言われると、どこまで地元が面倒見なきゃいけないのかと気が遠くなるような気がします。やはり町道に関しては、きちんと町が維持管理計画を持つべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 野中議員の言われているとおり、全て地元の方等ということでは

なくて、町が管理している道路、例えば大多喜から中野に向けていく幹線、またはそこから枝分かれをしている西部田から湯倉へ向かう道路、こういう道路に関しまして地元と一緒にというのはなかなか難しいことだと思います。そういう道路につきましては、これまでも建設課が主体となって道路の側溝を上げ、水があふれないようにやっているところでございます。

今、いろいろ申し上げているのは、やはり地域の道路であったり、地域の方が今までもそうですけれども、草刈りをしていただいたり、そういうことで管理している道路につきましては、これまで同様、地域とまた町が協働作業、いわゆるともに働くという協働ですけれども、そういうような考えのもとに進めていきたいというふうに考えております。

また、維持管理計画とありますけれども、今建設課のほうでは道路の舗装、また橋梁、トンネル、それから吹きつけ等ののり面の修繕、こういったものがつくってからかなりの期間を要しておるということで、それぞれ修繕計画を策定して対応しております。そういうものに関しましては、その修繕計画に沿った対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） その舗装だとかのり面だとかの吹きつけとか、そういうのについての計画はつくっていききたいと。排水溝でいうと、道路面と同じにふたがあるところは水が入れる可能性はあるんですけれども、排水溝のふたのほうが厚くて、そのふたの厚みの分だけ飛び出していて、水がどう考えても入れないような道路もあるんですね。そういうようなところなどについては、やはり改良する必要があるのではないかと思うんですけれども、その辺のチェックも入れていただけますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほど、修繕計画についてはつくっていききたいというものではなくて、現在もう修繕計画ございますので、それに沿って整備をしてみたいと思います。

今の排水溝のふたの段差等がありますけれども、道路側溝にはいろいろな規格がありまして、通常建設課で今使っているのは落としぶた式といいまして、U字溝の上面、これはふたをかけて舗装面と同じになるものをできるだけ使用しているところでございます。

今、野中議員のおっしゃっているのは昔からあるもので、ふたかけを想定していないU字溝、こういうものについて、いろいろ地元からの要望であったり、町からやらなければいけないということでふたをかけているところですが、そういうことについてはその材料

の構造上、どうしてもふたをかけるには舗装面から上がってしまうと、飛び出してしまうという状況でございます。

そういうものを計画的に整備してはどうかという話ですけれども、現在いろいろな要望、また町でも改良していかなければいけない路線、またU字溝入れていかなければいけない路線等もありますので、これから整備するものについてはできる限りそういうふたをかけて道路面と同じような形状にしていくように努力をしまして、まがりなりにもU字溝が入っていたり、そういうものについては何かの機会があればまたそういうことも可能であると思えますけれども、現在のところそのままといいますか、現状で何とか管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 何だか道路の被害は減らないような気がします。被害が起きてからお金をかけるのではなくて、起きないためにお金を使ってほしいなと思います。心してください。よろしくお願いします。

次に、避難所について伺います。

19 号の際、町内の避難所の利用者は、担当の集計では最高時で 185 人にも及びました。いただいた資料によれば、農村コミュニティーセンターや保健センターでは 70 名近くの方が利用されました。大勢の方が宿泊施設でない場所に泊まるのは、迎え入れる側の準備も利用するほうも大変だったと思われれます。その辺の実態はどうだったのでしょうか。大勢泊まられた会場の様子を。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 開設はすぐに、警報が発令する前に避難所を準備して、避難所、最初5カ所開設いたしまして、避難勧告を出したと同時に 10 カ所を開設したところでございますが、職員についても直行職員ということで割り当てをしまして、事前に割り当てしておりますので、対応については問題なく対応できたというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 避難される方がスムーズに過ごすことができているのでしょうか。話聞いていませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

一部、若干体が不自由な方もいらしたようですけれども、とりあえず難なく過ごせたという報告しか聞いていません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 町は昨年5月に指定避難所開設運営マニュアルをまとめました。具体的な活動内容がかなり細かく述べられていて、大方抜かりがないのではないかと思えるようなマニュアルでした。ご苦労さまです。

それですと、開設については町の職員が行い、避難所開設が長引く場合には、住民による運営委員会を組織して運営に当たることになっています。住民はこのことを知らされているのでしょうか。運営委員会の存在や内容について、事前の知識があるというのとないのでは被災後の混乱を切り開くのに随分違ってくると思います。住民への周知は行われているのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問に総務課のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど議員が言われたとおり、指定避難所開設運営マニュアルについては、昨年、平成30年5月に策定をいたしまして、翌月の6月には全ての各行政区の区長さん、また各自主防災組織、今17ございますが、自主防災組織の代表の方々に配付をさせていただいておるところでございます。また、内容につきましても町ホームページにも掲載をしているところでございます。

各区におかれましては、役員改選の都度、指定避難所開設運営マニュアルも引き継ぎをされているものと考えておりますが、年度当初にマニュアルのありなし、有無の確認をしたいというふうに考えております。また、先ほど言われた避難生活が長期にわたる場合、これは発災から3日後程度ということでございますが、設置いたします避難所運営委員会、またその運営についても防災訓練の会場の避難所ブースなどを活用して、今後も周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ことしの西小学校の防災訓練のときは、体育館に避難所のようなことを設定されておりまして、イメージをつかむのに大変役に立ったと思います。ただ、それは町の側の準備であって、住民がどう動くかということは全くなかったわけです。住民が前も

って動ける訓練も必要かと思いますが、来年以降、避難所運営についてのことも入れておいたらいいのではないかと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 先ほどもお答えしましたとおり、やはりそういう周知も必要であると思いますので、来年度以降の避難所、せつかく避難所のテントとかそういうものを展示してございますので、それにあわせて担当職員を当てて説明のほうをさせていただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） それと、庄司区と議員の懇談会の中で出されたんですけども、避難所に張りついてくださった職員は2名なので、その2名で全部やっていたと。住民は全のお客様で手出しをしなかったということなんですけれども、やはり準備の段階でも、もしも住民が運営にかかわるのは長期になってというのではなくて、初めのときから手伝ってもらうとか、そういうふうな活動を入れていったらどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） そうしていただくと大変助かるんですが、住民の方々もいろいろなご意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、初めから物資がいただけないのかとか、食料も自分で用意しなければいけないのかというような考えの方も多数いらっしゃいますので、そういうのも含めて今後お願いできる方がいらっしゃれば、またそういうふうな方向で考えていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） よろしく申し上げます。

次にいきます。マニュアルの中ではよくできていると思います。避難所はペット同伴でもいいよ、それから配慮の必要な人々への配慮もしますよということを言及しているんですが、具体的な提示はありません。ペットを飼っていらっしゃる方が、連れていったら周りに迷惑がかかるんじゃないかしらとか、あるいは足なんかが不自由で床には眠れない、ベッドはあるのかしらとか、赤ちゃんなんかは泣いたりしたら迷惑になるんじゃないかしらとか、そういうことで避難所に行けない人もいると思うんです。どのような配慮、具体的に準備をするのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

指定避難所におきましては、避難所の種類と申しますか、つくりも違うところがありますので、複数の部屋があるところについては、赤ちゃんがいる方については一般の避難者とは別に部屋を用意する予定でございます。それ以外の避難所につきましては、パーティションであったり、先ほど言いました、防災訓練のとき展示いたしました間仕切りテントやそういうプライバシーが確保できるように、現在のところ対応しているところでございます。

また、ペット同伴の避難については受け入れはしておりますが、ペットについては盲導犬であったり介助犬を除いて、避難所敷地内にケージなどをご用意いただく場合もあります。

これは避難所によって対応をさせていただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） そういう準備を事前にしておいて、住民への周知をして安心して避難できるような地ならしをしていただきたいと思います。

私、こういう配慮の必要な人は初めから福祉避難所に行けばいいのではないかと思ったのですが、どうも福祉避難所というのは直接行けないということが調べていてわかりましたので、福祉避難所についていま一度説明してください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

福祉避難所とは、日ごろから介護が必要な方など、健康状態により配慮をしなければならぬ方等が避難する場所ということでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 簡単に言うと要介護認定をいただいている人ですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 一概に介護認定ということではございません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 普通の人には福祉避難所に直接避難することができないというふうに伺ったんですけども、福祉避難所を利用するにはどうすればいいんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 福祉避難所というのは一般に周知はいたしておりません。周知をすることによって自己判断で福祉避難所に避難する方がふえ、福祉避難所での混乱を回避するために周知はしておりません。

避難をする方というのは、あくまでも先ほども申し上げたとおり、健康状態などにより配慮が必要な方に避難していただくための場所となりますので、関係機関と協力しながら避難所へ避難していただくことを想定しています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 関係機関というのは、わかりやすく言うのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 例えば、介護を受けている方であればその介護の事業所ですか、あと病院、医療かかっている方であれば医療等を考えております。

（「わかりました。ワンクッション必要だということですね」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 直接には行けないと。医療機関とか事業所とか、そういうところを通じて福祉避難所に運び込まれるということですね。

○議長（野村賢一君） 勝手に質問しているから。

（「すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 必ずしもワンクッション置かなければいけないということではございませんけれども、そういったところにご意見を伺ったり、またはケアマネジャーさんがついている場合については、ケアマネジャーさんたちとも協議をして避難をしていただくことを考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） その次いきます。

ことしの台風とか、あるいは今でも大火事が起きていると思うんですけども、オーストラリアの大火事だとか、ことしはヨーロッパ、パリはもうずっと初夏から 40 度を超える暑さなど、とにかく異常気象の連続です。これは温暖化そのものだと思います。今まではこのままいけば温暖化により気象が極端化すると言われ、それは今のことじゃなくて将来のことのように思われていました。ところが、温暖化は今現在そのものではないでしょうか。

対策は待ったなしです。特に炭酸ガスを排出し続けてきた工業先進国の責任は大きいもの

と私は思います。断片的な知識ではなく、正しい知識なしには正しい対策、そして取り組みはできません。ことし過去最高の 187 センチという高潮に見舞われたベネチア、そのイタリアでは来年 9 月から全ての公立学校で年間 33 時間の気候変動の授業を義務化するという報道がありました。

国連総会で温暖化を告発、指弾したグレタさんを先頭に、若者が動き始めています。本町でも学校及び生涯学習として、住民にも子供たちにも気候変動、温暖化に関する学習啓蒙に取り組む考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 野中さん、避難所の電源としてソーラー発電というの、これ飛び越したような気がする。要らないね、先にこれ答えてもらえますね。

○1 番（野中眞弓君） そうしてください。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 野中議員の一般質問に、初めに生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

気候変動に関する学習に取り組む考えはあるかのご質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、イタリアでは教育省が、イタリアでの教育制度を環境と社会を学習の中核に置く最初の教育制度にしたいと、年間 33 時間、週 1 時間を気候変動に関する授業に充てると報道をされております。

日本では環境省や文部科学省などが主体となって、気候変動の観測、予測及び環境評価統合レポート 2018 ということで、日本の気候変動とその影響を公表しておるところでございます。このレポートでは、世界的に気温や海水温の上昇が見込まれるほか、北極海の海氷が減少し、熱帯低気圧の最大風速及び降雨量は増加する可能性が高いと予測しております。

また日本では世界より速いペースで気温が上昇しており、真夏日、猛暑日の日数が増加、強い雨が増加している一方で、降水日が減少、多くの地域で積雪が減少する一方で、内陸部では大雪が増加する傾向を指摘しており、農林水産業や自然、生態系など、各方面に影響が出ると予測がされております。このように気候変動の影響は既に日本を含む世界のさまざまな地域であらわれており、今後温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされております。

我が国では、平成 27 年 11 月に気候変動の影響への適応計画を閣議決定。平成 30 年 6 月に気候変動適応法が公布され、同年 11 月に気候変動適応計画が閣議決定、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的な進め方などが示され、これに基づき現在取り組みが進めら

れている状況でございます。

本町といたしましては、現段階で生涯学習の観点から気候変動に関する学習に取り組む考えはございませんが、今後、国や県の動向を注視しながら、状況に応じた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの野中議員の質問に、学校で気候変動に関する学習に取り組む考えはあるかということに教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず、学校における環境教育は、従来から社会科や理科を中心に、公害、科学、物質や地球温暖化の仕組みと影響について、小中高等学校を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた指導が行われてきております。また、文部科学省では平成 18 年の改正教育基本法において、生命をとうとび、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことが新たに規定されたことを受け、今後さらなる内容の充実を図ることとしています。

これを受け、教科領域のみならず、総合的な学習の時間においても環境を問題とした学習に取り組んでおります。今述べたように、学校における環境教育や環境学習の機会が展開されていく中で、気候変動についても学習内容として取り入れているところです。

なお、学校授業以外でも、自然や環境のために行動できる子供たちを育成することを目的として、平成 29 年度より大多喜町の子供を対象に環境カウンセラー千葉県協議会主催のもと、大多喜町教育委員会後援にて大多喜町環境教育プログラムを開催しております。今年度は7月 21 日の日曜日に面白峡小水力発電所を訪れ、再生エネルギーによる発電の仕組みを学習しました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今の段階は知識として持つことはもとより、それが行動に移せる炭酸ガス排出を減らす行動ができるという、行動を伴うような学習が必要ではないかと思います。それは経済ともかかわるし、自分の実際の生活の見直しにもかかわっていて、本当に逼迫した問題だと思うんですね。一步踏み込んだ取り組みを、具体的にそれが何なのか私もまだわかりませんが、行動を伴うような学習が必要ではないかと思いますので、子供たちだけでなく住民、大人に対しても取り組んでいただきたい。

子供は学校で、今聞いたところ、それなりにぼちぼちと取り組んでいると思うんですけれども、今、私なんかはよく新聞から知識を得るのですが、新聞を読む若者も減っています。

文字から学ぶ人たちがずっと減っている中で、大人世代への働きかけも大事だと思うので、生涯学習課、例えば温暖化についての講演会を企画するとかというようなことをやっていただけませんか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） ただいまのご質問でございますが、気候変動適応法の中の第4条で地方公共団体の責務が規定されております。その中で、現段階ですと学習等にまで踏み込んでいない状況でございますので、今後状況を見ながら考慮していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 状況をつくってってください、先駆的に。よろしく願いいたします。

避難所のところにもう一度戻らせてください。

避難所の電源としてソーラー発電蓄電池を設置する考えはありませんか。御宿町では御宿中学校に、避難所として利用できるように初めから計画的に設置してありまして、見学させていただきました。ばたばたしている中で、停電のとき発電機をセットする必要もなく、スマートな避難所だと思いましたが、本町ではそういう事業を組めないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問に総務課のほうからお答えをさせていただきます。

本町では、既存の建物への影響、また、発電設備の更新、撤去に要する費用等を勘案いたしまして、現在のところ設置することは考えておりません。今後、指定避難所の停電時の対応策としまして、天候に左右されずに安定的に電力の確保が可能な発電機などによる対応のほうを考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） その発電機は炭酸ガスを出す発電機ですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 発電機はガスであったり、化石燃料を使用したものでございますので、環境的には優しくはないというふうに考えます。ただ、避難所として天候に左右されて安定的に電源、先ほど申しましたように安定的に電源が供給されないと、その避難された

方にも影響がありますので、できればうちのほうは発電機による対応のほうを考えております。

(「わかりました。それではその次にいきます」の声あり)

○議長(野村賢一君) 野中さん、次の安全給食について10分間でできますか。できなきゃ次に回したほうがいいんじゃないの、次の機会に。余分なことか。

○1番(野中眞弓君) いやいや、そうですね。10分できませんよね。

○議長(野村賢一君) と思ったんです。

(「10分でやっちゃえばいい」の声あり)

○議長(野村賢一君) できないよ、10分では。

○1番(野中眞弓君) では、これは後に回しましょうか。

○議長(野村賢一君) そうですね。

○1番(野中眞弓君) あと10分ですので、では次の議会に回したいと思います。

○議長(野村賢一君) よろしくお願いします。

○1番(野中眞弓君) ありがとうございます。

これで防災・減災についての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(野村賢一君) ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

2時から会議を再開します。

(午後 1時50分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、1番野中眞弓君は体調不良のため早退する旨ありましたので、許可しました。

(午後 2時00分)

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長(野村賢一君) 引き続き会議を開きます。

次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番(渡邊泰宣君) 7番渡邊泰宣でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていきただきたいと思えます。

災害対策について。

最近の災害は全て想定外の災害であると新聞、テレビ等で報道されております。台風 15 号、19 号の千葉県上陸による被害は、過去の災害記録を思い出しますと、昭和 45 年、46 年の大多喜町が集中豪雨による被害に準ずる大変な災害であったと思えます。災害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

45 年、46 年の災害は豪雨による被害、特に町内各地に土砂崩れ等のそれこそ甚大な災害でありました。今回の台風の被害については、どちらかというとも大多喜町では雨よりも風による倒木のための、電線に木が倒れての停電が発生して、それに付随しての断水、またこれも想定外と言わざるを得ないと思えます。電話が不通になり、特に携帯電話が使えなくなってしまった。断水につきましては、町職員の努力により給水車を速やかに対応していただき大変助かりました。

そんな中でも、災害対策本部設置のスピードの速さがよかったと思えます。このことについては鴨川市とともに県内ではトップと聞いております。上陸の翌日はまだ電話も通じておりましたが、間もなく使えなくなってしまい、また防災無線も聞こえなくなってしまい、テレビも見えなくなってしまいました。情報が途絶えてしまったということです。

そこで伺います。

非常時の防災無線を使用可能にすべきと思えますが、見解を伺いたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 渡邊議員の一般質問に総務課のほうからお答えをさせていただきます。

9 月の台風 15 号の際には、屋外に設置しております防災行政無線の星井畑からの電波を直接受信できないような、戸別受信機に改めて再送信する子局につきましては、一部地域におきまして 72 時間を超える停電によりまして、バッテリーを交換するまでの間使用できない時間帯がありました。また、停電した地域で各世帯に配布しております戸別受信機の電池切れにより、放送を受信できない場合もありました。停電していた地域には、放送内容を印刷したものを区長さんを通じて周知をお願いしたところでございます。

この台風 15 号を教訓に、現在では交換バッテリーを事前に準備するなど、防災行政無線の運用が継続できるよう対策を講じているところでございます。また、戸別受信機の電池の

交換の方法も、先日行われました防災訓練や、また広報により周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまバッテリーで対応するという事になっているようですが、このバッテリーの持続時間ですか、これは大体どのくらいになるのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） その放送の回数にもよりますが、72時間、3日間でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 使用状況により、また持続時間が前後するという事でございますが、特に災害発生当初は特に使用回数が多くなると思いますので、その辺の対応については、バッテリーは多分交換に現地に行くと思うんですが、その辺の対応については準備としては大丈夫なんでしょうか。それと、バッテリーの大きさというのはどのくらいのものが使用されているのか、伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 現在バッテリーを、かわりのバッテリーを事前に用意してありますので、それを充電したものを交換するという事で対応しております。大きさですが、車のバッテリーの半分程度、バイクのバッテリーより少し大きいぐらいの大きさでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 思ったほどバッテリーというのは大きくないということでございますが、持続時間も使い勝手によりますけれども3日間ぐらいということで、今回は丸5日間ぐらいでしたか、電気が来なかったので、うまくすれば1回ぐらいの交換で間に合うかというようなことでございますが、あと宅内の広報等であれする防災無線ですか、このことについて伺いますが、電池の交換の要領については広報等で周知されているということでございますが、老人世帯とか、女性は特にこういう交換になれていないということもあります。

また、私自身も交換してみましたが、やはり何かちょっとやりづらいというか、前の広報で配られた手順をとっておけばよかったんですが、こういうことも想定していなかったもので、恐らくそういう家庭も多かったのではないかと思います。

この電池の交換の要領ですか、その辺については、ただの紙だけでなく、普通に、ラミネ

ートですか、そういうものにして無線機の近くに掲げておけるようなものにしたらどうか
と思うんですが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 戸別受信機の取り扱い方法についての周知は、先ほど申し上げま
したとおり、今後も広報であったり、また回覧であったり、今回も防災訓練のところでも展
示をさせていただきました。このような方法、また回数をふやすなどの対策を考えていると
ころでございますので、その中の一つの方法として今後考えていきたいというふうに考えま
す。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもご丁寧な答弁いただきましてありがとうございます。

非常時の電話機が通信可能になる対策が望まれる方々が多かったと思いますが、その対策
について何らかの手当てができないのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

台風 15 号の際には、固定電話また携帯電話の通信ができない地域が発生しました。この
要因と考えられますのは電話線の断線、また停電によりまして通信施設が稼働しなかったこ
とが主な要因であると考えます。

対策については、町では直接行えないことから、各通信会社に問い合わせしましたところ、
各通信会社では、各通信施設への電源車または電気自動車などの台数をふやすなどの電源供
給の体制を強化するというところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今回の停電が想定外に長かったということと、やはり今の通信機関と
しては、どちらかという携帯電話が一番の利用頻度の高いものであると思います。ただい
まの答弁の中で、いろいろと対応していただくということでございますが、いずれにしても
この停電が原因ということで一番困った問題であったと思います。

そこで、これちょっと通告にない項目になるかとは思いますが、もう一つ困ったのは水道
の断水ということでございますが、今回のときほど電気が重要だということを痛切に感じた
ことはありませんでした。そこで伺いたいと思うんですが、これは通告外になるかどうか、
ちょっと私も疑問に思ったんですが、許されるようであれば、水道の断水の対策について伺

いたいと思いますが。

○議長（野村賢一君） これさっき誰かやったんじゃないかな、水道は、災害の関係で。やらなかったっけ。

○7番（渡邊泰宣君） 私の伺いたいのは、今回断水した原因というのは、やはり加圧ポンプの動かない状態なんですよ。その加圧ポンプを動かすための手段として、発電機ですか、各場所に発電機の設置が必要ではないかというようなふう感じたので。

○議長（野村賢一君） 通告外の質問ですけれども、誰か担当課長、答弁できますか。
環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 加圧関係の自家発電の対策ということでお答えさせていただきますけれども、実際に台風15号の折には、加圧ポンプ、町内13カ所あるうちの12カ所で停電しまして水が送れないという状況になりました。当然、加圧ポンプをつけたらという話もあるんですけれども、加圧ポンプをつける目的というのは、水圧不足で水の出が悪いため排水の際に圧力を加えて水を送る、そういうことで加圧ポンプを設置しておるわけなんです。

圧力をかけなくても水は出るということで、発電機を設置するとなりますと、町内13カ所、加圧場があるんですけれども、そちらに全部つけるとなると莫大な費用がかかりますので、それと加圧を動かすためのポンプとなりますと、長さが2メートル近くで高さも1メートル弱ですね。あと重さについても700キロから1,000キロぐらいの大きなものでないと設置することができないというのがありまして、今現在の加圧場についてはそれだけ置くだけのスペースもありませんので、置いて野ざらしにしておくわけにもいきませんので、そういったことで今現在は加圧ポンプのほうの設置は考えておりません。

ただ、加圧を通さないで水を出せるような、圧力は落ちますけれども、そういった形で水を送れるようにする対策とか、あと排水経路を切りかえたりして水を送るような対策のほうで、費用的にもそんなにかからずにできると思いますので、これから先はそういった方向で考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまの答弁の中で、自然に水が流れるような対策ということですが、今回の場合には、特に自分たちの住んでいるところは高低差が結構あるので、もう全く出ないという地域もあると思います。私の住んでいるところもそういう状態でした。そうし

た場合に加圧、圧力が足りないで出ないということになります、その辺の対応もできるんですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 全ての加入者の方について断水をなくすというのは、なかなか難しいところだと思いますので、今回のような災害ですと、たまたま水道施設自体に被害がなかったのも、原因が停電という形だったんですけれども、水道施設自体に被害がありますと、今回のような、それ以上の対応をしなければいけなくなると思います。

発電機の設置については、施設の更新もやがてやってくると思いますので、その施設の更新時期に、必要性を考えて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） もう一つ、こういう方法もあるんじゃないかということで伺いたいと思いますが、今回も発電機の手配というか、その辺が想定外の災害ということで、なかなか急にはできなかつたように伺っております。また、県でも発電機の準備はあったけれども、実際には思うように使われていないというようなことも聞いておりますが、そういうところから発電機のリースとか、そういうものについて何とかできないのかなというふうに思っておったんですが、この辺どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、担当課長のほうからもお答えいたしましたけれども、加圧場に全部発電機を設置するという考え方なんですけれども、これ例えば常設ということになりますと、さまざまな計装関係も直しているということになりますので、常設という形のものやはり費用が莫大になるということで、やはりこれは水道料金にもかかわってくる話でございますので、そこはまず避けたいなと思っております。

そしてリースという話なんです、災害時はみんなリースが必要になって、なかなかリースの機械そのものがなかなか手に入らないと。今回も実際にリースを1台何とかお願いしたのは、実は千葉のほうから持ってきた経緯がありまして、本当になかなかリースそのものもうまくできないということでございます。

何よりも、先ほど課長も説明しましたように、加圧のところには1回水槽で受けた形で、それでポンプで送るという形になるんですけれども、そうじゃなくて直接バイパスを組んで、なるべく直接給水をする。それは今までそれでいて水圧が足りないから加圧ポンプをつけていた経緯がありますので、災害時でありますので圧力は低下するかもしれませんが、でき

るだけ水を送るという意味で、やはり少しでも断水の区域を減らすということのほうが、やっぱり全体を見たときにそういうほうが正しいのかなと思っております。

それで、発電機そのものは今言いましたように、県にあるような小さなものではとても用が済まないんですね。ですから先ほど1,000キロと言いましたけれども、本当に1トン以上の非常に大きな発電機になります。ですから、なかなかそれを設置するだけでも、全部の箇所を設置するだけでも1週間、10日かかりますので、それはなかなか災害時に果たしてどうなのかなということもございまして、私どもの考えているのは先ほど課長答弁しましたように、やはり何よりもまずバイパス工事をやっておけば、それはそのときにバイパスを生かすことによって、圧力は低下しますが、それでも断水区域が非常に狭くなりますので、まずそこから、まずやれるところをやっつけていこうということで考えたところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 通告外で本当に申しわけありませんでした。

多分それでも全部賄い切れないというふうには思っておりますが、その辺についてはまた給水車ですか、その辺の対応になると思いますが、できるだけそういう不自由を感じないような施設の改良というか、そういう対応ができるようであれば努力していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では3番目の避難所について、先ほども野中議員のほうでありましたけれども、避難所によっていろいろ場所が違うと思いますが、畳の部屋については比較的住みやすいと思います。ところによってはフローリングの部屋に布団を敷いてということではありますが、この辺のことについて対応はどのように考えておるかとお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

本町におきましても、避難所に指定しているところで、体育館などの床は板張りであるため、防災訓練のときにも展示をさせていただきましたが、板張りの床の上に保温性のある、クッション性のある、厚さ1センチメートルの厚さのあるアルミを蒸着しました発泡ウレタン製のマットがございまして、これを敷いて対応しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） これは災害時の避難ということで、家にいるようなわけにはいかないと思いますが、一部やはりプライバシーというか、その辺の問題があるので、これはさっき言ったように家にいるようなわけにはいかないと思いますが、その辺のことについてはどんな

考えがあるのか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） プライバシーの保護につきましては、先ほども申し上げましたとおり、防災訓練時にも展示をさせていただきましたが、間仕切りテントであったり、またパーティションなどで仕切りをしております。また、長期の避難も今後想定されることから、今後もさまざまな商品について研究のほうをしていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

それでは、2番目の無料バスの運行についてを伺いたいと思います。

この無料バス運行については、総元、大多喜、上瀑地区については町内の企業出資による大多喜みどころバスが運行され、その便利さ等の要因により利用者が増加しているとのことですが、大多喜みどころバスについて、最近の直近の利用状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問に企画課からお答えをさせていただきたいと思えます。

大多喜みどころめぐりバスの運行につきましては、大多喜町観光協会ほか町内7つの企業の皆様の出資によりまして、3年間の実証運行の形で昨年8月から毎週金曜、土曜、日曜及び祝日に、1日7便により町内9カ所をめぐる運行を実施しております。このため、町がこの運行事業には一切かかわっていないことを初めにご理解をいただきたいと思えます。

その上で、直近の利用状況ということですので、運行事業者からいただきました資料により説明をさせていただきます。昨年8月からことしの3月までの利用者は2,555人で、1日平均乗車人数は26.6人でした。今年度におきましては、4月から10月までで4,511人、1日平均乗車人数が45.1人となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 利用状況について、昨年から今年度4月以降についてもほぼ倍増しているような状況でございますので、本当に必要であるというふうに判断できると思えますが、3年間の試用期間ということですが、仮にこれを3年間過ぎた後については、これは企業のやることですからちょっと見通しつかないと思えますが、この辺どうでしょうか。

担当課でわかり……。

○議長（野村賢一君） 難しいね。

○7番（渡邊泰宣君） 町長、様子がわかりましたら、ちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 民間のやっているあれで、やりますか。

町長。

○町長（飯島勝美君） これは答弁していいのかどうかということになりますけれども、一応答弁させていただきたいと思います。

今、数字につきましては、今、企画課長のほうからお話を申し上げたとおりで、あくまでも企業の皆さんで実際にどの程度利用するのがあるかということで、実証実験ということで進めているところでございます。しかし、予想外にやはり多いなというのが実態でございます。

ですから、3年でもう少しまた数字を見ながらしなければなりません、これはあくまでもこの大多喜を中心とした地域だけでございます。ただ、私どもは今その企業さんを中心に進めておりますのは、既に大多喜町は大多喜からいわゆる首都圏につながる交通については、ある程度もうできてきております。だから、大多喜から首都圏に、首都圏から大多喜へ来るという交通体系というのはある程度固まってきているのかなと思いますので、今度はいわゆる来てからの、中の交通体系というのをどういうふうにするかということの、そこから実証実験というのをやってきたところでございます。

この実証実験がある程度出たところで、やはり町としてどうかかわっていくかというのはこれから考える話でございますけれども、ただやはり大多喜町は行政面積が広いですから、老川地域までのことを含めると、それをこのデータをもとにどういうふうに組み立てるかというのは、これからまた検討していく話で、いつまでも企業でお願いするという話ではないと思いますけれども、ただ今の段階でどうするという答えはちょっと出せませんが、ただその貴重なデータをベースに、これから大多喜町の公共交通をどうあるべきかというのをこれから考えていく必要があると思っています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

西老地区のことにに関して私も地元の間人ですので、今言った無料バスの運行等について伺いたいと思いますが、大多喜みどころバスの運行、地域の拡大、今町長が答えていただきましたけれども、企業との関係もありますし、私はできれば何とかこの地域を拡大してやって

いただければということで取り上げてみましたけれども、これについてどうでしょうか。やっぱり難しいですね。

○議長（野村賢一君）　ますます難しいよ、これは。

○7番（渡邊泰宣君）　わかりました。

では、イの免許返納者の対応について伺いたいと思います。前にも私これ伺ったこともありますが、ちょっとすいませんが。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　それでは、免許の返納者に対する対応ということでお答えをさせていただきます。

まず、平成30年中に自動車運転免許証を返納した件数が全国で42万1,000件、千葉県では1万9,400件となっております。大多喜町の状況につきましては、大多喜町の大多喜幹部交番への自動車運転免許証を返納された方は33件ということでした。ことしは1月から9月までで既に31件が返納されているということのようでございます。

免許返納者に対する公共交通機関の乗車運賃割引などの制度につきましては、公共交通機関での乗車運賃割引制度、町の外出支援サービス、それから同じく町の予約制乗り合い交通の運行やいすみ鉄道シニア会員制度などが、免許返納者に対しての現状の対応状況となっておりますが、先ほどから出ておりますみどころめぐりバスの運行区域の方でありましたら、無料で利用できるということとなりますので、さらに利便性は向上しているのではないかと、いうふうに思います。

以上です。

○議長（野村賢一君）　7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君）　やはりこの免許返納については、最近ではかなり事故の問題も持ち上がってきておりますし、それに対応する手段としては、どうしても公共交通機関に頼らなくちゃいけないというところも多々あると思います。今、デマンド型交通が開始されておりますが、いろんな交通機関との兼ね合いもあって制約がありますが、効果的な事業展開について何かないかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君）　企画課長。

○企画課長（米本和弘君）　デマンド交通の関係でございますが、この制度が昨年の10月の1日から運行を開始いたしまして、運行後1年が経過したところでございます。現状の運行区域につきましては、老川地区全域と西畑地区の伊保田、田代、弓木、平沢、宇筒原、川畑、

紙敷と総元地区の久我原というようになっております。利用に当たりましては、平日を運行日といたしまして、地区ごとに運行ルートを定めまして週2回の運行を実施しておるところです。

この予約制乗り合い交通を利用するには利用者登録が必要でありまして、現在29名の方が登録されております。この登録者の内訳を見ますと、老川地区が22名、西畑地区が7名という状況となっております。利用実績につきましては、昨年10月から本年9月までの1年間で乗車人数が470人となりまして、一月平均で40人、1日平均1.5人の乗車状況となっております。

今後につきましては、利用開始後1年経過いたしましたので、これまでの利用実績に基づきまして、今後の運行内容の見直し等を図っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 利用登録29名ということで、思ったよりは普及されていないという感じを受けますが、デマンド型交通は、これは利用時間が制約されているところもあると思いますが、その辺で、というのは送迎バスですか、それを兼用しているということですよ。そうすると、その時間帯はちょっと利用しづらいというところもあるんですが、病院に通院するとかそういうときに、やはりどうしても高齢者は早い時間にとというような考えもあると思います。

この辺の影響が出ているんじゃないかなという感じも受けますが、これはこれである程度やむを得ないかなというふうに思いますが、この辺のことが何か改善されたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、ちょっと難しいかな。

○議長（野村賢一君） 最後の質問、よく聞こえない。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このデマンド型交通につきましても、当初から3年間の実証運行というような形でスタートしておるところでございます。先ほどもお話ししました無料めぐりバスにつきましても同じく3年というようなことで、先ほど町長が申し上げましたように、今後の町内の公共交通というようなことの中で、今後利用のしやすいような形で進めていければというふうには考えておりますが、現状のところだと小学生、中学生の送迎用のワゴンと併用して使っているような状況でございますので、朝の時間帯、それから夕方時間帯については利用ができないような状況になっておりますので、そこら辺今後、実証実験を終

えた中で検討していければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） いろいろとご答弁いただきましてありがとうございます。

このみどころバスとデマンド型交通との兼ね合い効果ということで、事業展開が何かいい方法はないかなというふうに思っておりますが、この辺、総体的に町長に伺いたいと思いますが、この辺どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） じゃ、私のほうでお答えします。

要はさっき申し上げましたように、公共交通というのが非常に重要であるということはもちろん既にお話ししたとおりなんです。ですから、まず大多喜の町民が、やはり大多喜から首都圏に出られるように、また町内の公共交通がどれだけ便利になるか、やっぱりそういうことだと思うんです。これがこれから免許返納を含めて、こういったものが対策になっていくんですが、今まさに実証実験を両方でやっております。

そういう中で、やっぱりこれからは大多喜町は人口減少をとめていく中で、公共交通というのは非常に重要な要素を持っていると思っています。ですからこういうデータをしっかり積み上げながら、この地域内の公共交通をどうしたらいいかというのをこれから検討するところでございますので、またいろいろ皆さんからもいろんなご意見もあろうかと思いますが、そういうものをいただきながら、やはり最終的には地域公共交通が便利で本当に大多喜に住んでよかったと、そういうようなものになっていければいいなと思っております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

それでは、3番の西畑地区の住民が集える場所の構築についてということで伺いたいと思います。

小さな拠点づくりのために、いすみ鉄道上総中野駅周辺に地域住民が集まって市場を開催しておりますが、本当の意味で拠点になっておりません。

そこで伺いたいと思います。

小さな拠点づくりの進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは企画課のほうからお答えをさせていただきます。

中野駅周辺地域の小さな拠点づくりにつきましては、平成 28 年度に国の交付金を活用し、中野駅周辺地域の区長さんを初め、中野駅前振興会や地域住民の皆様による中野駅周辺検討委員会を立ち上げまして、中野駅周辺小さな拠点づくり計画書を作成いたしました。

この計画書では小さな拠点づくりに向けた基本方針として、観光客も気軽に立ち寄れ、多様な住民が気軽に利用できる、暮らし続けられる地域を支える生活、サービス、交流拠点施設整備を目指すものとして検討いただいております。この検討委員会では中野駅周辺でのイベントの開催や地域の拠点施設の試行事業といたしまして、中野駅前に、よってけ家を開業し、週 3 日程度の営業を行っておったところでございます。

しかし、このよってけ家につきましては、店舗として利用しておりましたが、施設が建物の貸し主より老朽化のため貸し付けることができないというような理由によりまして、本年 9 月 30 日をもって閉店としたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 今の答弁の中で、よってけ家について、建物が老朽化によって使えないというような状況になっておりますということですが、今その施設が利用できないということと、またそのほかの事業についてもなかなか今、計画が終わるということによろしいですね。そうなってくると、今後の状況についてはどのように捉えたらいいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今後の状況ということですが、次の質問の内容にダブりますか。

（「ダブる、ダブります」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） そうしたら、次の質問と……。

○7 番（渡邊泰宣君） では、もう少しやっちゃう。

では、2 番に移ります。

それで、西畑地区に集客施設が少ないと思われれます。観光に来られるお客さんが拠点にもなる施設をつくるのが、今現在点在している観光地を線でできるというふうに思いますが、この見解を伺いたいと思います。またこの場合、食堂及びトイレ等を備えた施設を希望しますが、あわせて伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

西畑地区につきましては、食堂やトイレ等がある集客施設はありませんが、いすみ鉄道の

沿線や中野駅、大塚山、七面山や田代滝、農産物ではタケノコ、シイタケ、山菜など、また地域でとれた食材を使った料理を提供する民宿や飲食店などがあり、蛍や桜、もみじなども見ることができ、地域には多くの観光資源があると認識しております。

渡邊議員のおっしゃるような観光の拠点、また、地域の拠点となるような集客施設があれば、そこを訪れた観光客に地域のいろいろな観光情報等を発信することが可能となり、西畑地区だけでなく、町内に点在する観光資源が線でつなげられ、有効に活用されるものと思われます。また、そのような集客施設については主に観光客が対象となることから、トイレや飲食ができ、土産物等が購入できる施設がよいと考えており、現在整備に向けて場所や補助金等について調査をしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） やはりお客さんがせっかく見えて、食堂とかトイレ、トイレは特に重要だと思いますが、先ほどお話にありましたよってけ家も、ちょっと今営業ができないという状況になっております。その辺の今後の状況について、これからどのような方法で進めていくのか伺いたしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 今後の進め方ということでございますけれども、一応今現在はそのようなトイレや飲食店、また土産物が購入できるようなそういう施設、またよってけ家のような代替施設というようなことでありますけれども、そういうところが整備できるような場所とか補助金等も今後調査させていただいて、早目に整備のほうに向けていければというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） また町長、お願いしたいと思います、この辺についてどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡邊議員さんのご質問についてお答えしたいと思います、もう既に西畑地区の議員さんのほうから、何度かご質問もいただいているところでございます。

それで、今課長が答弁したとおりであろうかと思えます。ただ本当に、私もあの地域を見えておきまして、地域の皆さんが本当に数年にわたりまして努力をいたしまして、ある程度運営をするための下地づくりと申しますか、組織というものがある程度固まりつつあるかなと思っております。そういうことで先ほど課長の答弁になったと思えます。

やはり我々はそれをつくったときに、どうやって運営するか、そのことがやっぱり最大の問題なんですね。つくことは簡単なんです。だけれども、それをその後どうやって運営するかというのが実は一番の問題でありまして、その点について地域の皆さんが、本当に中野駅を中心とした付近の皆さん方が、ある程度組織として固まりつつあるということは私も確認をしております。そういうことで、そういう方向で進めていきたいと思えます。

また、特に来年の4月から三育関連の学校、中学校も来ますので、そういうことも含めると、その地域にやはり必要であると思っております。ただ、先ほど言いましたように土地の問題、あるいはいすみ鉄道、あるいは小湊鉄道、そういったものとどういう関連づけをしていくか、そういうあらゆる形の中で、協力の中でやることによって作り上げたものは持続可能な施設となるわけで、持続できないのが一番町としては問題なので、そこはやはり我々も数年にわたりまして地域の皆さん方の活動というのを見てまいりまして、ある程度組織として固まってきたかなと、そういう判断の中で先ほど課長の答弁だったと思えます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） これはどうしても国の交付金とか、そういうものの対象になる事業が、当てはまるものがあれば一番やりやすいと思うんですが、その辺の予定についてはどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 先ほど産業振興課長が検討すると言っ、答弁ができない。まだやるの。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 交付金とか補助金ということでございますけれども、先ほど町長が述べましたとおり、運営方法ですとか、あとはどういうものをつくるかによって、補助金ありきじゃなくて、どういうものをつくるかによって、それに当てはまる補助金があるかというのを探していきたいなというふうに考えておりますので、今後ある程度その形ができる段階で、補助金も一緒にこういうものがあるというようなところで探していきたいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それではどうもありがとうございました。

私のみ込みが余りよくなくて、同じ質問をしてしまいました。

4番目の有害鳥獣対策等についてということで伺いたいと思えます。

有害鳥獣被害対策事業であるイノシシ棲み家撲滅特別対策補助金事業として県の補助事業

であります、有害獣の生息地に捕獲、効果的な管理をすることができる非常に効果的な事業であります。つきましては、次のことについて伺いたいと思います。

県の補助金は3年間で失効する予定のようですが、県に延長要求する予定はあるのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に産業振興課よりお答えいたします。

ご質問のありましたイノシシ棲み家撲滅特別対策事業につきましては、イノシシのすみかとなる雑草や灌木等が生い茂る耕作放棄地等の刈り払いを行った場合に、日当や燃料代等の刈り払いに係る経費について、10アール当たり3万9,000円を補助する制度として、県が平成30年度から3年間の事業として始めたものであります。

この事業により、昨年度本町では9地区947アールの刈り払いが行われ、本年度については8地区880アールの刈り払いが予定されております。このように、本町ではこの事業が有効に活用されており、イノシシ以外の有害獣対策にも有効な事業と思われることから、3年経過後もこの事業が継続されるよう県に要望していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） この事業を行うことによって、イノシシのすみか、こいつが一番の目的ですが、やはりほかの有害獣も効果があると思いますが、この辺で、これ3年で打ち切っちゃうということは、やはりまたもとに戻ってしまうような感じもするんですが、この辺町のほうで何か対応できないのか、もし県のほうで打ち切った場合に対応できないのかという事で。

○議長（野村賢一君） 2番目ね。

産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 2番目のご質問ということで回答させていただきます。

それでは、県の事業が失効した場合、町単独での助成の考えがあるかということでございますけれども、この事業は今年度2年目で、現在各地区で事業が進められているところでございますので、県の事業がなくなった場合、町単独での助成を実施するのかわからないのかということにつきましては、現段階では考えておりません。

しかしながら、先ほどご質問で答弁しましたとおり、引き続き県のほうに事業を実施していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） これ事業をこのまま打ち切ってしまうということは、さっきも言いましたように、もとに戻ってしまうという可能性が十分にありますので、単独でやるのは町のほうも大変だと思います。できるだけ県のほうに継続の要望を出していただきたいと思いますし、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

ここでしばらく休憩したいと思ひます。

なお、3時5分から会議を再開します。

（午後 2時53分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時06分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今回の一連の災害で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。私の近隣では、まだ数軒ですけれども、日常を取り戻せなくて本当に大変な思ひをされております。執行部の皆さん方には、手厚くいろんなことをやっていただいておりますけれども、その皆さんの一日も早い復旧、日常を取り戻せることを願ひ、そして祈るものでございます。よろしくお願ひします。

今回の質問事項は、大きな項目として2件、ふるさと納税を積極活用した地域づくりについてと住民と協働で行う町道維持管理の推進についてでございます。質問事項、幾つかの小さな項目に分けて順次質問をさせていただきますので、明快な答弁をお願ひいたします。

まず、ふるさと納税を積極活用した地域づくりについて。

本町のような小規模な町においては、毎年度予算を編成する上で、歳出に見合った財源を

どこに求めるかで苦慮すると推測いたします。一般会計の平成 30 年度の決算では、実質収支も単年度収支も黒字となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の指標においても、実質公債費比率、将来負担比率ともに健全を示しました。このことは地方公共団体の財政運営を取り巻く環境が厳しい中、評価されることだと認識しております。

しかし、行政において1年間を振り返ると、町民にとって身近な問題を解決できたか、また、町民に夢を抱かせるような事業ができたかなど、検証や研究を行い、工夫をしなければいけないことがあると感じていますし、そういう声も耳にします。特に大きな事業を実施しようとするれば、綿密な計画はもちろんのこと、財源の裏づけということが最も重要となってきます。ただ、交付金や補助金の活用となると、その手続に多くの時間を要するという事になり、負担を考慮すると判断に迷いが生じてしまう気がいたします。

そこで、地方の小規模な町が財源確保の手段として浮上してくるのが、ふるさと納税制度の積極活用ではないかと思えます。本町においては制度発足当初から、いろいろと工夫して財源確保に努めてきたと承知していますが、再度積極的に活用していく考えがあるかお伺いいたします。

まず、ふるさと納税の理念や意義をどう捉えているか、基本的なことからお伺いします。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 渡辺議員の一般質問に財政課からお答えさせていただきます。

ふるさと納税の理念は、多くの方が地方のふるさとで生まれ、そのふるさとで教育や医療などさまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生まれ育ったふるさとから離れ、生活の場を都会に移し、そこで納税をするようになります。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、生まれ育ったふるさとには税収が入りません。都会で生活している方には、自分が生まれ育ててくれたふるさとへ恩返ししたいという思いが多くあるものと思われ、その思いを実現するものでございます。

ふるさと納税の意義は、第1に、納税者が寄附先を選択できるため、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、それにより税に対する意識が高まり、納税の大切さを考える貴重な機会を創出できます。第2に、生まれ故郷、お世話になった地域、応援したい地域を支援できる制度であること。第3に、自治体が政策などの取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、選んでもらうにふさわしい地域のあり方を考えるきっかけとなること。この3つがふるさと納税の意義とされております。この3つに加え、より多くの方にふるさと納税を通じて大多喜町を知ってもらい、関係を持ってもらうことにより町を活性

化する方法の一つになると考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 明快な答弁ありがとうございます。

すばらしい理念と意義を兼ね備えた地方のためになる制度だと私は認識しています。

では、本町における状況について伺います。過去3年間の寄附額の推移をどう捉えているか伺います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 過去3年間のふるさと納税の寄附額の推移をどう捉えているかというご質問ですが、寄附額を年度別に見ますと、平成28年度は約4億1,000万円、29年度は約1億5,000万円、30年度は約1億6,000万円、今年度は11月末で約6,000万円となっています。ふるさと感謝券の取りやめ、返礼率の引き下げなどにより寄附額が減少しておるのが現状です。

いつときよりもお得感のある返礼品により寄附を集めるという流れから、地域のよいところや特色を生かした返礼品により寄附先として選んでもらうというように変わってきております。大多喜町の返礼品も特産品などを送る、物を送るという返礼品から、大多喜町を訪れ、体験していただくという返礼品をより充実し、寄附先として選んでいただけるように進めていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

返礼品を物プラス事にしたことはよいことだと思います。ほかの市町村の取り組みも参考にしながら、さらに充実させていただきたいと思います。

では、1人当たりの寄附額や住所地に変化が見られますか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 寄附額につきましては、平成28年度、返礼品にふるさと感謝券があったころには10万円以上の高額な寄附が件数の割合では約45パーセントほどありましたが、平成30年度にはそういった高額な寄附の割合が約25パーセントほどとなって、10万円未満の寄附が多くなってきております。

また、寄附をされる方の住所地などにつきましては、一番多いのはやはり関東地域ということには変わらないんですが、その関東地域の全体に占める割合が、平成28年度には約82パーセントほどだったものが、平成30年度、昨年の実績では89パーセントほどとなってきて

おります。これは大多喜町へ来て体験していただくという返礼品をふやしたことによるものだと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 返礼品についてはいろんな形で検討されると思いますけれども、新規採用、また見直しなど、どのくらいの頻度で行っているものか伺います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 返礼品の新規の採用や見直しにつきましては、本来毎月開催したいところではあるんですが、実際には二、三カ月ごとの開催となっている返礼品に関する打ち合わせ会議というものを開催しまして、新たな返礼品の開発などについて協議をし、準備が整ったものから随時追加をしておるという状況です。また、昨年9月には総務省の通知を受けまして、寄附額に対する返礼品の調達価格が基準以下となるように、全体的な大きな見直しを実施したところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

返礼品については町内の事業者の支援にもなります。数は少ないですが、新たに事業を始め、物を生産している方もいると聞いています。情報収集して、一品でも返礼品がふえるとよいと思っています。

次に、本町の財政運営上、財源としてふるさと納税制度にどの程度、担当課としては、また町としては重きを置いているか伺います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 財源としてのふるさと納税は、制度がたびたび見直されたり寄附額が予定されているものではないために、安定した収入として見込めないことなどから、義務的な経費としての経常的な事業の財源としては考えてはおりませんが、町が計画するさまざまな施策を実施する上での重要な財源の一つであるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 確かに安定収入が見込めない、それは私もわかります。ただ、やはり財源を組んでいく中で目標額、外に公表する必要はありませんけれども、内々で目標額ぐらゐを意識することは大事ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ふるさと納税は、先ほどもお答えさせていただいたとおり、あく

まで寄附金ですので、予算上では前年度までの実績やその推移などによって計上しております。ただ、募集に対してはその使い道や各種施策の財源として目標額を意識することは、議員さんおっしゃられるとおり、非常に大切なことであると考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

この制度は運用の面で想定外のことが起き、本町でも起きたわけですがけれども、これまで何回も見直しが行われていると認識しています。そこで、本町では制度運用についての検証や工夫はきちっとしてきたか伺います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ふるさと納税制度の運用につきましては、国の示す指針や通知、ふるさと納税の趣旨から逸脱しないよう工夫、検証しながら運用をしてきました。ふるさと感謝券では返礼割合の見直しなど、国の助言を守り対応をしてきました。単にお礼として送るものの返礼品から、大多喜町に来て体験する体験型の返礼品を充実させたり、昨年度から今年度では返礼割合の引き下げや地場産品に限った返礼品への対応など、国の示す基準の中で工夫をし、運用をしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） この制度を長く継続させるためには、この町はふるさと納税の理念と意義を深く理解してしっかり取り組んでいる、そういった姿勢を示すことが大事だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 渡辺議員の言われるとおりに、町のふるさと納税に対する姿勢を示すことは大変大事なことで認識しております。町のホームページではふるさと納税の意義や取り組み、また、町の考え方などを示し、ふるさと納税の寄附先として選んでいただけるようにしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ふるさと納税、また個人版、そして企業版もあります。たしか2年ほど前、私もよそで聞いて、町の担当課のほうに資料として渡したことがあるような記憶がございます。私自身が余り細かいことはわかりませんが、企業版のふるさと納税、これを研究したことがあるかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○**財政課長（君塚恭夫君）** 企業版ふるさと納税は、正式名称では地方創生応援税制と言います。企業が地方創生を応援する税制で企業の税負担の軽減効果を2倍にし、民間資金を地方創生に活用し、都市部に偏る企業の税収を地方に移すという目的で、平成28年度から令和元年度の4年間の時限措置でございます。

個人のふるさと納税とは別物で、前提条件や留意事項が多く、事務手続も煩雑であるために、個人のふるさと納税に比べ実施する市町村や企業、寄附額など少ない状況となっております。制度の創設時から町でも活用の可能性や実施について調査研究はしているところですか、実施に至っていないという状況でございます。

国では、企業版ふるさと納税を推進するため、期間の延長、制度の拡充や事務手続の簡素化について、今年度の税制改正へ要望をしているところです。今後も有効な活用に向け、調査研究を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○**議長（野村賢一君）** 3番渡辺善男君。

○**3番（渡辺善男君）** 制度創設時から町でも活用の可能性や実施について調査研究をしてきたと伺い、それで十分のような気がします。私もある程度は研究しましたがけれども、なかなかそのプロジェクトを組む、その全体が大きな枠になっています。

ただ、本町出身で大きく企業を営んでいる方、また、いろんな意味で要件を備えた方もいると認識しておりますので、その辺のところもあえて頭に置いていただけるといいのかなと思います。本町のような小さな町は、財源の確保と調達能力が物を言うと思っています。財源確保のために引き続きアンテナを高くして、情報収集に努めていただきたいと思います。

個人のふるさと納税に戻ります。

本町では当初、用途指定事業を現在より多く掲げていました。私は寄附してくださる方も、何に使われるかはっきりしていたほうがよいのではないかと感じています。事業名、事業が決まっていなければ構想や計画名をはっきりと掲示して寄附を仰いだほうがよいと思いますが、現在の設定してある寄附金の用途指定事業をふやす考えはあるか伺います。

○**議長（野村賢一君）** 財政課長。

○**財政課長（君塚恭夫君）** 現在、寄附金の使い道は、高速バス運行事業と面白峡遊歩道整備事業のいずれかの事業を寄附者が指定することができます。また、寄附者の指定がないものについては、町長が事業の指定を行うことと定められております。

寄附時に指定できる事業は、多くの方が応援したいと思う事業で、大多喜町の特性が生か

されることが重要であると考えます。また、使い道としてより具体的な事業としたほうがよいという国の指針も示されております。指定事業の追加については、第3次総合計画後期基本計画と調整し、実施する事業の財源として指定事業の追加を含め、見直しを実施したいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 前向きな答弁ありがとうございます。

私はこの国の指針までは承知していませんでしたが、寄附をしてくださる方からすると、いろいろな事業指定があったほうが寄附のしがいや応援のしがいがあるのではないかと感じて提言をしています。地域づくりに関する構想と計画をはっきりと打ち出して、その財源確保にふるさと納税を活用するという考え方を定着できないか伺います。町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ふるさと納税につきましての質問でございますけれども、大多喜町にとりましてこのふるさと納税は貴重な財源であるなと思っています。先ほど財政課長も答弁しておりましたが、確かに毎年どのぐらい入るかという安定性はございませんが、ただ全体的にはやはり5,000万前後、町に入るというふうに見ています。今までの過去の数字を見ても、そのぐらいで来ているところでございます。

その中で一つの、いわゆる経常経費的なものについてはなかなか難しいなと思っていて、やはり一つの施策、事業というものに入れていくというのが基本的には正しいのかなと。やはり安定性ということで、課長の答弁があったことだと思いますので、もう既に指定事業というのは入れてあるんですが、これからの施策、総合計画に沿ったものの中から、やはり必要なものをまたふやしていくことはもう十分やっていかなければならない。また、寄附者にとりまして、やはりそういう目的を持った事業というものに寄附してくださいという話になりますと、それもまた一つの魅力になるのかなと、思っているところでございます。

先ほどお尋ねにもありましたけれども、企業版のふるさと納税も実は研究をいたしました。なかなか企業にとって難しいなと思うのは、その後ろに株主がいるということなんです。ですから株主ということを見ると、やはりそこにふるさと納税するというのは企業にとって、よほどその企業にメリットがないとなかなかやらないということで、これは手をつけるのは難しいということで、我々も研究をいたしました。なかなかできなかった。ですから、やはり個人のふるさと納税をいかに伸ばすかということになると思います。

それで、私どもも今いろんな事業、これから施策をする上で、もう既に遊歩道あるいは高

速バス、ある程度先が見えてきているところがございますので、これからさらにまた新しい事業をこの中に入れ込みながら、ふるさと納税としては私どももう少しふやしたいなど。ふるさと納税で来ていただいたお金をもう一回市場に出しながら、また額をふやしていくという手もありますので、いろいろ施策を考えながらやりますが、いずれにいたしましても、これからまだまだ町としてはやらなければいけない施策はたくさんございますので、そういう必要な施策の中にまた追加をしていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 町長、ありがとうございます。

話はちょっとそれますけれども、養老溪谷のほうで、植栽事業で20年前にもみじ、桜を植えたことがあります。そのとき私も単なる一議会員ですけれども、そのときに小学生と一緒に植えてもらったこともあります。その小学生が大きくなって、この木は小さいときに植えた、そういう思い出づくりの一つにもなっていることがあります。

ふるさと納税、冒頭に丁寧な意義、理念、財政課長から説明いただきましたけれども、まさに今、地方を支えるためにこの制度というのは本当にいい制度だと思っています。町のほうできちっとしたというか、ある意味狙いとしては夢のある事業を掲げて、そこへ項目を幾つかある中で夢のあるようなことも大きなことも掲げて、そこへ町内出身者、よそで活躍している人はよそから大多喜町を、ふるさとを思ってくれる人たちの幾らかでもやって、その人たちを巻き込んでまちづくりをしていくという形もどこかにあったほうがいいんじゃないかなということで、提言をさせていただいております。

丁寧かつ前向きなご答弁ありがとうございました。大きな構想や計画を立てても、今まで活動してきて、行き着くところは財源のような気がしてなりません。どうしたら事をなすための財源を確保できるかという強い思いと知恵を出し合うことが大事ではないかという私の思いを述べて、次の質問に移ります。

次に、大きな項目2、住民と協働で行う町道維持管理の推進について伺います。

前の質問者、その前の質問者と、町道に関してはかぶるところがあるかと思いますが、私のお話したいことはちょっと切り口、着眼点が違うということで話をさせていただきますが、答弁者のほうで、もし前に答弁したことであれば割愛して結構ですのでよろしくお願いいたします。1問目と同様に、幾つかの小さな項目に分けて順次質問させていただきますので、答弁をお願いいたします。

本町には、町道として認定されている路線が1級路線、2級路線、その他の路線として存

在し、合計 520 本、合計延長 257.6 キロメートルに及ぶと認識しております。この道路は、国道、県道とあわせ町民の生活に直結しております。したがって、この道路に決壊や埋没、さらには倒木や枝の張り出し、雑草の生い茂りが発生すれば通行に支障を来し、日常生活に大きく影響を及ぼすと思われます。町では担当課を置いて道路の維持管理を行い、住民も自発的かつ定期的に維持管理に努めていると承知をしています。

しかし、道路合計延長が 250 キロメートルもあると、次から次へと起こる現象に速やかに対応することは困難とも推測されます。ところがそこに迅速な対応や復旧の見通しがないと、住民は不満を募らせることも事実です。担当課では、毎年度において各区から寄せられる要望をデータベース化して対応していると聞いていますが、一刻でも早く対応するためには、これまでも協力いただいている行政区や住民有志も含めた協働での取り組みをさらに進化させ、役割分担や支援制度などを盛り込んだ仕組みづくり、体制づくりを行い、推進する必要があると思っております。

そこで、次の各項目についてお伺いします。

まず初めに、単年度に維持管理に関する要望はどのくらいあるか伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 渡辺議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

平成 30 年度 1 年間に、町道の維持管理に関する要望は合計で 137 件ほど寄せられております。

○議長（野村賢一君） 3 番渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） 要望はいろいろな事項があると思われますけれども、分類するとどのような事項が多くありますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 町道の維持管理に関する要望は多岐にわたりますが、昨年度を例にとりますと、一番多い要望は舗装の修繕、こちらが 24 パーセント、道路路肩の修繕、こちらが 16 パーセント、側溝の修繕、清掃、これが同じく 16 パーセント、そのほか道路の側溝のふたや道路の碎石等、材料の支給に係るもの、こちらが 14 パーセント、次にカーブミラー、ガードレール等の補修、こちらが約 10 パーセント、土砂撤去等と同じく 10 パーセント、その他が約 10 パーセントとこのような状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3 番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今、1年間の要望数というのが、自分がどのぐらいの感覚で、もう少し多いのかなと思っていましたけれども、ありがとうございます。

では、興味のあるところですけども、単年度のその要望に対する対応、処理件数はどのくらいで推移してきているかということ、もしわかればお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 平成30年度の要望件数は、先ほど申しましたとおり137件でありまして、このうち処理済みの件数が120件、平成30年度の処理済み率は87.6パーセントとなっております。また、平成29年度ですけども、要望件数は153件、処理件数は136件で、平成29年度の処理済み率、こちらが88.9パーセントとなっております、それぞれ処理済み率は90パーセント弱ということで推移をしております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

今の処理件数聞くと、結構パーセンテージが高いなという感じですけども、データベース化して管理しているとよく聞きます。未処理のままの件数、また、その理由というのがもしわかれば。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 昨年度、平成30年度で申し上げたいと思いますけれども、未処理件数は昨年度17件でありますけれども、その主な理由であります、道路の損傷が他の要望に比べて低いもの、同じく緊急性が低いというもの、またそのほかに、舗装の修繕などで多くの費用がかかるもの、そういうものが主な理由となっております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私は個人的には総じて担当課の対応はきちんとできていると思っています。周りの行政区の区長さん方も、今回の対応、その前の対応、区長さん方は毎年かわっていくわけなんですけれども、早く対応してもらっているというふうに聞いております。

ただ一方、一部では要望してもなかなか実現しない、もう要望するのもやめたよというような声も実際耳にします。それは対応できなかった案件、未処理の案件に係ることのような気がします。今の数字を聞いただけでもそういうふうに思いました。対応できなかった場合

の要望側との協議、また説明、フォローはできているか、できてきているかということで、その辺のところを伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 現在、各区からの要望の受け付けでございますけれども、これにつきましては記録が残るように、地域の区長さん等から文書でいただいております。また、その要望に関しまして、現地を確認した上で文書にていつまで行うのか、また、すぐにできない場合など経過観察を行い、しばらく様子を見ていきたい、また、作業が実施できる段階となった場合にはまた改めてこちらから連絡するなど、できるだけ回答するようにしております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

行政サービスの質を高めるには、要望に応えられなかった場合のフォローではないかと思っております。引き続き丁寧な対応をお願いします。

また、多くの要望に対応するにはいろいろな工夫が必要かと感じています。私が知る範囲では、この委託と担当課で直接工事をする、また、材料支給などもあるというふうに伺っておりますけれども、この辺の振り分けというのはどういうふうに行っているんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 現在、町では係員2名と臨時職員4名で道路維持管理に関するさまざまな要望に対応しております。その中でも技術的に施工できないものや町で所有している資機材、また車両では対応できないもの、工事の規模が大きくなり作業が長期間になるもの、また主要幹線道路などで交通量が多く、交通誘導員など多くの人員を必要とするものなどは、専門の業者に発注をして対応しております。

このほか、簡易な路肩ののり面の復旧、舗装にあいた穴埋め、ガードレールやカーブミラーの設置や災害時における町所有の機械で撤去できる規模の土砂等の撤去などは、町職員で直接対応しております。また、道路側溝のふたなどにおきまして、その地域で設置をしていただける場合などがございますけれども、その場合にはその材料を支給して、地域で施工していただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

維持係、今説明を受けました係員2名、臨時職員4名ということで、維持係で直接対応しているということ、また私も先ほど申し上げましたけれども、この維持係の作業班というか、そこの動きというのは大変高い評価を受けているというふうに思っております。そうすると、よいものはもっと拡大して機動性を増してというふうに思う方も多いのではないかなと思います。

その辺のところ、専門的なことはちょっとよくわかりませんが、その人数をふやして機能強化を図っていくという考えはあるかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 人員をふやして機能強化する考えがあるのかというふうなご質問ですけれども、現在、町職員で直接対応している、先ほど申しました6人、このうち建設機械、町で所有しているバックホー等がありますけれども、を扱う免許を所有している者は3人です。今後、人事異動や作業員の高齢化により、現在の方が対応できなくなる場合も予想され、人材の育成や確保、これにも取り組まなければならない課題もございます。

このような中でありますけれども、地域の要望に応えるためにはその内容を精査をして、必要なものは専門の業者に発注をしたり、地域の方々との協働作業、これにより効果的に対応してまいりたいと思いますので、現段階では人員をふやすことではなく、その要望に対する対応の方法によりさまざまな要望に応じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

本町と同じくらい、また本町よりも小さな町でも同じような形をとっているところあると思います。今課長から答弁いただきました、行政としてはもうこれ以上ふやすことは考えていないと。それはそれで本当にいいことだと思いますけれども、一方で迫りくるものがある。それに対応するために、住民と協働で道路維持管理をしている町、村、小さいところあると思っております。これまでに住民と協働で行う仕組みづくりとか、また自発的な活動に対する支援を検討したことがあるかどうか伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今後、少子高齢化が進み、より地域社会の担い手が不足することが懸念され、現在、地域で行っていただいている作業、こちらも難しくなってくるのご意見も伺っております。また、地域の全ての要望に対しまして町だけで対応することもまた困難になってくるものと思われ、今後は地域の皆さんと協働により、さまざまな課題に取り組

むことがさらに重要になるものと思われま

このような中、町道の維持管理に關しまして、道路側溝のふたや道路への碎石など、町が道路維持に必要な材料を支給して地元地域で設置、敷き直しをしていただいたり、冬の季節には地域に建設機械を有している方と委託契約を結び、地域の道路の除雪、またこれに付随する倒木等の撤去についてご協力をいただいているところでございます。

また近年、市有地から張り出した樹木につきましては、地域の皆さんではお持ちでない資機材や車両も町にありますので、市有地にある木や竹などの伐採について、伐採した木などの処理場の確保、これや伐採時の集積など、地域の皆さんのご協力をいただきながら、地域の方々とともにその作業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 前向きな答弁ありがとうございます。

本町は、私が言うまでもなく面積が本当に広い。高齢化がさらに進む状況のもと、集落や地域を維持していく上で、町道は住民生活に直結した大事な存在です。これまで以上に行政と住民とで連携を密にして、適正な管理や改修をしていかなければならないと思っています。

ただ、これについては本当にいろんな考え方、いろんな意見がありまして、町道なんだから町が全部やればいいという考え方、これもわかります。できることは自分たちでやって、どうしてもできないものは町、行政を頼るべきだという人もいます。はっきり言って、アンケートをとったわけではありませんのでどっちかわかりませんが、そういった両方向の見方がある中で、どこかやっぱりマニュアルというか、落とし場所というか、みんながある程度公平な扱いを受ける仕組みづくり、体制づくりというのは本当に必要じゃないかなと、今これをつくっておかなくちゃいけないんじゃないかなというのは冒頭、課長からもありました。

これは高齢化、わかっていたことなんですが、そして集落を維持する人が減っていくということになると、5年前ということが、かなり10年前ということが変わってきます。それに先駆けてやっぱり行政、我々も含めてですけれども、一つの方針というか、つくっておいたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

ただ、そのためにも、これまで行政のほうでやったことがあるかどうかわかりませんが、今現在、各行政区、また地域での任意の団体、有志団体とかいろんな面で愛着を持って町道、恐らく事業を使って県道をやっている方たちもいるのは承知しています。そんな実

態調査というか、実態を実際に知ってからでないと、なかなかその後の展開も方向が出しにくくないかなというふうに感じています。

そのためにはベースとなる現状把握ということで、路線ごとに行政区や個人で自主的に実施している年間の管理状況、今後の見通しなどを把握することも大事ではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今後、地域の方々との協働の維持管理を実施していく上で、渡辺議員の言われるとおり、現在各区で実施している道路の維持に関する管理状況であるとか、そういうものを町で把握することは大変重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 実際に調査してみると、1年間に住民が自発的に実施している奉仕作業、名前はいろいろとあると思います。沿道の美化活動とか、かなりの量になるんじゃないかなというふうに思っています。

高齢化という流れのもとで、今のうちに将来を見据えた方策を研究したり考えたりしたほうがよいのではないかと考えています。新しい、新しいは要らないかもわかりませんが、それなりの仕組みづくり、制度設計という、そんな推進についての見解をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほども申し上げましたけれども、これからは地域の方々の協力なくして地域の道路の維持管理はますますできなくなるものと思います。このような状況の中で、この道路管理に関しまして、町はどこまでどのようなことをして、地域の方はどこから担っていただくのか、また、どのような自発的な活動に対して支援ができるのか、内部でも十分に議論を行い、地域との協働に関して推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 前向きな答弁ありがとうございます。

私は今回の災害対応で、幾つかの行政区の素早い対応に本当に感動しました。惜しみなく本業で使用する重機を出してくれたり、伐採や片づけを率先して実施してくれた方、捨て場を提供してくれた方、住民のいろいろな行動を目の当たりにしました。当然のことながら、

行政に依存しなければ解決できないことのほうが多かったわけですが、初動としての取り組みに感謝感激をしました。

大それた仕組みでなくていいと思うんです。例えば降雪の、雪が降った場合の、何か契約をしてというか委託をしてという、やれる方と協力をしていただいているというような形がもう第一歩じゃないかと思っています。協力していただけるような方とのネットワークづくりとか、また、平常時の各行政区との道路維持管理に関する協定とか、名前はいろいろ、マニュアルづくりとかいろいろ形はあると思います。

その辺のところは、この全国各地、大多喜町と同じような環境、私どもより大きいところでもそういう仕組みを取り入れているところがあるかも知れません。そういったところを研究しながら、この大多喜町全体を均衡ある土地にしていくという意味で、やはり持続可能な形を最後の最後まで粘って残していくというのが大事ではないかなと私は常々感じております。

災害対応と同様、ふだんの連携、ふだんのコミュニケーション、そういったものが大事ではないかと。行政と住民の連携、役割分担を共有していく、そこの先に協働のまちづくりがあるのではないかというふうに考えますが、町長のご見解をお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの渡辺議員に、建設課に対するいろいろご質問、今お話をお聞きしました。やはり何よりも、渡辺議員が心配しているとおりでではなからうかと思えます。

今、人口減少というものを、実際は今、少子高齢化と言われて久しいんですが、その人口減少という実態というものを、実は本当にまだまだよくわかっていないところがあるんだと思います。ただ、実際に間違いなく進行しておりまして、これから我々自治体もそうなんですけれども、一般の企業さん、本当に全て皆同じなんですけれども、今までできていたことがだんだんできなくなってくる。それが実は人口減少の実態であるというふうに思っています。ですから、今まさに渡辺議員が心配したようなところは、これからどんどん顕著な姿であらわれてくるんだと思っています。

今、役場のほうの職員をこれから募集してもどうかなというところもありますが、これも募集しても応募してくる人がいない。また、今大多喜町に、町内にいろんな業者さんございます。そういう事業者さんも募集しても人が来ないということで、非常に人口減少の実態というのは実はそこにありまして、役場でも今いろいろ人を募集しますが、以前のような応募をしてくる人数はいないんです。本当に応募者も少ない。ですから、あらゆる分野で今人が

足りないというのが現実なんですね。これが人口減少の実態であります。

ですから、これから町のいわゆる道路インフラ、こういったものを維持していく上で、本当に皆さん方、今までも年配の方もいろいろと今協力をいただいております。しかし、それも本当に先々どうするかという問題になるんですが、ただ少なくとも、今お話にありましたようにネットワーク化というのは非常に重要でありますし、本当に初動に動く人、協力できることはそんなに大きな資材を要しなくてもできるものでありますし、また資材を要しなければいけないもの、もっと大型のもの、こういったものを細分化しながら、大多喜町として分相応のまちづくりの中で考えますと、やはり今お話がありましたように、できる分野とどんどんやはり契約を結びながら、協定を結びながらこの維持をしていかなければ、恐らくこれからなかなか難しいだろうというふうに思っています。

ですから、そういったことをこれからしっかりと、マニュアルといいますか、そういう仕組みづくりといったものをこれからしっかりと進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 町長、前向きなご答弁、また丁寧なご答弁ありがとうございました。

また2つの質問を出してきましたけれども、各項目に対して丁寧なご答弁ありがとうございました。

道路は町のイメージアップにとって大変重要な存在だと思っています。本町、景観行政団体として登録してありますけれども、進んでいます。前に1回、私も質問をしたことがあるかと思えます。恥ずかしくない、町内隅々まで管理の行き届いた道路維持というのは大事ではないかなと思います。

一番、今、道を走っている、道路が汚い、白線がない、沿道が汚いとかはすごく人間に嫌なイメージを与えていると思っています。その辺からまずきれいにして、特に観光客の来るところ等はそういった意識を本当に持たなくちゃいけないんじゃないかなと、住んでいる人たちも気持ちがすさむ、そういった感じを私は個人的に持っておりますので、道路維持管理ということについても、常に一緒にきれいにしていくことを目指して頑張りましょうという私の思いを述べて、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

あす4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 2 号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和元年12月4日(水)

午前10時01分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	多賀由紀夫君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	山川貴子		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第 3 議案第33号 大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第35号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第36号 町道の認定について
- 日程第 7 議案第37号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 8 議案第38号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第39号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第40号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第41号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第42号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

きのうの会議に引き続き、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可したので、ご承知願います。

また本日も、職員の研修の一環として、係長以上の職員が傍聴していますので、ご承知願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしく願います。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 初めに、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、台風15号、19号、そしてその後の大雨で被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、町長初め職員の皆様、消防、警察、自衛隊の皆様、炊き出しなどさまざまところでご尽力をいただきました多くの皆様に、改めて感謝を申し上げます。

千葉県は大丈夫との神話的な思いが覆された状況となりました。最大の災害対策をしていただきましたが、課題として見えてきたものもあったように感じております。

執行部においても既に対応をお考えのこととは思いますが、本日は防災・減災・発災時対策及び地域防災について質問をさせていただきます。

昨日一般質問とされた方と重複しているところもございますので、その点につきましては割愛、または再質問という形で質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

初めに、大多喜町災害ボランティアセンターについてお伺いをいたします。

今般の災害では、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが開設され、多くのボランティアさんが支援に訪れている様子や、支援を受けられた方々が涙を流し感謝されている様子をたびたび目にいたしました。ごらんになられた方も感謝の気持ちを持たれたのではないかと思います。

本町でも、いざというときに災害ボランティアセンターを設置できるようにと体制づくりに取り組んでいただいているとのことですが、進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていただきます。

全国各地のボランティアや市民活動センター及びそれに類する窓口は、各市町村の社会福祉協議会にあります。本町においても、大多喜町社会福祉協議会がボランティア活動の窓口を担っているところでございます。最近までボランティアセンターの設置基準等について定めたものはございませんでしたが、それらのことについて定めた大多喜町災害ボランティアセンター設置要綱が、10月30日に開催された社会福祉協議会令和元年度第3回理事会により承認され、定められたところでございます。

よって、今後、ボランティア活動が必要となるような災害等が発生した場合は、設置要綱に基づき、大多喜町社会福祉協議会内に災害ボランティアセンターが設置されることとなります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

いつ、どのような災害が起こるかわからない昨今の状況でございますので、体制が整備されたということで、本当に少し安心をいたしました。

ある行政区の災害ボランティアセンターの活動の一部を拝見させていただきましたが、立ち上げの準備自体も大変ではないかと思いましたが。開設に至りましては、より以上のものが想像されました。

災害ボランティアセンターには軍手、紙マスク、スコップ、リヤカー、バケツ、バールなど、そういった小物の機材から高圧洗浄機、汚泥用の掃除機、消毒資材などなど、各種道具、機材が準備されておりましたけれども、これら災害ボランティアセンターの設立に必要な資金というのはどこから出ているものなのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ボランティアセンターの設立に必要な資機材等の購入資金はどこが担っているかのご質問でございますが、ボランティアの協力が必要となるような大きな災害が発生した場合の多くは、国から災害救助法が適用されることとなります。

災害救助法が適用となった被災地では、各市町村の社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが開設され、復旧復興に係るボランティア活動が行われることとなりますが、その活動に係る経費については、千葉県共同募金会の災害等準備金による災害支援制度に基づく支援を受けることが可能となり、資器材等の購入資金についてもその制度の活用が可能となります。

町は補助金などの支援をする考えがあるのかとのことでございますが、ボランティア活動については復旧復興に非常に大きな役割を担っていることから、共同募金会の災害支援制度を活用しても不足する部分がある場合については、支援が必要なものと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

共同募金ということで、こちらのほうも皆様の募金を使わせていただいているということでございますけれども、災害がいざ起こる前にも若干の設備というか、道具をそろえておくようなことも必要になってくるのかなと思っておりました。今も課長のほうから、町としても必要なものは、補助金、支援をしていくということもできるという考えを持っているということございましたので、ぜひ、その際には、町のほうのお力添えもいただくことができればと思っております。よろしくお願いたします。

次に、災害ボランティアセンターの運営をしていく上で、人材育成も大切ではないかと考えます。ボランティアコーディネーターという制度もあるようでございますけれども、人材育成はどのように行っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ボランティアセンターを開設し、運営していく上で大きな役割を担っていくのがボランティアコーディネーターとなります。ボランティアコーディネーターは、ボランティア活動を行いたいという意思を持つ人とボランティアの活動の支援を求めたいという人の間にあって、マッチングを行い、それぞれのニーズが満たされるよう、必要な支援を行う専門的なスタッフであります。

先ほども申し上げたとおり、大多喜町災害ボランティアセンターについては要綱整備が行われたばかりであり、体制が万全な状態とは言えません。ボランティアセンターを運営していくスタッフの知識習得については、今後、県や県社会福祉協議会が実施する研修会、講習会等に参加するなどして、徐々に充実を図っていく予定でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

私、何年か前になるんですけども、ボランティアコーディネーターさんの勉強会を社会福祉協議会で受けている方がいらっしゃるんですけども聞いたときに、いらっしゃらないということでした。受けに行くという考え方はお持ちじゃないんでしょうかということをお伺いしたときに、なかなか時間がとれないと、人がいなくて、いっぱいいっぱいなので、研修に行く時間がとれないというようなお話をいただいたことがございます。

そうなりますと、例えばそういう研修に行く間、何か人的な補助のサポートが必要であったりとかするのかなと思ったんですけども、そういったところは町としてもできるものなのかどうか、どうなんだろうかとこのところを感じたんですが、今、自分たちが、社協さんになっている人たちがそれぞれの仕事を持っていて、訪問なんかもあったりとかするのでいっぱいいっぱいらしいんですね。研修に行くのに、全く人としての余裕がないということだったんですが、今の繰り返しになってしまうんですが、町としてサポートすることは可能なのかどうかお伺いできればと思うんですけども、よろしければ町長の考えをお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人材の面で、それぞれ皆さん、ボランティアですからお仕事もあり、なかなか時間的にも厳しいものであろうと思っています。そういう中で、先ほども答弁しましたように立ち上げたばかりでございます。これから研修ということになります、そういったところも、町としては支援をしていくということは必要であると思っています。

特に、災害ということを考えますと、今回の災害が、これが常態化するような状況になるのではなかろうかと、我々も想像しているところでございますので、そういう災害については、支援については、町としては十分やっていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町長、ありがとうございます。

これからのご相談とか、そういう形になってくるのかと思いますけれども、その際にはぜひよろしく願いいたします。

本町に災害ボランティアセンターを立ち上げていただくような大きな災害が起きないことを願うところですが、今回の災害ボランティアセンターさんの呼びかけは土砂や流木の撤去作業、ブルーシート張りなど、今までボランティア活動に余り含まれていない分の人数に対してもマッチングに取り組んでいたように感じました。万一のときには、被災住民に対しきめ細かい対応を行っていただきますようお願い申し上げまして、この関係の質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、災害時の町民への情報提供についてお伺いをさせていただきます。

防災行政無線の放送が聞きにくい状況がございました。災害時にほかの情報提供の方法も必要と考えますが、どのような方法が考えられますでしょうか。

また、町外にいる町民や家族などが、町の情報を入手する方法はどのようなものがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問に総務課のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、防災行政無線が聞き取りにくい状況ということについてお答えをさせていただきます。

昼間の放送で、屋外のスピーカーと屋内の戸別受信機の両方を同時に放送した際に、屋外の放送が一部の地域で聞き取りにくいというご指摘を受けまして、職員で確認させたところでございますが、原因といたしましては放送する職員の原稿を読む速さ、スピードによって、

山間部ということもあり、共鳴して聞きづらい放送があったことを確認しております。

放送の方法につきましては、改めてまた職員のほうに周知をして、対応を考えていきたいというふうに考えております。

次に、防災行政無線以外の町民への情報提供の方法についてでございますが、町ホームページ、また、避難指示など緊急を要する場合は、携帯電話等にエリアメールにより情報を発信しているところでございます。

次に、町外からの避難所情報などの情報の入手の方法ということでございますが、町ホームページまたはテレビ、ラジオなどのメディアにより、情報の取得をお願いしたいというふうに考えます。町からは各メディアに直接情報を提供し、放送を、掲載をいたしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

それでは、再質問という形の中でお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、放送が聞き取りにくいということにつきましては、今課長からもご答弁をいただきましたように、今回の災害におきましても非常に苦慮しながら対応していただいたというところで、本当に早い対応していただいたというところでは感謝申し上げます。

その中で、町民の皆様からは共鳴という部分においては、人によってやはり聞きやすい方と、なかなかちょっと難しかった方がいらっしゃるようでございますので、その聞きやすかった方を参考にしながらまた検討していただくようなこともしていただけるといいかなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、今回、そういった形で聞き取りにくいということの中で、広報車を出してほしいという要請があったかと思えます。その中で、お願いしたんだけど、車は見えなかったよねということの中で、どうして出さなかったのかしらということでお話ございました。この辺の理由をお伺いできればと思えます。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 今回の災害については、地域を特定してその地域に対して広報するのであれば広報車が有効なんですけれども、こういった緊急事態で町内一斉にお知らせをしなければならぬというような情報については、広報車ではちょっと手が回らないということで、広報車による対応はしておりませんでした。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

そうしますと、広報車は災害時というか、そういう情報はその場所場所というか臨機応変に活用していくということになるということでございますね。わかりました。

次なんですけれども、給水情報、配食情報などで情報が得られた方と得られなかったという方がいらっしゃいました。特に配食に関しての情報でそのお声が多かったんですけれども、これについて、先ほどエリアメールでの避難情報とか緊急情報が出せるということで、出していると思うんですけれども、このメールの文を工夫することによってエリアメールを活用することができないのかなと思うんですが、このメールに制限というものがあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） やはりこれは避難勧告とか避難指示、そういったものについて利用が限られておりますので、それについてはエリアメールによる配信はできないと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。これはまた後ほどお伺いすることといたします。

そうすると、今課長のほうから、テレビ等での情報ということでお話をしているということでお伺いをしたんですけれども、町民の皆様が災害情報をテレビ等で見ていたときに、ほかの市町村の情報提供がテロップで流れるそうなんです、どこどこで避難所をやっています、給水があります、お風呂を提供していますと流れる中で、大多喜町は余り流されていなかったということで、次出てくるかなと思ったらなかったというような形で、どうしてなんだろうというお声がありました。

耳が遠くなってこられた方などは、やはりこのテロップの情報というものが非常に有用であったようでございます。このテロップというのはどのような形で提供をされているのか、大多喜町が少なかったというのは何か理由があったのかお伺いできればと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問でございますが、これは千葉県の防災情報システムというのがありまして、そこに避難情報でありますとかそういうものを入力するわけでございますが、今回、避難所の情報を入力しますと、県のLアラートシステムという、各放送局に直接データが伝わり、それをリアルタイムで反映されて掲載しているところでございますが、今回の台風15号の際には、県のシステムのふぐあい、また通信回線のふぐあいによ

りまして、更新されない時間帯がありました。

その時間帯のことをおっしゃっているのではないかと思います、町としましては各メディアに同じ内容のものを、ファクシミリとかメールによりまして提供している情報により掲載していただいているところでもありますので、リアルタイムではなく、多少のタイムラグが生じて、そういう原因で放送に反映されなかったというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

県のほうの機材というか、そのの不都合があったということなんですが、それは大多喜町と県の間のものなのか、県全体だったのか、その辺はおわかりになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 県のお話では、県全体にそういう状態、つながったところもあるし、つながらなかったところもあるということですが、県全体でそういう影響が出たということでお聞きしております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） それに関して、町というか、県と町ということになるかと思うんですけれども、今後のそういったものに対する対策というようなものはご検討いただいているのか、また要望などを出していただいているのか、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 今回、15号の際には、県のほうから対応はなかったんですけれども、その情報を取得する県の職員を直接町のほうに常駐させているような形で対応しておりますので、19号以降の災害については県の職員が張りついて町の情報を直接、携帯電話とかそういうものを使って、県のほうに直接情報を伝達することができております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

県としても問題点はあったところというのが、やはり大多喜町でも一つそういうところにあらわれていたということであるのかなと感じたところでございます。わかりました。

次に、町外にいる方が町の情報を入手できる方法としまして、どのようなものがあるのかということでお伺いをしましたところ、ホームページ等ということございましたけれども、例えば登録制の一括メール配信などという形で配信するということも考えられるのではない

かと思うんですけども、こういったことをやっていただくということは考えられないもの
なんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） メール配信は、町の防災行政無線のシステムを改修をすれば、そ
ういうメール配信も可能となることを確認しておりますが、現在のところそういうことを考
えておりません。

ですから、次の更新の時期にそういうものがシステムとして加えられればというふうに考
えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひお願いしたいと思います。

きょうは間をかいつまんでいるんで、つながっていないところもあつたりとかして大変
申し上げないんですけども、いろいろご答弁いただきましたけれども、防災行政無線の整
備済みの団体で、複数の伝達手段を同時に活用できるように、防災行政無線をほかのシステ
ムと連動させている団体というのは410団体ほどあるという、そういった調査結果もござい
ます。

その中には、IP告知システムというものを導入しているところは、登録一括ファクスな
どを、ファクス送信ですね、耳のご不自由な方にも伝わるようにというところで、そういっ
たところを導入しているところもおられるようです。私もよくわからなくて申しわけないん
ですが、IP告知システムというような戸別受信的なもので、双方向の送受信ができるよう
なものだそうでございます。

今後のシステムの改修等いろいろなものがあるかと思うんですけども、その際には、こ
ういった連動ができるような形のものも今後必要になってくるのかなと思いますので、いろ
いろな状況下において住民の皆様へ情報が届くような形をまたご検討いただければと思いま
す。どうぞよろしく願いいたします。

次に、役場と役場の出張所の間で、電話がつながった出張所とつながらない出張所とい
うのがあったようでございますけれども、その理由というのはどのようなものだったのでしょ
うか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） ただいまのご質問について、出張所の関係ですので、税務
住民課からお答えをさせていただきます。

まず、西畑出張所でございますが、停電中も電話がつながることが確認できており、その後も通話することができておりました。

また、老川出張所については9月9日、10日はつながっておりましたが、11日朝にはつながらなくなっており、その後非常電話等に接続をしましたが、つながらない状況が続き、老川地区の電気が復旧した13日朝からつながるようになりました。その考えられる理由についてNTTに確認しましたところ、停電により、小田代にあるNTT交換センターのバッテリーの消失か、電話線の断線が原因ではないかと回答をいただいているところでございます。

次に、電話不通時から出張所との連絡手段や町民への対応のあり方につきましては、老川出張所に11日の午後、防災無線機を常備し、12日には、町が把握している災害に関する情報を持って職員を各出張所へ配置をし、住民からの問い合わせ等に対応いたしました。

具体的には、買い物ができる店、給油ができるガソリンスタンド、配食場所、給水車による給水場所、それから民生委員による独居宅の見回りの実施等の情報を把握して、職員を各出張所へ配置をしたところでございます。

今後につきましても、災害発生後の出張所での対応といたしましては、住民の方の生活に関する情報を把握し、地域の方の問い合わせ等に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

まず、通信手段の件でございますけれども、今後、同じように停電があった場合はどのように対応、要するに機械的な部分ですね、それはどのような形を考えていくのか。今の状況でしようがないのか、それとももう少しバッテリーとか何かそういう形で用意すれば、電話とかそういうものがつながっていくようになるのか。その辺というのは何か考えられる対策というのはあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 何かわかるか。総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 出張所間につきましては、今回、防災行政無線の移動局といいますか、その無線機を使ったわけでございますが、それ以外にも、老川出張所には屋外子局という、スピーカーがある防災無線の電柱があるんですけれども、その、防災訓練で皆さん、区長さん方にもご経験をしていただいたところでございますが、あのふたをあけますと、直接消防署であったりとか、役場に直接つながりますので、それで役場と老川出張所は連絡が可能であるというふうに考えます。

また、今後も衛星回線を使った携帯電話ですとか、そういうことも考えていきたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。

やはり山間部でございますので、衛星電話というのは本当にいろいろな意味でもしかしたら活用できるのかなというような気もしますので、ご検討いただければと思います。今、課長のほうから職員の方を配置をしてくれたというお話も伺ったところでございますけれども、携帯電話が今回つながらなかったということから、非常に個人で役場へ問い合わせをすることが難しくなったということから、出張所のほうへ出向く町民の方も非常に多かったように伺っております。最初、公衆電話も使えていたようなんですが、そのうち公衆電話も使えなくなったということで、全く連絡がとれなくなったという形のようにございます。

そういう中で、平素は住民係のお仕事をされておられる臨時職員の方が、住民のいろいろな問い合わせを受けまして、やはり対応ができなかったというようなところもあるようでございます。防災というんですか、こういう被災、被害なんかがありますと、ふだんとは違うお問い合わせが出張所に集中したということで、非常に大変な思いがあったようでございますし、住民の皆様も、何もわからないところで出張所へ聞きに行ったら答えてもらえないということで、より不安というか思いが爆発してしまったというふうなところもあったようでございますので、課長が先ほどおっしゃっていただいたように、そういう場合には、わかる職員の方をぜひすぐ派遣していただいて、対応していただくことができればと思いますので、よろしく願いいたします。また、今後もお願いすることができますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） ただいまの質問ですけれども、先ほど答弁させていただきましたけれども、災害時には職員が災害に対する生活に関する情報を持って各出張所へ配置をしまして、住民からの問い合わせ等に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。

そういった情報の提供先なんですけれども、今回、台風の後には暑さ対策ということで暑さ避難所などや、もしくは指定避難所などにも人々が集まっていたというところもございます。そこでの情報提供というものも必要なのかなと思ったんですけれども、この辺もお願いをしていくことができればありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それにつきましても、直行職員、またそこを担当する職員に、そういう情報を印刷物なり、直接リアルタイムで連絡とれますので、そういう情報もあわせて提供していければというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。

次に、災害発生時、町民への情報提供について、防災行政無線でより細かい情報提供が欲しいという声をいただいております。どのような内容の提供が、防災行政無線では可能なのかお伺いをしたいと思います。

私のほうにいただいた意見の中で幾つか抜粋してきましたんですけれども、例えば停電や断水の現状や復旧の見通し、道路などインフラ状況の小まめな情報提供、医療機関の開設状況、商店街の営業状況、開いているとか開いていないとかですね。配給品、炊き出しなどの情報、避難準備や通行の判断に用いるために夷隅川の水位の状況、こういった情報提供をしていただくことができないかということで、お声をいただいているんですけれども、今申し上げたようなことというのは可能な範囲のものなのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、防災無線の種類についてご説明させていただきたいと思います。

防災無線の放送の種類は、時報として12時、17時に放送する定時放送、また、町、ほかの公共機関からの行政情報を放送する通常放送、そして災害発生時に放送する緊急放送の3種類がございます。いずれも公の放送として私的な放送内容については放送をしていないところでございます。

ただいまご質問いただいた病院、店舗、その他の放送でございますが、給水や炊き出しの情報は公共機関、民間に限らず、放送が可能であると考えます。また、店舗の情報については町内全域を町が調査をいたしまして、直接情報収集を行うことは必要であると考えますが、それについてはリアルタイムの情報の提供が困難でありまして、混乱を招くおそれがある情報については、放送は控えたいというふうに考えます。

川の水位でございますが、河川の水位の情報は、大多喜町避難勧告等の判断・伝達マニュアルにより発令します避難準備、避難勧告、避難指示とあわせて、具体的な川の水位ではなく、何々川の水位が堤防を超えるおそれがありますというふうに、数値ではなく、直接住民

の方がイメージしやすい形の放送内容としております。

あと病院については、これについてはこれも情報収集という観点もありますし、病院は、基本的にあいていると、病院が休みの日以外にあいているということが前提ではございますので、それについては放送はしないというか差し控えたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） まず初めに、夷隅川の水位の状況の関係でございますけれども、イメージしやすいということで避難勧告云々ということで、そういう形でイメージできる方もいらっしゃいますし、避難勧告とか言われても大丈夫だと思っている人は、逆に、例えば1メートルになったら確実に冠水する、越水するというふうになった場合に、今、50センチですよというふうに具体的な数字があったほうが、もしかしたらリアル感が伝わるという部分もあるのかなと思いますので、この辺は今後の検討ということでお願いをできればと思っております。

それと今、私のほうの説明が悪かったんですけども、医療機関の開設状況、それから商店街の営業状況ということにつきまして、今回の台風15号のときに、月曜日ですね、もうそのときには電話がつながらなかったんですね。電話がつながらなくて、断水、停電をしていたということの中で、病院がやっているのかどうか、やっていないのかどうかということの問い合わせがやはりできなかったという、要するに電話をかけても向こうもつながらないわけなんで、という話がありました。

その中で私が思ったのは、今回はもしかしたら、自分の平時の病気で病院に通うという方々がそういうお声も多かったのかもわからないんですが、大きな災害のときにはけがをした人を病院に連れていくということも起こり得ると思うんです。そのときに、例えば町内だけでもここの病院とここの病院は開設していますよというような情報というのがあると助かるのかなと思いました。今回、携帯もつながらない、電話もつながらない、断水、停電という状況もありましたので、こういったところはどうなのかなというところで思います。

それから、お店に関しましても、今回、おかげさまでという言い方は大変失礼な言い方かもしれないんですが、町場が大丈夫だったんですね。なので、買い物に行ければ何とか物を調達できたというのも、やはり混乱を大きく避けることのできた一つの要因ではないかなと思いました。

その中で、山間部のほうの皆さんが、自分でお持ちになっていたものが実際になくなって

しまってきたという状態の中で、大多喜の町なかへ行ければ店があいているのかどうかというところが、やはり情報として知りたかったというのがあるようです。山からこっちに出てくるだけで30分以上かかる方もたくさんいらっしゃるわけですし、もしかしたら、自分で来られなくて、お隣の人に頼んだりとかご近所に頼むというケースもあるので、ある程度、営業していますよとか、全く商店も停電でだめですよとかという情報も大まかなものでも流してもらえるといいのかなと思ったんですが、この辺を今後検討していただくことはできないものでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 先ほどもお答えしましたが、役場もその情報を取得するためにはそこのお店を全部回って情報を取得しなければいけませんので、その間にまたお店が開いたり閉じたりとか、そういったことも考えられますので、そういったものについては、先ほど山田議員さんもおっしゃいましたが、ご近所の方の情報とかそういうものをご活用いただくような形がよろしいのかなというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 病院の開設についてはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 医療につきましては、先ほどお答えしましたけれども、病院自体はあいているということを前提に考えておりますので、また、もし、問い合わせということであれば、先ほど申し上げました防災行政無線のその電話を使っていたとか、そういったことも、昼間であれば出張所なりそういうことを考えていきたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりましたと言いたいところなんですけど、こっちの防災行政無線の電話が使えても、病院が停電しているということもあるわけですよ、電話が使えないとかね。ですので、ここは今後も大きな災害が起こったときに、情報としてあるといいかなと、ちょっとこだわっちゃうんですけども、ありますので、もし、検討していただければお願いをしたいと思います。申しわけございません。

今回の災害で、町民の皆様が役場からの情報をどれほど必要としているかということを変更して感じさせていただきました。給水車についても夜間に出していただいたことで、本当に感謝の声をいただいているところでございます。しかしながら、一方、加圧場の名前で場所の連絡がされたため、一般の住民の方には認識度が少なく、場所がわからず、もらいに行け

なかったとお声もいただいております。災害時の混乱の中とは思われますが、できるだけ住民目線での情報提供にこれからもお心がけをいただきまして、お取り組みをいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、地域防災についてお伺いをさせていただきます。

令和元年6月会議にて地域防災について質問させていただきました。そのときの執行部のご答弁は、大多喜町第3次総合計画後期基本計画策定にあわせ策定される、5カ年実施計画に優先順位を決めて盛り込んでいくよう関係課と協議をしていきたいと考えているとのことでしたが、今回の災害から得られた知見等を踏まえ、今後起こり得る豪雨や台風等の対応に万全を期すためにも、防災・減災対策の前倒しをして進めていくことが必要ではないかと考えますことから、再度質問をさせていただきます。

まず、本庁舎以外に非常用電源設備は設置されないと、以前のご答弁にございましたけれども、今回の災害で避難所となっている公共施設に、非常用電源設備が必要だったと感じたところはなかったのかあったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

非常用発電設備の必要性については、町の公共施設に限らず、避難所となっているところについては発電機の対応も含めて、電力の必要性は認識しているところでございます。それは大きな発電設備ということではなくて、発電機を含めて対応していく考えでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 発電機って、普通の小さなものということですね。そうすると、ちょっと私数字を忘れてしまったんですけども、そのもとの女子高のところの県の防災倉庫に、千葉県の発電機が何台か入っていたみたいなんですけど、その活用というのは今回検討されたんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 町のほうはある発電機で、消防を含めて持っている発電機で対応ができたものと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町は足りていたということでございますね、そうしますと。発電機は足りていたの、県に借りるといふか、そこまでは考えなかったということで捉えさせてよろしいんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 防災倉庫にあったかどうかを確認しているみたいだから、それも。
総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 県の防災倉庫ですか、そこは確認しておりません。県のほうの連絡も、先ほど申し上げたとおり、連絡も余り県からも来なかった状態でありましたので、町独自で対応していたところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

今度、県の防災倉庫もちょっと確認しておいていただくといいのかなど。私も見たわけはありません。役場からもらった資料の中に載っていたというものなので、現状、それが入っているのかどうかということも定かではありませんけれども、複数台あったようでございますので、県のほうは依頼があれば貸与というんですか、今回そういうこともあったようでございますので、お願いしたいと思います。

次なんですけれども……

○議長（野村賢一君） 山田さん、ちょっと。

町長。

○町長（飯島勝美君） 発電機の件につきましては、たびたび皆さんからご質問をいただいております。これは水道の加圧場とか、施設いろいろあります。ただ、全体に今、県の施設の持っているものも含めまして、結構小型なものなんです。そうすると、照明程度とかその程度で、実際にその施設を運用するような発電機というのは持っていないわけですね。そういう発電機になりますと、とてもじゃないけれども、クレーンのようなもので運んでくるようなものでないと、その施設は運用できないのが現実なんです。

ですから、発電機は全て万能ということではなくて、その施設施設によって必要な大きさがあるんですが、それぞれの施設を満たすような大きな発電機というのはなかなか、ふだんから置いておくということはできませんので、さっき言いましたように常設にするかという話になりますと、常設の日常の維持管理、メンテナンスというのは非常に膨大な費用になりますんで、その辺はなかなか全てその発電機で解決できるというものではありませんので、その辺はいろいろと工夫をしながらやっていかなければならないと考えているところであります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。それでは町長よろしくお願いたします。

次なんですけれども、暑さ避難所の件で1点お伺いさせていただきたいと思います。今回、台風後の停電等で非常に暑い状況が起きました。その中で暑さ避難所を町としては開設をしていただいたわけですが、停電で一番困っていった老川、西畑地区の中では開設をしていただくことができなかつた状況がございました。

その中で、つぐみの森保育園が電気がついていたということの中から、つぐみの森保育園を、高齢者の方とか弱者の皆様だけでも、暑さ避難所として使わせていただくことはできなかったのかというお声をいただいております。この点、町としては検討などをしていただいたのかどうか、お伺いをできればと思っております。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

台風15号の際には、今、山田議員がおっしゃったとおり、つぐみの森保育園では停電はしておりませんでした。しかしながら、保育園が休園ではなく開園していたことにより、園児がおり、暑さ避難所として不特定多数の方が施設内に滞在するという事は、園児の安全確保また衛生面、また使用できる部屋を考えると、開設することは困難であるというふうに判断したものでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。では、一応、検討はしていただいた上での結果ということでございますね。わかりました。

それでは次にいかさせていただきます。

次に、指定緊急避難場所の見直しについてお伺いをさせていただきます。

令和元年6月会議の一般質問させていただきましたときに、町としては第3次総合計画後期基本計画にあわせて策定される5年計画の中で考えていくということでございました。今回の災害から想定外の事態がいつ起こるかわからない、今は環境になってきているのではないかと思います。

いただいている地域防災計画のファイルでは、現在、実際に避難場所として使用している施設で、指定緊急避難場所に指定されていないところもあると思います。また、指定されているところでも、耐震性の問題、土砂災害警戒区域、河川の氾濫など、安全性を確認できているところがあるのかという問題もあるかと思います。もう一度、早期の見直しが必要ではないかと思いますが、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 指定緊急避難場所の見直しについてお答えをさせていただきます。

年度当初の計画より多少おくれてはおりますが、今までの一般質問で答弁したとおり現在進めているところでございます。

今年度の防災訓練の際にも職員より西畑地区の各区の集会所等の状況を調査したところでございます。また、西畑地区の各区長さんには、防災訓練打ち合わせの際には、今後、地域の職員と地域の方々と、それぞれの地域に合った避難場所について話し合うことを説明しているところでございます。

また、今後も千葉県が新たに土砂災害警戒区域に指定する区域に当たる指定避難場所の見直し、また、災害の状況により現在の指定緊急避難場所に行くことが困難な場合も想定いたしまして、各地区に設置されている集会所等を指定緊急避難場所として活用できないかなど、一番地域のことを把握している地域の方々と活用できる施設について協議して、その結果を大多喜町地域防災計画に反映していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

今のご答弁で、ちょっと予定よりおくられているということですが、予定より早めていただきたいと、そういう状況を感じております。

それから、今、地域の集会所等の活用も検討していただいているということによろしいかと思うんですけれども、その場合なんです、災害対策基本法の49条の4の一部というものになるんですけれども、指定緊急避難場所としては、それは行政が指定するという形になっているかと思うんです。そうすると、当然のことながら、地域の住民の皆さんとこの集会所とかこの場所が使えないかとか、ここにしてもらえないかというお話が出てくると思うんですが、最終的には町がそこを指定していくという形になっていくんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 町が指定するということになります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、当然のことながら、さまざまな災害の危険性というものを考えて、大丈夫だというところを指定していく形、もしくは、川は大丈夫だけれども、土砂は危ないから、そのときの状況において指定をしていくという対応で指定していただくと考えさせていただいていいですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 先ほども議員さんがおっしゃったところで、指定になっていないところもあるということで、耐震性であったりとか、そういう避難所となれるかどうかというのを今後調査して、そこにあわせて指定していきたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひ、早いうちの対応をしていただきたいと思います。

それと、私どもにもらっております、ちょっとお時間もなくなってしまったので、防災のマニュアルの更新がですね、かなり古いものをいただいております。町としては大分新しくそれから先へ進んでいただいていると思うんですけれども、新しいものをいただければ、ありがたいかなと思います。

そうしましたら、話を取りとめもなく飛んでいますけれども、次に、町の福祉避難所の開設関係でお伺いをしたいと思います。

昨日の議員さんのご質問の答弁の中で、福祉避難所に行く場合にはケアマネジャーさん等との相談をしてからということをございましたけれども、実際に、町民の皆様は指定された避難所にお見えになってくると思います。その中で、その現場にいらっしゃる役場職員の方が、この方は福祉避難所に行っていた方がいいのではないかとこのところがあると思うんですけれども、この点については、職員の判断で対応していくということはどうもできないものなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） その辺についても、緊急時でございますので、柔軟に、どうしても一般の避難所では対応できないような方については、福祉避難所のほうへ避難していただくことも考えていきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

次に、大多喜町は今福祉避難所が中央公民館から特別養護老人ホームに変わっているというふうに、前回ご答弁いただいたように思うんですが、福祉避難所……違いますか。いただいている防災のファイルの中では中央公民館になっているんですが、前回のご答弁のときには特別養護老人ホームというふうに伺ったように思うんですけれども、そういう前提でちょっとお話をさせていただくんですが、今回もお風呂の問題がありました。

町は民間でも大変ご尽力いただきまして、多くの方が利用させていただいて、感謝の声をいただいているところなんです、そんな中で、在宅である高齢者の方のお風呂の問題とい

うのが聞こえてまいりました。ご本人が自宅以外のお風呂に行きたがらないというケースもあるようなんですけれども、手すりだとか福祉的な設備が整っていないところのお風呂というのは、やはり使うことが難しいというふうな問題もあるようでございます。

今後、もし、このような災害が発生した場合、今回はたまたまご家庭に対して何もない状況でございましたのでよかったと思うんですが、例えば河川の氾濫に巻き込まれた場合はぐちゃぐちゃになってしまったり、土砂崩れであればどろどろになってしまったりということもあり得ないことではないと思うんですけれども、そのような場合に、福祉避難所の入浴施設をそういった方に開放していただくということはできないものなのかと思うんですが、この点はいかがなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 避難者に対する入浴についてということでございますが、施設としましては、非常用の電源、それから貯水槽を備えつけておりませんので、災害発生時に停電または断水が発生した場合は、入所者にも入浴サービスを提供することができない状況でございます。

また、職員数が過去よりも少ない状態であります。そのような中で、施設から比較的近い大多喜、上瀑、総元地区居住の職員は19名、そのうち、介護職員は10名となっております。そのため、非常時におきまして、交通網の混乱等の影響を考慮した場合、全職員の速やかな出勤は期待できない状況でございます。出勤できた職員も、平常時とは違う混乱時においては、入所者の対応のみで手いっぱいになると思われまます。

また、避難者の病歴や、感染症の保有状況等の把握が困難であり、仮に感染症を保有していた場合、職員を介して入所者への感染も考えられることから、職員の専属化等、慎重な対応が必要と考えられるため、停電や断水が発生していない状況であっても、避難者への対応は非常に厳しいものと予想され、対応は難しいと思われまます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

特養では難しいということでございます。また別の部分で、特養にもちょっと問題点があるのかなというところも思ったところでございますけれども、その中で、例えばほかに何か入浴をできるところ、何か方法というもので、町として考えられる手段というのはありますでしょうか、今現在。

あれば、ちょっとこういうことが、今はないけれども、こういうふうにしていけば可能であるよというような、考えられますよみたいなものというのがあれば教えていただければと思います、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その災害時の状況というので全て変わりますんで、例えば地震の場合、あるいは風の場合、あるいは水害とそれぞれ災害の内容が違います。そういうことで、じゃ、この施設をつくっておけば、これが万全かということはまずあり得ませんので、ですから、その都度使えるものを、我々は常にいろんな場所ですね、今回はたまたま大多喜城が電気が使えたと、千葉夷隅と大多喜カントリークラブは使えなかったということで、大多喜城は提供していただきました。

それから、そのほかにもB&Gがシャワーだけでも使えたということで、そのときの災害の状況によって、一つの指定をしてもなかなか難しいんですが、大多喜町としてはいろんなところを全部把握をしながら、災害時にあわせてその都度使えるものを皆さんに提供していくということで、これは正しい、これは一つの決定的なものだということとはなかなか難しいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。町長がおっしゃられたことというのは、現実の災害で今起こっているようでございます。

前回の災害の対策のときに失敗したものが今回の災害では生かされた。また、前回成功したものが今回の災害の対策ではだめだったというケースというのが、今までの災害の起こったところの皆さんのお話の中ではお声として伺っているところでございますので、その都度都度の対応で最大の対応をお願いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦勞さまでした。

ここでしばらく休憩します。

次は11時10分から会議を再開します。

(午前11時02分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

私は何分までですかね。12時12分ですか、わかりました。できるだけ12時に終わるように頑張りたいと思います。明快な答弁をよろしくお願いします。

私は、前回の一般質問に続きまして引き続き今回も、集落、行政区の活性化について質問させていただきます。

私は時間の許す限り各地域の集会とかイベントとか出かけて行って、皆さんの声を聞くようにしているんですけども、そういう中で集落、本当にいろんな問題があります。人口減少とか有害獣の問題、農地・山林の荒廃とか、いろいろあるんですけども、やはり最後に皆さんが言うのは、10年後、20年後、我々の集落はどうなっちゃうんだと。果たして、10年は何とかもつかもわかんないけれども、20年たったら、本当にもう機能できなくなってしまうのではないかという非常な心配の声をお聞きしています。その辺について、前回に引き続き質問させていただきます。

10月の台風、大雨では大多喜町においても多くの被害がありました。大多喜町においては職員数が減少しており、行政だけでは減災・防災対策を行うには限界があると強く感じております。特に、災害時には、さらに職員数が全く足りません。皆さんの一般質問を聞いていても、本当はやりたいんだけど、役場の職員の数とかを考えると無理だよということを、その答弁の中でもあるでしょうけれども、私も強く感じているところでございます。

町の安全を守るため、毎日毎日徹夜による作業を行っていただき、非常に大変だったと思います。ここに改めてありがとうございますということをあれしたいと思います。

また、防災及び災害発生時に集落を初めとする地域コミュニティが担う重要な役割があることが広く認識されています。大多喜町の各集落は、人口減少、有害獣の増大、農地・山林の荒廃、担い手不足など多くの問題点があり、大変厳しい状況にあります。大多喜町においては、防災、福祉、定住化、子育てなど全ての面において地域の人たちとの連携が必要になっています。そのため集落の活性化を図り、地域コミュニティの機能を向上させること

が喫緊の課題であると考えます。その件で伺いたい。

まず初めに、後期基本計画を策定するに当たり、住民公聴会が各地区で開催されました。その中で、これまでとは違う形で町民の意見を聞く手法がとられました。町民からさまざまな意見が出され、今まで発言しなかった方々からもいろいろな意見が出されたものと、非常に良かったと思っています。今回、どうしてこのような手法をとったんでしょうか伺いたい。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 根本議員の質問に企画課からお答えさせていただきます。

質問のありました住民公聴会の手法につきましては、第3次総合計画前期基本計画策定と同様に、計画作成に当たりましてはコンサルティング会社への業務委託による計画策定を実施しておるところです。

計画策定におきましては、幅広い関連分野の体系が整った計画であることが求められるとともに、その策定過程が何よりも大切となってまいります。このため、コンサルティング会社のアドバイス等によりまして、住民視点での計画策定、住民基点での計画実践に向けてワークショップ手法とし、このワークショップの開催で大多喜町の課題をみずから考えて理解と意識を高め、参加者がまちづくりの参画者になっていただくことを狙いとして、開催をいたしたところではあります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうしますと、今後のまちづくりにおいては、町民の意見を取り入れて、町民が主体的にまちづくりを行うという観点が必要であると、そのためには町民の方々がどんな意見を持っているのか、どういった考え方を持っているのかということを知りたいという意味で、こういった手法がとられたと。町民との連携が非常に大切であるという認識でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） そのとおりです。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

この件については、協働のまちづくりというんですか、町民との連携をいかにして図っていくべきかということ、またおいおい質問させていただきたいと思います。

そこで次に、最近子供の数が非常に少ないと感じています。大多喜の町なかにおいても、

以前は行列をつくって登下校していた子供の数がここに来て減っています。送迎している保護者の方々に聞いても、来年はまたさらにこの数が減ると、大体、城見ヶ丘あたりの子供が多いんじゃないかと思えますけれども、もう来年は小学校が2人しか、3人しかいないよとかという声も強く聞くんです。

そこで、ことし4月から10月までの出生数は何人ですか。また、その内訳をお聞かせください。これは、第1子が何人とか第2子何人、あと地区ごとの出生数ですね、これもあわせて教えてください。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） ただいまの質問について、住民基本台帳に関しますので、税務住民課からお答えをさせていただきます。

初めに、出生数ですけれども、1月から10月までの出生数は15人でございます。その内訳でございますが、1月が1人、2月が2人、3月が1人、4月が1人、5月が3人、6月が1人、7月が1人、8月が3人、9月が1人、10月が1人となっております。

地区ごとの内訳ということでございますが、老川地区で3人、西畑地区で1人、総元地区で1人、大多喜地区で4人、上瀑地区で6人。

税務住民課からは以上です。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 内訳の中で、第1子から第4子までの内訳については健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

第1子2名、第2子が5名、第3子6名、第4子が2名という状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私も子供の数を毎年毎年調べさせていただいていますけれども、これ、多分、大多喜町過去最少じゃないですか。それで、千葉県内の市町村でも、私は今のところ、ことし10月までの統計ですと最少だと思われま。

そうすると、いろんな面で影響が出てきますよね。特に老川と西畑は子供の数が少ないような状況ですので、学校も複式学級になる可能性も、今後、来年も同じ状況ですとなる可能性もあつたりとかですね。

あと本当に子供の数を何とかふやしていかないと、地域の活性化も図れないし、いけないと思います。このように子供が少ない状況についてはどのような認識でおられますか……じ

や、いいです。非常に厳しい状況であるということは、皆さん認識しているところだと思います。

特に、さらに私、子供が少ないという中でちょっとショックを受けたのは、第1子が2人しかいないんですよ。第1子が2人ということは、第2子、第3子の可能性が本当に少ないということですよ。第1子が多くて、2子、3子がちょっと少ないというか、第1子が多ければ2子、3子が生まれてくるわけです。ですから、今後、ますますこの状況は厳しくなっていく。本当に第1子が少ないということは、新しく子供が生まれた世帯が2つしかないんですよ。あと2子、3子、4子がそれなりに生まれているけれども、一つの家族の中ですよ。

この間も、ある部落で聞きましたら、そこは子供が3人いたそうです。今は親と住んでいたけれども、何かの事情で引っ越してしまったそうですよ。そして一気に3人いなくなって、そこの部落はもう小学生の子供はいなくなっちゃったよと。

今の時代、若い方が大多喜に住んでいても、いつ外に出ていってしまうかわかんない状況ですよ。そうしたら、第4子の数が非常に多くて本当助かっていますけれども、この家族4人、どっかへ引っ越しちゃったら、もうどうなるんですかということです。これについてはやっぱり真剣に考えて、何らかの形をとっていかないといけないと思います。

続きまして私いきます。集落問題の解決なくして大多喜町の活性化はないと、私は考えています。大多喜町の問題を集落の問題として考えて、集落の活性化を図ることが一番の近道であると、それしかないんじゃないかと。地域は地域で守って、地域のごときは地域で決めるという住民の皆様が主体性を持って決めることができる体制づくり、これが非常に大切だと思います。

それには、町が一時的に条例をつくると言ったけれども、なかなか難しいようではけれども、一時的に集落については町が責任を持って活性化を図るんだと、そういった姿勢を強く打ち出して、それで地域の人たちと一緒にやっていく。地域の人たちに主体性を持ってやれと言ってもなかなか難しいですよ。町が責任をとってやるから、地域の人たち皆さんついてくださいという、そういった体制をつくらない限り、なかなか難しいんじゃないんですか。

ですから、本当に地域の活性化が大事だと思っています。それで、成果が上がっていない、子供の数がこんなに少ない、高齢化が進んでいる、今までやっていた政策では成果が上がっていないと私は思っています。軸足をどこに置くんでしょうか。政策の軸足をやはり集落、今住んでいる人たち、そこに向けて、政策の転換を図るべきではないかと思っています。この答

えはいいです。

じゃ、次のやつへいきます。

災害による被害を少なくするためには、集落の人たちと地域コミュニティーの助け合う共助の意識が重要です。この件についてはどのようにお考えですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまのご質問に総務課からお答えをさせていただきます。

現在も活動しております地域住民間で組織している自治会、また、隣近所のつき合いなど、日ごろ災害時以外でもお互い助け合っている関係が重要であるというふうに考えております。

また、自主防災組織も設立されていることから、今後も災害時の共助の重要性について説明して、新たな自主防災組織が設立されるよう、町としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やっぱり連携が非常に大事であるという答弁であったと思います。

次へいきます。

今、集落の衰退は地域コミュニティーの機能の低下につながります。なぜ、今地域コミュニティーの活性化が求められているのでしょうか伺いたい。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまのご質問に企画課からお答えをさせていただきたいと思っております。

地域で大切なものは、住民同士の顔見知りの関係が地域コミュニティーであるというふうに言われておりますが、このための効果的な取り組みとして、地域住民が地域のことを話し合い、もっと地域活動がしやすい環境や仕組みをつくり、地域活動をもっと活発にすることで、地域の顔見知りの関係を広げていくことであるというふうに考えております。

このような取り組みの中で、町として住民との連携や協働の方法やあり方について、今後さらに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、私が今質問したのは、地域コミュニティーの活性化がなぜ求められているのか。これについて具体的に、こういった理由で地域のコミュニティーの活性化が求められているんだよということを聞かせてください。

○議長（野村賢一君） 難しいね。企画課長。

○企画課長（米本和弘君） コミュニティーの活性化の必要性ということですが、それにつきましては、先ほどから根本議員がおっしゃっているように、地域が衰退している状況の中で、必要なものが地域の中のコミュニティーだということの中で、地域コミュニティーの活性化というのが必要だというふうに言われているんじゃないかというふうに考えてはおります。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それで、大多喜町の将来の活性化というんですか、再生を図ると言うては申しわけないけれども、それには地域の集落、これが非常に大事であると。この集落の活性化が大多喜町の将来において大きな役割を担っているんだという認識でよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） やはり町全体を支えているのは、個々にいきますと集落ということになってまいりますので、一番の底辺といいますか、そういうところになると集落の部分になってくるんじゃないかというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、集落の活性化は非常に大事だよと、大多喜町の将来にとって非常に大事だよという答弁をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、これには町民の協力——町、行政だけでは集落の活性化を図ることはできません。これは皆さんも重々承知だと思います。町民の協力を得て、集落の活性化を図るための施策を行う必要があります。町民の協力を得るには何が重要だと思いますか。どういった施策というか、どういったことをやれば町民の協力が得られて、町と町民が一体としてまちづくりに励めるとお思いますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 集落の活性化ということでございますが、行政が集落の活性化を図るというようなことではなくて、地域のことはやっぱり地域の皆さんが一番よく知っておると思います。地域の住民の皆さんが一緒になって取り組むことによって、地域でできることは地域の皆さんがそれぞれの地域の実情に応じて取り組んでいただき、自分たちの住む地域をもっとよくしようという流れが生まれてくると思いますので、町が主体となって全域一律の取り組みというようなことをするよりも満足度の高いサービスが期待できるのではないかとこのように思いますので、町といたしましては地域の取り組みに対して、協働または連携して支援していくことが重要であるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の答弁は、ずっと変わっていません。しかし、地域集落の活性化は図られていないんです。地域の住民だとかが頑張ってもらうしかないという答弁、ずっと変わっていません。だから、地域の住民の方々が頑張ってもらうには何が必要ですかと。これは地域の方だけに、地域のことを一生懸命やってくださいよと言ってもなかなかいかないですよ。

やっぱり行政がそこに地域の活性化については責任を持つんだという強いメッセージを与えて、町と一緒にやりましょうという態度を示さないと、ずっとここ何年同じような形で来ていまして、活性化が図られていないんですから。政策の転換というんですか、もうちょっと集落のほうに目を向けた施策をやらないと、このような状態では本当に10年後、20年後、どうかなっちゃいますよ。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この集落の活性化に向けての取り組みということで、これまで総合計画の中でさまざまな施策のほうを実施しておるところでございます。

根本議員の活性化というものが、どういった集落を目指しているのかというのは定かではないんですけれども、町としてはあくまでも総合計画の諸施策、さらに実施計画等の中で地域コミュニティへの支援というようなことを実施してきておるところでございますので、今後も、後期基本計画の策定で、地域の皆さんからのご意見等をいただいておりますので、こういった後期基本計画の策定に向けた中で、事業の推進を図っていければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私が目指しているのは、行政だけでも、今のまちづくりはできないということは先ほど答弁いただきました。地域の人たちだけでも、何もできないんです。高齢化が進む中で。

ここで、町が一時的に責任を持って活性化を図るという大きなかけ声をかけていただいて、町民の方と一緒にやる計画づくり、集落の活性化、それでうまくいかないかもわからない。しかし、今は町民の方のやる気、知恵、エネルギーをどのようにして引き出すかということが非常に重要だと思っています。それにはまず、行政の側で活性化については責任を持ちますよということを書いてあげて、町民の方を引っ張っていく。そういったことをやっていると、本当に10年後、20年後、皆さんも各地区に帰れば大体様子はおわかりになるかと思

いますけれども、20年後、果たして生き残れる集落は幾つあるんですか。皆さんに聞いても、20年後は完全にいけないよねという方がほとんどなんですよ。

その辺で町が積極的に地域に入っていくと、そういうのは何か条例というのは難しいと言ったけれども、条例をつくれれば、それは守らなくちゃいけないんです。町長を初め課長さん、議員もみんな守らなくちゃいけない。条例によって町民を縛ることにもなります。町民は集落の活性化に努めなければならないということも入れるわけですから。

そういったことをやっていかないと、なかなか動かないんじゃないかという思いで言っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人口の減少につきましては、私もたびたび、お話をさせていただいております。これは集落だけの問題ではなくて、集落が、要するになくなるということは町自体がなくなる話で、それは集落だけではなくて、町自体であっても既にそういう状況にあります。これは大多喜町だけじゃないんです。日本全国の地方の市町村というのはみんなそういう状況にあります。

今、大多喜町でも未婚の男女、20歳から40歳を見ますと25%なんです、人口の。これは恐らくほかの地域の市町村もみんなそうなんですけれども、出生数をふやすというのは我々でできる話ではなくて、やはりそれを住民の皆さんが、また地域の皆さんが、それぞれ自分の生活や幸せを求めて結婚されるものでございますけれども、これはやはり一市町村でできる話ではなくて、そういう環境づくりというのは、国というものがやっぱり大きなかわり合いを持ってくると思っています。

今大多喜町の人口の減少も、まさに転出・転入という数字、社会動態というもので考えますと、これはむしろ転入のが多いんです。転出のほうが少ないんですよ、今の状況になってくると。あるいは大体同じぐらいになって、転出・転入はそんなに移動がない。むしろそれよりも亡くなられた方と生まれた方の差が、今の人口減少の土台になっています。これは10年ぐらい前はまだそれでも社会動態の転出・転入というものがやっぱりマイナスということがありましたけれども、今はそういうところがむしろ逆にふえる、あるいはそんなに大きな変動がないというような感じになっているんですね。

これはやっぱり集落だけのものではなくて、日本全体の話なんで、昨年の日本の人口が30万人の減少なんです。ですから、私は、何度も言っていますけれども、この人口減少というものの現実が今物すごいスピードで進んでいて、これから、今までできていたことがみんな

なできなくなってくると。町でもいろんなことをやっていたけれども、こういうものがだんだんできなくなる状況が、もう深刻な状態になってきているというのは事実なんです。

じゃ、今、部落に対して活性化を町が責任を持つと、じゃ、何を責任を持つか。それは責任の持ちようがないんですよ。それはやっぱり地域の皆さんがこういうことをやってほしい、こういうことをやりたい、それを我々は幾らでも町として一緒に支援もしていきますし、やりますけれども、町が入って、そこに行って、これをやれ、あれをやれということは、地域にそれができることではなくて、地域の皆さんがこうしたい、こういうふうにやりたいということになったときに、町は一生懸命それは支援をしていくと。これが基本だと思います。地域の皆さんにこれをやりなさいというように町が縛るということは、私はやってはいけないと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は、行政はこれをやれと地域に押しつけろとは言っていません。地域の人たちとともに考える、そういった体制をつくってくださいと。当然、町がこれをやれと言っても、地域の人たちが納得しなければできません。その辺の話し合いをして、地域の自主性を高めるような政策を打っていただきたいと、そういうことで言っているんです。当然、地域の活性化や地域の住民の主体性が、本当の意味の地域を守ることになりますよ。

しかし、日本国全体で人口減少が進んでいる中、そのとおりです。しかし、大多喜町、一番の、最小の自治体ですよ。その責任は、町民、大多喜町に暮らす人たちの安心・安全な暮らしを守る。それは国がどうであれ、県がどうであれ、町が最善を尽くさなければいけない。最小自治体の役割だと思います。

ですから、私はそういった町民と行政が話し合える、今後、地域をどうするんですか、高齢化が進んでどうするんですか。そういったことを話し合って、じゃ、どうするんだということ地域と行政と一緒に考える体制づくり、今それが求められているんじゃないかと思います。

次にいきます。

災害時の要支援者の避難に関する個別計画、これも地域の方々の協力がなければできません。地域コミュニティーの活性化がなければできません。先ほど、障害者の対応についても、いろいろ質問があり、答弁を聞かせていただきました。このままですと、自宅にいる障害者は、災害時、どこにどうしていくかわかんない状況ですよ。やはりこれも地域の人たちの協力がなければ、地域コミュニティーが活性化しなければできないことです。地域の人たち

と協力して、特に障害者に対する個別計画、これを早急につくるべきではないですか。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

災害時の避難支援等を実効性のあるものにするためには、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて個別計画も策定することが求められているところでございます。さらに、個別計画を策定する際には、発災時に、避難行動要支援者とそれを支援する避難支援等関係者の適切なマッチングを行うことが必要であるため、コーディネーターとなる民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織、また自治会、福祉事業者等を中心に情報を共有し、要支援者一人一人について具体的な避難支援方法の作成が必要とされております。

先ほど議員もおっしゃられたとおり、発災直後の避難行動要支援者等、弱者の支援については、地域の自主防災組織や自治会等、それらの方々や地域の方々の助け合いが必要であるというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これも地域の方々をよく話し合って進めていただければと思います。

それと、次に、避難場の確保、これはほかの方も言いました。私が特に感じているのは、避難所までの送迎ですね。多くの方に聞いても、行きたいんだけど、遠くて行けないよ。朝、もう天気になって帰りたいんだけど、帰れないと、送迎がなくて。タクシーの運転手さんたちにも聞きました。数が少ないんで、本当にすぐ行けないんだよと。やはり台風が終わればすぐうちに帰りたいけれども、送迎の問題が一番重要だということを何人かの方から聞きました。これはぜひ進めてください。これは答弁はいいです。

続きまして、集落住民の安全を守るため、倒木による土砂災害を未然防止について。

集落の活性化を図るには、今回の大雨が樹木の倒木による土砂災害がより多く発生しました。地域の活性化を図るには、特に市街地はともかく、山間部にいるとほとんど裏に山を背負っています。

私も仕事柄、長柄町と長南町、要請がありました。これは県のほうから要請があって、罹災証明の発行について、何日か現地で調査させていただきました。行くと、本当に崖の真下にうちが建っている。こんな危ないところに本当に住んでいるなということを強く認識しているところでございます。

7区の行政区から要望書が提出されている、急な崖地を背負っている住宅地の防災対策は

重要であると考えます。議会の中でも、早急に条例を作成するとの答弁がありました。急傾斜地法に基づく防災工事の対策は、条例の作成は進んでいるんですか。伺いたい。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員の質問に、建設課からお答えをさせていただきます。

急傾斜地法に基づく崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の改正につきましては、本年6月会議でも質問いただきました。現在、関係課と協議を進めている状況ですので、協議が終了し、条例改正の準備が整い次第、議会に上程をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 早い要望書が出てからもう1年なりますよ。関係課と調整を図っているとっています。何課とどのような調整を図って、今まで会議はどのくらい開かれたんですか。教えてください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、何課とということですがけれども、現在、防災関係の総務課、また予算の関係もありますので財政課、あと産業振興課、また建設課と協議を進めているところでございます。

また、これまで何回かということですがけれども、これまで3回ほど調整の会議を進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それで、以前の答弁の中で、全員協議会でも、地方創生のお金を使ってわくわくカンパニー大多喜、町並みの観光事業をやるのに、たしか1カ月とか1カ月半とかで、時間がなくて大変だったと。それで地域創生のお金をもらったということを聞きました。あれもよほど大変なことだったと思いますよ。

住民の直接の生命を守ることがどうして早急にいかないんですか。来年また災害があったらどうするんですか。私のところに相談も来ていますよ。いつ、裏山が崩れるかもわからない。住民の生命と財産を守ることには何にかえても1番にやらなくちゃいけないでしょう。それが何で1年もかかるんですか。早急に対応してあげないと、大雨が来たとき、裏に山を背負っている人たちは不安で、その人たちの気持ちになれば、すぐにでも条例をつくって進まないといけないでしょう。

今の話だと、調整しているけれども、いつできるかわからない。住民の生命を守ることがどうしてこんなに消極的なんですか。ちょっと考えられないですよ。早急に条例つくって、来年度からでもこの事業を進めてくださいよ。

私のところにも何人か相談に来ているけれども、今こういってことで町が進めていると、議会の中でもやるよと答弁している。だから、近々事業化になって、工事をやるでしょうから、待ってくださいと言っていますよ。それが全然進んでいかない。なぜ、住民の生命を守ることがこんなに消極的なんですか。伺いたい。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 確かに、裏山の崩壊等によるものは大変重要なことだと思います。また、先ほどありましたとおり住民の生命、財産を守ることは町の責務だと思っています。ただ、今回の急傾斜地法に基づく防止工事、これの負担金徴収条例、これは住民の方に直接負担金のかかる話ですので、これにつきましては建設課だけではなくてその他の事業、またこれから町が負担していかなければならないであろう負担の状況、これも詰めて勘案しながら進めていかなければならないものと思っています。

ただ、根本議員のおっしゃるとおり、そういう準備は町のほうはしていかなければならないというふうに思います。また、すぐに事業化というわけではなくて、今検討しているものは負担金徴収条例の負担割合、またどのようにして負担金を地域で集めて、どのようにしていくのか、そういうものを含めて調査、また研究しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは生命を守ることでありますから、まだ来年度の予算は決まっていないでしょうから、予算をつけて、来年度から早急に事業化してくださいよ。この間、東日本の地震で大川小学校でしたか、あれ、町が賠償責任を命じられましたよね。防災に対して具体的な策がとれるにもかかわらずとらなかったということで、住民の方が訴訟して、町が損害賠償を請求されて、判決が確定しましたよ。

やはり生命を守ることはイの一番にやらなくちゃいけないんです、何を差し置いても。ほかの会議があっても、これを早急に決めてから次にやるというぐらいの意気込みがないと、生命を守れませんよ。ぜひ、これは今年度中に予算つけて、来年度から事業化に向けてやってください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今申しましたとおり、住民の生命、財産を守るのは町の責務だと

思います。ただし、今回の論点となっている急傾斜地法に基づく崩壊防止工事、これはハード対策でございます。今、町のほうでは土砂災害警戒区域の指定等、今県議会のほうでも議論になっているようでございますけれども、ハード対策につきましては、なかなか町だけの予算でできるものではございません。

今、お話があったとおり、住民の生命、財産を守るためには、まずソフト事業で、そこから避難をしていただく、そういうような対応をとっているかと思えます。ですので、まだこのハード対策事業ができる前は、そういうソフト対策事業で、住民の生命——財産まではいきません、生命を守る対策については、講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 生命を守ることが何か先に進んでいかない。早急にやって、まだ時間ありますから、条例は3月までにできるでしょう、まだ4カ月ぐらいはあるわけですから。予算つけて、予算協議はこれからでしょう。予算つけて、来年度大多喜町はこの事業をやるんだと、県のほうに報告してやりますからということを書いて、やってもらったらどうですか。この問題は中途の補正か何かでやるような問題じゃないですよ。当初から予算つけて、しっかりした体制でなければいけません。住民の方を安心させてくださいよ。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 根本君、あんまり強制はよくないと思います。

○4番（根本年生君） じゃ、いいです。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 急傾斜地法に基づく崩壊防止工事、これにつきましては先ほど来説明しているとおり、町だけの予算でできるものではございません。このやつは国庫補助事業でございます。また、それにつきましては地元の方の同意、また手続等もありますので、これを早急にとというわけにはなかなか、前へ進めていくには地元の方の同意、県また国のほうとの調整もかかるものと考えております。

そういうことで、今現在町のほうでは、まず地元負担、これをどのようにしていくのか、町と関係地権者の方、地域の方の負担割合を決めて、今後どのような形でその負担金を集めて事業を進めていくのか、それをまず土台となるものをしっかりと決めて事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 建設課長、根本君が先ほどから要望しています。少し真剣になって考えてやってくればありがたいと思います。

4番根本年生君、次へいってください。

○4番（根本年生君） 議長ありがとうございます。

とにかく不安がっている住民がいるんですよ。大多喜町は山が多いですから、もし、住民の生命が奪われるとしたら土砂災害なんです。夷隅川の洪水もあります。あれも事前にわかれば、避難できれば、家屋等は水浸しになるかわかんないけれども、生命は守れるはずですよ。土砂災害は、地震等があればいつ来るかわかんないんです。ぜひ、早急な対応をお願いします。

町長、この件はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員がこの件につきましてはたびたびご質問いただき、真剣であることは、もう十分私もわかっております。ただ、今待っているというお話でございますけれども、そういうご要望もあればぜひ上げていただきたい。

この条例につきましては、あくまでも町はどのくらい負担をするか、またその関係者がどのくらい負担するかという案をつくるものでございまして、実際は、これは国の事業であり、また県の事業であるということでございます。ですから、その辺の採択をするかどうかというのは、また地域の皆さんが本当に要望が出てきたときに、また1軒で要望が出てできるもんじゃなくて、やはり5軒あるいは10軒が全部が同意しなければいけないということもあります。

また、もう一つは、それを1回つくればもうそれでずっと、ただ、もうずっといけるかということじゃなくて、つくったものは必ず壊れます。そのときにまた負担が出ると、こういった問題がありますので、やはりそれは真剣に慎重にやらなきゃいけません。ただ、根本議員の心配しているとおりに、できるだけ早くこれをつくることが重要だと思っておりますので、担当課にもその辺はしっかりやるように伝えてまいります。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この質問は最後にします。

さっき言った要望が出て、大多喜町7区の区長さんから建設課のほうには要望書が出ています。これは区の役員会を3回も4回も開いて、総会を開いて、住民の総意ということで要望書が7区から出ています。よろしくお願いたします。

続きまして、この台風では倒木で電柱が倒壊し、大多喜町においても多くの停電地区がありました。今、県では、国では、無電柱化を進めています。特に、緊急輸送路、これの確保

のために無電柱化を進めています。緊急輸送路が倒木等により通れなくなったら、何も救援物資が来ませんので、この事業はいすみ市、御宿、勝浦では既に行っているんです。

大多喜で多分該当するところは、歩道がないと何か非常にやりにくいということで、297号がずっと歩道がありますから、その無電柱化は歩道の中に入れるんで、比較的工事は、でも大変なんでしょうけれども、ほかの部分に比べたら易しいんじゃないかなと思います。まして、大多喜町は災害のときにB & Gに自衛隊も来ていました。拠点になっているんです。

そして、私の聞いたうわさによると、東京電力さんが大多喜町に緊急用の倉庫をつくりたいということも聞いています。電柱とかが倒れたときに、すぐ、そこからケーブルとか補修の材料を大多喜町に確保しておきたいんだ。大多喜町から勝浦、いすみ、御宿に行きたいんだという構想を持っているということです。このためにも、無電柱化は早急に進める。国道297号の電柱が倒れたら、その周辺も大いに停電になります。この件はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

千葉県では、平成30年4月に国が策定した無電柱化推進計画を受け、千葉県無電柱化推進計画の策定を進めており、緊急輸送道路ネットワークの信頼性の向上や、安全で快適な歩行空間の形成及び主要な観光地における魅力ある観光づくりを目的として、作業を進めています。

計画期間は2019年度から2028年度の10年間で、無電柱化の基本計画としては、1、緊急輸送道路第1次路線かつD I D区間、2、最大風速毎秒28メートル以上の暴風雨を観測した地域の緊急輸送道路、3、台風15号の倒木等により電柱・電線が被害を受けた緊急輸送道路、4としまして防災拠点へのアクセス道路、5、バリアフリー移動円滑化対象道路、6、景観上特に配慮が必要な道路、これに、7としまして早期整備が期待できる路線及び既に事業化されている道路としているところでございます。

大多喜町地域は、千葉県無電柱化協議会2月会議では風速毎秒28メートルのエリアに入っておりませんでした。本年9月の台風15号の被害を受け、11月25日に会議がありましたけれども、その会議資料では大多喜町は風速28メートル以上のエリアに入っており、国道297号及び国道465号が対象路線に含まれております。しかし、今後10年間で優先的に実施する箇所には含まれておりません。

ちなみに、夷隅地域では国道297号勝浦市墨名地先1キロメートル、国道465号いすみ市高谷地先で1.7キロメートル、国道128号御宿町新町地先1キロメートルが優先整備路線として

計上されていますが、本区間は事業実施中の区間でございます。

議員の言われるとおり、台風15号では倒木により電力を供給する線が断線され、長期間にわたり停電が続き、無電柱化を進めることによりその被害の軽減が図られると思います。

現在、県が策定中の計画は最終段階に入っており、整備箇所として組み入れられていない箇所をこれから選定することは難しいと思われるため、今後、県が進める無電柱化計画について、本町の実情を踏まえ、計画の見直しに合わせて、本町に整備箇所が組み入れられるか県と協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 協議するというのはいつごろ協議するんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 具体的にまだ協議の期日等は決まっておりませんが、早急に、どのようにしたら組み入れられるのか、事業化できるのか、県の出先機関である夷隅土木事務所と協議してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これも県がやってくれるということなんで、停電で非常に苦勞した大多喜町、これをやっていただいて、少しでも停電地区を減らすようにやっていただければと思います。

続きまして、今回の土砂崩れによる町道の災害が非常に多くありました。県では、私も要請があり、県道、国道で倒れそうな樹木のあるところの木の調査をやらせていただきました。これは千葉県下一斉にやったものと思います。

大多喜町においても、すぐできるかどうかは別にして、危険な地区を把握することは非常に重要ではないですか。特に、危険なところが発見された場合には、所有者の方々とよく話し合って、早急に土砂崩れを防ぐことが必要ではないですか。民地だから手を出さないんじゃないくて、安全に町道を走行してもらう、使ってもらうためには、それなりの維持管理が必要なはずで。安全に車が走る、人が歩く道路を確保する、隣接した木がある場合にはそれについて対応する、これは町道の管理者として重要なことだと思います。

早急に危険な箇所を調査して、非常に危険なところについては早急に行うということをやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

千葉県では、本年台風15号、19号、また台風21号の影響により、県内各地で倒木や土砂の崩落により多くの被害を生じたことから、千葉県測量協会等を通じ、各事業者に対して、来年度以降も同じような暴風等により倒木のおそれがある樹木、具体的には枯れていたり腐食があるもの、また暴風雨により斜めに傾いている樹木の調査を実施しております。

県の担当者にお聞きしたところ、調査後の対応についてはまだ詳細な計画はないということでございます。

本来、私有地の樹木につきましては、その所有者が伐採すべきものと考えております。このようなことから、通常の道路パトロールや、利用者からの通報等により、枯れていたり腐食している危険な樹木を見つけた場合には、その所有者に対して伐採していただくなどの対応について協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、もう早急に危険な箇所への把握に努めてください。早急に危険な箇所の調査を行いますか、パトロールとかじゃなくて。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） これにつきましては調査ということではなくて、常に、現場に行くとき、また道路パトロールを実施しておりますので、そういう面で対応してみたいと思います。

また、地域の道路などもあるかと思っておりますので、そういう面について、また地域からの通報、これにより対処してみたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） よろしく申し上げます。

じゃ、もう最後いきますけれども、最後、私が言いたかったことのまとめになります。とにかく、これからのまちづくりにおいては、いかに町民のやる気を引き出すことができるのか、町民の知恵とエネルギーをいかに引き出すことができるのか。それについて、町と町民が協力し合って行く、このことが非常に大切であると思っております。

飯綱町では集落支援条例をつくり、集落支援室を設置して、地域担当者が常に地域と話し合いを持っています。そして地域の課題は何なのか、地域がやろうとしているのは何なのか、ともに相談体制を整えてやっています。常日ごろから地域と連携をとることによって、防災面、福祉、いろんな面で町民との協働の体制はできると思っております。

前回の答弁の中で、地域との連携は重要だけれども、今の事務体制の中ではなかなか厳しい、実効性を上げていくことは非常に大切であるとの答弁がありました。何をやるにしても町民の協力なしには、今は何にもできないんですよ。実効性も上がらないと思います。

町並みの整備をやるときに、地域再生計画というのを、町はこれをつくりましたよね。町の観光をどうするんだと。これだけのエネルギーがあるのであれば、集落の活性化はどうするんだ、こういった計画をつくって、住民の方とよく話し合っ、地域の活性化に努めるべきだと思います。これの猶予は1カ月とか1カ月半でつくったわけでしょう。こういったことを、集落の活性化計画、地域再生計画というものをつくって住民とともに歩む、あるところでは地域再生計画という名目で国から地方創生のお金をもらって、事業をやっているところもあるように聞いていますよ。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまの質問は、活性化計画をつくったらどうかということでしょうか、条例ではなくて……。

○4番（根本年生君） 条例も大事ですけども、条例は難しいということであれば、せめて地域活性化計画をつくって、それでやっていくと。本当は条例をつくってもらうのが一番ですよ、一番ですけども、それが難しいということであれば、集落の活性化の計画をつくってくださいと要望しています。

○企画課長（米本和弘君） 地域の活性化計画というようなことでございますけれども、今後、後期基本計画の策定に向けた中で、地域の皆さんからいろいろいただいたご意見等をもとにいたしまして、必要性等を今後計画策定に向けた中で、関係課と協議いたしまして、この計画の策定の必要性等についても、協議していければというふうに思います。今時点で作る、つくれないはちょっと答えられませんけれども。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） とにかく、地域と話し合う体制をつくってほしい。何をやる事業にしても、地域の人たちとともに歩む体制づくり、役場の人たちだけでやるのは大変ですよ。今は人数も少ないし、お金もないし、地域の人たちと協力することによっていいまちづくりができると思いますので、計画なり条例なりをつくってやっていただければと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で根本年生君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。よろしくお願いします。

(午後 零時 11分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 59分)

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、2番志関武良夫君の一般質問を行います。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私は、3点ほどお聞きしたいというようなことで申し入れしておきましたけれども、前日、会議の中で、渡辺善男議員のほうから、県道、町道に対する倒木や管理についての問題が詳細に質問されました。それについて執行部の丁寧な説明をお聞きしておりましたので、重複しているところがございますので、この問題については、割愛させていただきたいと思います。

しかしながら、今後の管理等につきましては、町民が安心して生活できるよう努力していただき、私はこの件につきましては質問しないということで申し添えます。

2番目につきまして、人口減少と若い人たちが住みやすい環境を整えるために、いろいろと努力して、こうやってきましたが、住みやすい環境というのはどういうことだというふう
に解釈しておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、ただいまの質問に対しまして企画課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

住みやすい環境ということでございますので、若い世代の人たちが当然子育てという部分が一番大事な部分であると思います。子育てに関する部分が充実されているのであるかという部分がまず第一だと思います。

それから、住宅等ですね、住環境の整備、そういったものが需要ではないかと思ひます。

さらには、交通関係の問題、そういったところが住みやすい環境というような部分で一番問われるところではないかというふうと考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私も、今課長の答弁がありましたように、そのような、また内容についてちょっと不足をしているところもあろうかと思えますけれども、そういうことに沿って考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

人口減少対策については何度か私も質問させていただきましたが、人口減少に歯どめをかけることがなかなか難しい。若い人たちにどのような策をとったら居住していただけるのか、いろいろ提案もしてきましたが、なかなか前に進めることができず、早急なる対策を検討していく必要があるのではないのでしょうか。その件につきまして、担当課のほうからお答えをいただきたいなというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 人口減少に歯どめをかけるための検討事項ということでございますが、平成28年度より第3次総合計画前期基本計画がスタートいたしまして、現在4年目を迎えておるところです。

この総合計画の策定に当たりましては、人口減少が続いている中で定住人口の維持を重要課題と位置づけ、定住促進、にぎわいづくり、高齢化対策の3つの施策を、未来づくり重点プロジェクトとして整理しまして、人口減少対策とした諸施策に取り組んできているところでございます。人口減少対策にこれといった特効薬はないというふうに思います。総合的に諸施策を実施することによりまして、定住化が図れるものというふうに考えております。

これまでの具体的な施策といたしましては、結婚促進のための出会いの場の創出や拡充を図るための各種イベントの開催、男女が集う拠点づくり、子育て支援のための英語教育の継続的な実施に加え、スポーツや音楽を取り入れた保育の充実、出産祝金、中学生までの医療費の無償化や給食費への助成、教育施設の充実が挙げられます。

住宅政策では、遊休町有地を活用した低額な宅地分譲、町内起業・就業者向けの住宅の整備、住宅建設に関する支援制度の利用促進です。また、空き家を活用した移住定住、起業・就業者創出事業や、企業誘致による町内企業への就業の促進が挙げられます。

これらの各種事業につきましては、毎年度施策評価や行政評価の実施によりまして、事業内容の見直し等を図り進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 先ほども根本議員のほうから、就学問題について話をして、私も聞いておりましたが、大多喜町全体を問題として、集落はもちろん、こういう人口減少につい

では全国的にどこの町も減少していると。ふえているところは微々たる市町村であるということでございますけれども、この問題については大多喜町としては早急にやはり対策を講じていかないと、ますますやっぱり人口の減少に歯どめをかけるということはほど遠くなってくるのがわかります。

そういう危機感から根本議員のほうからも、こういう問題を取り上げたんじゃないかなと思います。婚活問題もこういう流れの中で、非常に重要なポジションを占めてくるんじゃないかなというふうに思います。

私も前から、この婚活の問題については、日本の女性、そういった方々の婚活ということについては、非常に私は疑問を持っております。といいますことは、日本の女性というのは、非常にレベルが高い。知識も非常に高い知識を持っております。また生活面でも自分でも生活をしていけるだけの収入が得られるというようなことで、非常に高い知識と、そういう生活環境の中で育ってきておりますので、大変申しわけないんですけれども、田舎のほうにそういう話を持ち上げても、なかなか来てくれる人がいない。

そういうことから、私は以前にも、今国際社会の中で日本も動いておりますから、そういう中で外国人との結婚ということに力を注いだらどうなのかということで、何回か質問をさせていただきました。しかし、それもなかなか町としては進んできておりません。

そこで、こういった全体のものの考えの中で、人口減少、それから婚活問題、そういったものを考える中で、対策委員会というものを設置して真剣に考えていく、そういう考えはありますか、ありませんか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの志関議員さんの、婚活を含めまして、人口減少に歯どめをかけるための、若い人たちが少しでも結婚し、そして定住できるような施策という対策委員会のようなものをどうだというお話をいただいたところでございますが、まさに大多喜町にとりまして、先ほど、お話も申し上げましたけれども、志関議員のおっしゃるとおりでありまして、20歳から40歳までの未婚の男女で約人口の25%、そこにあるわけですね。

先ほど、志関議員さんがおっしゃいましたように、日本の女性が非常に知識と収入というものでは高いものを持っていて、なかなか結婚に至らないというのが現実であろうかと思っています。

私ども今、委員会というものはつくっておりませんが、現在、私ども大多喜町には三育学院大学がございます。そして、その学校の系列というもので考えますと、世界に

3,300の学校を有しております。そういうことで、今現在、北浦の中学校をここに誘致ということであるんですが、それにあわせて外国人留学生を入れていく話も今同時に進めていまして、また同時に、いろいろ働く人が少ないという中で、今、三育学院さんと進めておりますのは、インドネシアから介護を含めた、まず語学の研修生を入れて、留学生を入れて、その後で技術研修という形になるかどうか、いろんな形があるんですが、そういう形で今進めておまして、一つのプロジェクトのチームという形の中で今進めているわけでございます。

これはある程度、形が整えば、また議会のほうにもご報告させていただきたいと思いますが、少なくとも、先ほど議員さんのおっしゃいましたように、なかなか日本の女性の知識、生活様式というものは高い中で、この地域に根差して結婚させるというのはなかなか厳しいなど。そういうことで、議員さんの元来言っておられました外国人との関係も、一つ大きな要素になるかなということ、今プロジェクトの中で進めているところでございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私も、人口減少を何とか歯どめをかけようということで、今から言いますと十何年前、私は議員になって3年目ぐらいのときですか、山形県のほうにそういう成功している村があるということで、今は議員をやめていらっしゃいます方々とそこを視察に行きました。

視察に行って、向こうの村長と担当の人たちとお話を伺って、現地の、向こうから来ている人たちとの交流もして、話を聞いてきたところでございますけれども、そこは非常に村が本当に小さい村で、村長自体がもうこのままいくと、村が衰退してしまうと、若い人がどんどん隣の町のほうへ出ていってしまうということで危機感を持って対応したと。それで役場の職員を担当に据えながら、外国の人と交流を深めて、それで成功して、もう子供も何人もいる。その人たちの意見を聞いてみますと、非常に幸せですというような、日本に来てよかったというような意見も聞いております。

そういう中で、そういったことも、これは私の質問内容には婚活の問題を入れてありませんけれども、そういったものも含めて人口の減少に歯どめをかける。そういうことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

私も岬のほうに何人か紹介して、成功して、今いる人がおりますけれども、やはり積極的に物事というのは対応していくことが一番大事じゃないかなというふうに思います。

私も今までずっと執行部の方々を見てきていますけれども、どうも私どもが言うのは右か

ら聞いて左に聞き流しているような、そんな感が非常に強いんですね。私の受けとめ方がそれは違うよというようなことであるかもわかりませんが、今までもその中で、我々が提案、質問した中でも進んでいないことが多いんですね。進めていない。そういうことが非常に多い。ということは、我々のそういう提案とか質問を軽く扱っているんじゃないかなというふうな私は考えを持つんですけども、やはり執行部の皆さんも大多喜町の住民ですから、だからもう少し本当に大多喜町をよくしようというような考えを持って、物事に対応していただきたいというふうに思います。

執行部の皆さん方もやっていないとは言いませんよ。やっていないとは言いませんけれども、我々が議員として見ている中では、議員の皆さんの声も聞く中で、我々の言っていることを軽く扱っているんじゃないかというような考えもあるようでありまして、そういうことも聞かされます。

しかし、未来の子供さんたちのためにも、住みやすい環境をつくり上げてやるのが我々の任務だというふうに、私は思っております。そういうものの中で、やはり町の5カ年計画とかそういうものもされておりますけれども、悠長な考えを持っている場合ではないんですね、そういう考えを持っている暇はない。

どんどん減少していつているわけですから、早急に対策を講じて、こういったものに対応していく。そういう姿勢がやはり大事じゃないかなというふうに思うわけです。そういう点についても、執行部の方々はどのようなふうな考えをお持ちになっておりますでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

総務課長ですか、企画課長ですか、どちらでもいいや。

○議長（野村賢一君） 物事を簡単に考えないでくれの意見ですから。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） まず初めに言うておきますけれども、議員の皆さんからの意見を軽く聞いているのではないかと、右から聞いて左に流しているんじゃないかと、そういうことはございませんので、初めにお答えしておきますので、よろしく申し上げます。

これまでも、志関議員さんを初めまして議員の皆さんからは人口減少対策に関する質問やご提案をいただいております。特に、志関議員さんから若い人たちが親子で集える公園などの環境整備であったりとか、先ほどもお話が出ておりましたように、外国からの結婚相手の出会いの場の創出等の提案がございました。

この中で、公園等の環境整備につきましては、現在策定しております後期基本計画の策定

に当たりまして開催をいたしました子育て世代との懇談会におきましても、子供たちが遊べる施設整備の要望も実際にございましたので、後期基本計画に策定できればというふうに考えております。

また、これまでも町有地等を活用した小規模宅地の分譲に取り組んできましたが、このような事業につきましても、直接定住に結びつくものであると考えておりますので、今後も進めていければというふうに考えております。

その他民間活力の導入促進ということで、宅地分譲であったり賃貸住宅の建設促進についても今後図っていければというふうに考えております。

また、第3次総合計画前期基本計画の中で実施しております定住化対策に向けた諸施策の成果や費用対効果等を十分評価して、住民ニーズに対応した事業内容とするため、見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 企画課長の説明はごもっともだなと思いますけれども、今、大多喜町で住宅建設もそういうことで進んできております。そういう中で、やはり若い人たちが1人でも2人でも多く住んでもらわないと、人口の増にはつながってこないんですね。そういう環境を整えるためには、そういう子供さんたちを連れて遊びに行く場所もない。うちから出るともう道路、そういうような環境の中では、私は、なかなか若い人に住んでくれよと言っても難しいというふうに思っております。

企画課長からも今発言がありましたけれども、公園とかそういうものもつくって、そういったところに子供さんたちを連れて行って遊ばせる、そういう楽しさもある、そういう環境づくりというものは、これは絶対に必要なんですね。若い人たちが子供たち、孫たちを遊ばせる場所もない。そういうところでは絶対に若い人たちは今来ませんよ。

だから、私はいつも質問しているのには、環境整備ということを私は口にしてはいる。そういう住宅につながる、若い人たちが楽しめる公園、そういったものをぜひ考えていただきたい。それにはやはり周りの環境とかそういうものも十分考える中でのことですけれども、そういうものを十分頭の中に入れながら、ひとつ検討していただきたいと、そういうふうに思います。

企画課長、大変でしょうけれども、そういう企画も考えてもらうことも、これは町の発展に大きくつながっていくことですから、ぜひ、そういったものも考えていただきたいというふうにお願いします。

私のこの質問はもうこれで、2番目の質問はこのくらいで終わりにしたいと思う。私の考えが、また企画課のほうに行ってお願ひする場合もあろうかと思ひますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目ですけれども、埋め立てに関する条例、そのことについてお聞きたいと思ひます。

これをお聞ひする前に、私の今まで勉強させられたこと、そういったものを含めましてお尋ねしていきたいというふうに思ひます。

私も住民にお願ひされて、ちょっと説明しますと、田んぼを畑にしたいという案で私のところに相談できたんですが、それは田んぼに稲を植えても、川がすぐのところ、川の水が増水すると、そこに稲を植えても、今度は水が引くと、小川ですから、自然にそつと水が減っていくわけですね。そうすると、泥水だけが田んぼに残っちゃって、稲がべったりやられちゃう。そうすると、収穫が何も無い。稲がみんな腐っちゃう。それじゃ、毎年そういう状況が出ていますので畑にしたいんだと。畑にして、少しでも野菜をつくって生活の足しにできればいいかなと思ひて、お願ひしたいんですけれどもということで、私のところに相談にきました。

それは私のほうから担当課のほうに言ひて、ちょっと状況を聞いてきて、またお返事しますということで、行ひて聞いてきたんですが、大多喜町を発展させて、活気ある地域づくりを進めていくためには、土地の価値を高め、改革を進めていくことが重要だと考えるものですが、規約をつくる中で、誰がどうやひてつくるのかお尋ねしましたら、担当課長と関係担当者で相談して、県の条例を参考にしながら決めていくと、そういうお返事をいただきました。

しかしながら、町民に沿ったそういう条例をつくるのに、担当課の課長と担当課の人たちだけで、そんな重要なことを決められるのかどうかということですね。町には重職を担ひている人たちがいるわけですから、そういう人たちを入れて、いろんな角度から協議をして、そして町の町民に沿った、そういう規約をつくっていくのが、私は必要なんではないかなというふうに思ひております。その点についてちょっと担当課長のほうから回答をお願ひします。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 志関議員のご質問に環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

この大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例につ

きましては、平成28年10月1日から施行されています。この条例につきましては、平成27年ごろから再生土あるいは改良土による埋め立てに関する問い合わせや、住民の方から不安の声が多く寄せられました。

その中で、特に大規模な埋め立て事業で、災害や環境への汚染が発生した場合、町民の健康や財産、生活環境に重大な影響を及ぼすことが危惧されたことから、県の残土条例、または先行して行っている市町村の条例を参考に作成させていただきました。土砂の埋め立ての発生から運搬、埋め立てまで一連の監視と規制を行い、埋め立て事業の信頼性、透明性を確保するという一方で、町民の皆様方の安心・安全な生活を保全するために制定されたものです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私は、この条例について緩和しろということじゃないんですよ。やはりその条例については町民のためになる条例、これは厳しさもなきゃいけない。しかしながら、緩和をしていく必要もあると、私はそう考えているんです。といいますと、条例の中に500メートル範囲の人の承諾をとってくれというような、そういうことが入っているんですね。

しかしながら、地図を置いて、直でそこからコンパスで500メートル範囲の円を描きます。すると、とんでもないところまでもらいに行かなきゃいけない、条例を。隣の区のほうまで行く。しかしながら、埋め立てに関しては、その前に残土の検査、これは専門家がやっているわけです。残土の検査の結果を文書で提出してあるんです。その残土の検査の結果は、条例に違反していませんよと、適当ですよと。適当に、これは該当しますよということなんです。

それでありながら、そこを今度は500メートル範囲、じゃ、何で500メートル範囲でもらうんですかと言ったら、先へ行って汚染するといけないからと。何で汚染する、そういう考えがあるのに、じゃ、残土の検査をやらせてそれを提出させるんですか。それはちょっとおかしいじゃないですか。検査をして、それを出していないんなら、私はそういう汚染するから、500メートル範囲の署名をもらってくださいということを話せばわかると思うんです。

だって、検査をさせて、埋め立てをしているときに、中間にまた土質の検査をやる。終わってからまた土質の検査をやる。これは役場の担当課が立ち会って残土をほじるわけですよ。私も見ていました。そしたら、残土をほじって、その中の特定の場所、もうその人がここと

そこそこというふうに言うと、その残土をほじって、それを今度はまた専門家のほうに提出して、それで検査を受ける。

それなのに500メートル範囲というのはどういうことなんですか。それはちょっと矛盾しているんじゃないですか。じゃ、何で最初に検査の結果を出すんですか。ちょっと教えてください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） ただいまの志関議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、大規模な埋め立てになりますと、事業者も埋め立てを事業として行っている専門家の方が技術的にも確かなものを持っておりまして、埋め立てを行うことについては問題なく事業を実施することができるというふうに考えております。

しかしながら、そういった事業所がほとんどでありますけれども、本当にごく一部の心ない業者の方に、住民の安心・安全を脅かされることがないようにということで決められているということでもあります。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） その中には、山と川が西と東にあるわけですね。ここまで言ったから言いますけれども、上瀑の農協の裏のほうの土地なんですね。農協の裏の土地へ入っていく道があるんですけれども、その道のすぐ右側のほうはそんなに段差がない。だけれども、少し行くと極端に土手が2つに、2段になっているんです。そうすると、下のほうの川の水位よりもちょっと高い。大水が出ると、完全にもう入ってくる。そういう状況のところなんですね。

そういうことであれば、農業で除草剤を使ったり、いろんな薬剤を使いますね。それが川に流れる。川に流れて、魚が死んだり、奇形の魚が出るわけですよ。骨が曲がっちゃっている魚がいたり、そういったものに対しては、じゃ、どうなんですか。そういうものの検査というものはやっていますか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） そういったものについての検査は行っておりません。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） それが川に流れている。じゃ、川の水がヘドロでいっぱいたまっているけれども、川の水の検査、そういったものはやっているんですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） そちらのほうは行っておりませんが、実際に埋め立てする前に、先ほど志関議員がおっしゃられたように、500メートルの範囲の住民の方の同意をとるというのも一つあるんですけれども、そのほかに影響が出る範囲ということで、別に町長が定めるものということで、そちらのほうも規定されておりますので、そちらを使って、実際に申請のときにはその辺を確認させていただくということになります。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） そうじゃないんですよ。私が聞いているのは、川に対する沈殿している土砂の検査はやっているんですかということなんですよ。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 現在そういった事例がありませんので行っておりません。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） そういう検査をやっていないきゃ、川をまたいで500メートル範囲というと、一緒に来てくれというから私も行きました。そしたら、地図を見せてもらったら、四縄から台のほうから、北のようは横山のほうまで直で線引きするから、四縄、台、全部ひっかかる。

それを部落の人に説明会を開いてくださいと私も言われたけれども、そんなことできるわけないでしょう。個人が、普通の一般の人がそんなことができますか、できませんでしょう、そんなこと、部落の人を集めて。何部落あるんですか。国道のほうは長柄のほうまでひっかかるじゃないの。そんなこと、とてもできる問題じゃないでしょう。

それで、私は行って、一応説明して、町の条例がこういうふうになっているから、ひとつ皆さんはそう思うかもわからないけれども、条例がこういうふうになっているから、ひとつ署名のほうをお願いしますよと行って署名をもらってきて提出しました。

そういった矛盾点がいっぱいあるんだよ。検査もしていない。じゃ、川をまたいで、とんでもないところまで判こをもらいに行って提出させておいて、川の検査もしていない、何もしていないじゃ、それでそんなことを言えますか。あなた方がきちんとやっているんなら、それはいいよ。やっていないでしょう、今はっきりとやっていないと言っているんだから。

やっていないのに、そっちのほうまで、とんでもないところまで判こをもらってきてくれと言われたから、私も本人に言いましたよ。それで、そのところにもらいにいった。そしたら、向こうから何と言われたか、うちのほう関係ねえだろうよと、こんなこっちまでもらう必要があるのと、こうなんだよ。だけれども、条例がこういうふうになっていて、ひとつ埋

め立てをするのに判こをもらってきてくれということだから、ひとつお願いしますよと頭を下げて、説明をしてもらってやった。

もらって、提出してから1カ月たってまだ許可はおりていない。各課長の判をもらわなきゃいけないということなんです、これだけの課長の判をもらうのに1カ月もかかるの、まだ許可はおりていないよ。

どういうことなの。じゃ、地層の検査でもやったの。どういうふうにそれが川に流れたとしても、汚染するといけないからということなんだけれども、川へそれが、残土の何かあって流れた場合に、どういうふうに地形から浸透して行って、四縄、台のほうまで被害が及ぶと思っているの。川をまたいでいくんだよ。川の検査もやっていないで、何でそういったこと言えるの。言えないでしょう、そんなことは。

だから、こういう条例は、私はよく町の重職と相談をして、それでその対応をするということをしていかないと、これはもう改革はできない、大多喜町の改革を。私が一生懸命になって大多喜町をよくしようと思って、住民からそういうことを頼まれれば、それじゃ担当課のほうに行って、聞いてきてからあれしますよということを書いて対応しているんですよ。だけれども、それがそんないいかげんなら、あんたらやることはいいかげんなことをやっていて、我々にはきつい要求ばかりする。そんなことをやっていて済むと思っているの。冗談じゃないよ、本当に。そういうものを改正するなら改正するで……

○議長（野村賢一君） 志関さん、ちょっと待ってください。町長、一言ありますか。

町長。

○町長（飯島勝美君） 志関さんが大変ご苦労されているところは、もう今のお話で十分理解したところでございます。

一つは、この条例をつくったのは、実は、さっき課長のほうから若干説明がありましたけれども、改良土あるいはそういう泥についての、千葉県では、500平米未満を大多喜町で、500平米以上を千葉県に今までお願いしていた経緯がありまして、それで幾つかの事例で、なかなか県にお願いしても県が動いてくれないというような事例がありまして、いろんな問題でも県にお願いしても県が動かないことが多かったと。そういうことで、これはやはり町でむしろ条例をつくったほうがいいだろうということで町の条例にしておりまして、ほかの市町村でも実は千葉県があんまり動かないということで、ほとんど町条例、市条例にしているところもふえてきております。

そういうことで、本町も実はそういう経緯があつて、これをつくったところでございます。

資料としては県の資料を参考につくってきているところではございますけれども、一つは基準としてこのくらいは必要であろうというものの中で、基準はつくってきているわけがございますけれども、志関さんの今のお話にもありましたように、一律に500メートル以内は全て必要なんだという話になりますと、先ほど言いましたように、例えばその土地から川が1つあって、今の話は小川ですけれども、大きな川があった。そういうところの中で、川の向こうまでどうなんだという話は、その辺はやはり何らかの考え方は必要だと思うんですね、そこまで必要かどうかと。

それはまた町で許可を出すわけではなくて、我々町のほうは一つのそういう条件を各課に何か問題があるかというものを提示して、それでまた農業委員会とか、そういうところをお願いするわけで、そこでまた判定をしてくるわけがございますけれども、例えば逆に言えば、その埋め立ての場所の500メートル以内に1軒もうちがないという場合もありますし、またすぐ脇に山を背負っている場合もありますんで、一つの基準としては500メートルということになりますけれども、そういったものは今後考えていく必要はあるんじゃないかならうかと、そういうように思っています。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 町長の言うことはわからないわけじゃないんですよ。わからないわけじゃないんですけども、だけれども、これを私も申請してからもう1年以上たつんです。1年超えた。それでまだ許可がおりない。こういうやっぱりジレンマもあるわけですよ。残土を持ってくるところの残土を今ストップしている。しかしながら、その残土のあれも変わってくる可能性も出てくるわけですよ、1年もたてば状況が。だから、そうなってきた場合に、残土の申請をまた改めてやらなくちゃいけない。また金をかけて検査もやらなくちゃいけない。そういう問題が起きてくるわけですよ。

だから、そういったものは迅速に対応してもらわないと、やはりそういう立場があるわけですよ。業者の立場、そういったものもひしひしと我々は言われているわけですよ、向こうから。いつまでぐずぐずしているのと、こう言われるわけですよ。

だけれども、そういう条例があつてどうだこうだと言われると、我々もどうにもならない。解決のしようがない。だから、やはり川とか山とかあるのは500メートル範囲といたつて、コンパスで地図当ててくるつと回してこの範囲は全部もらってくださいと、そういう問題じゃないと私は思うんだよ。もう、そういったものは町で、そういう問題が起きたら、重職の方々にちょっとお話を聞いてもらいたいということで集まってもらって、検討して結果を出

す、そういうように配慮をしてもらいたい。そういったことも必要でしょう。

やっぱりこれは町民に沿った条例というのは、私は必要だと思うの。その中でも厳しさがないと、町民の生活に影響を与えますから。そういうものも考えながら考えていく必要があるんじゃないかなと、そう思うんですよ。

だから、これからもそういうものの中で、もう一度、そういったものを検討する余地があるんじゃないかなと私は思いますので、そういったことをひとつお願いしたいと。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、志関議員さんのおっしゃるように、確かに相手もあり、時間的な制約があることもそのとおりだと思います。ですから、一つ計画したものが、それが延びることによってそちらも全部計画が狂ってくるということ、そういうことも十分考えられます。

そういうことで、まずスピーディーにやることが重要でありますけれども、その疑義が生じたときにすぐ何らかの形で相談をすとか、そこの課の中でおさめるんじゃなくて、こういう問題があるということで相談をすとかということ、一つの基準としては守らなきゃいけません、条件的にこういう条件があるよということをやはり具備して審査するほうへ回すということも、それぞれ各課に出しますんで、そういったところを、この分はこういう条件だということで条件つきで申請する、農業委員会なりに出すとか、そういう方法もあるかと思いますが、何と云っても、基準としては基準として守っていくということでご理解いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 大多喜町全体を考えてみて、やはりこれから町をよくしていこうという考えの中で改革を進めていこうというもとには、やはりもう少し臨機応変な対応、またそういったものをスムーズに進められるような、そういう町民に沿った条約の中でやってもらいたいなというふうに思います。

私の意見はこれだけですので、ひとつこれで終わりにしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（野村賢一君） どうもご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

ここでしばらく休憩します。

2時から会議を開きます。

(午後 1時51分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第17号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第17号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをごらんください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から町長の専決処分事項として指定されている災害対応業務として、台風21号に伴う大雨により被災した公共土木施設及び農業施設などの災害復旧費を歳入歳出予算補正として、令和元年11月21日に専決処分したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,994万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,438万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

3枚めくって、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金8,000万円の増額補正は、今回の災害復旧に係る財源として財政調整基金を繰り入れるものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金994万6,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源

として前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費7,623万9,000円の増額補正は、大雨により被害のあった町道のうち、国の災害復旧事業申請に必要な町道中野大多喜線ほか14カ所の測量や設計などの委託料及び町単独で実施する復旧工事2カ所と、町道中野大多喜線のブロックの倒壊防止のための仮設防護柵の設置工事2カ所と、その防護柵の設置に伴う信号機の借上料でございます。

目2河川災害復旧費553万3,000円の増額補正は、弓木地先の河川の護岸決壊の災害復旧に必要な測量と設計業務でございます。

項2農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費219万9,000円の増額補正は、小土呂地区ほか5カ所の農地の測量業務費でございます。

目2農業施設災害復旧費597万5,000円の増額補正は、農業用水路2カ所とため池1カ所の測量設計業務でございます。

以上で令和元年度大多喜町一般会計補正予算第10号の専決処分についての報告とさせていただきます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第33号 大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、13ページをお開きください。

議案第33号 大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本文の説明の前に、提案理由を説明させていただきます。

本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、来年4月1日から施行されます。それに伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

それでは本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり条文の朗読を割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

第1条は、地方公務員法、地方自治法、地方公営企業法の各規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるという本条例の趣旨を定めるものでございます。

次の第2条は、この条例におけるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員という用語が、地方公務員法の規定によるものであることを定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は、会計年度任用職員の給与の種類及び支払いの方法について規定するものでございます。

次の第4条から第17条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与について、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例を準用することなどを定めております。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の給料を一般職の職員の給料表を準用する規定、また第5条では、職務の級を大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例で規定している給料表をフルタイム会計年度任用職員に適用し、25ページの別表のとおり分類するものでございます。

第6条では、号給を規則により基準を定めること、また第7条は、給料の計算期間等の支給に関し、給与条例を準用また読みかえを規定しております。

次のページ、第8条は、特殊勤務手当の支給について給与条例を準用することを規定し、第9条は、時間外勤務手当の支給について、給与条例を準用、またその読みかえを規定しております。

次のページにまたがりませんが、第10条は休日勤務手当、第11条は夜間勤務手当、第12条は宿日直手当、それぞれ給与条例を準用、またその読みかえを規定してございます。第13条は、支給する給料の端数計算についてを規定しております。第14条は、期末手当について給与条例を準用すること、任期の取り扱いについての見直しを規定してございます。

次のページでございますが、第15条は、通勤手当について、給与条例を準用することを規定してございます。第16条は、勤務時間1時間当たりの給与額の算定について、第17条は、給料の減額、これは有休以上休む場合について減額するときのことについて定めるものでございます。

次のページでございます。

次の第18条から第29条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬等の給料について定めております。第18条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を、月額、日額、時間額、それぞれを定めるものでございます。第19条は特殊勤務手当の支給、次のページ、第20条は時間外勤務手当の支給に関することを定め、次のページの第21条は休日勤務手当、第22条は夜間勤務手当、次のページでございます。第23条は支給する給料の端数計算、第24条は期末手当の支給に関する、次のページ、第25条は報酬の支給について規定してございます。第26条は1時間当たりの報酬額の算定方法、次のページ、第27条は報酬の減額について、第28条は通勤に係る費用弁償を規定してございます。

次のページ、第29条は公務により出張した場合の費用弁償について定めるものでございます。第30条は、給与条例第26条で規定している給与から控除できるものを会計年度任用職員について準用すると定めるものでございます。次の第31条は、本条例で定める者以外で必要に応じて任命権者が別に定めることを規定するものでございます。第32条は、休職期間中は給与を支給しないことを規定するものでございます。第33条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものでございます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせ、4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 何点かにわたって質問させていただきます。

まず、1つ目ですけれども、来年度4月1日からの会計年度任用職員、フルタイムが何人でパートタイムが何人ぐらいですか。できれば、どういう職種に散らばっているのかもわかるといいのですけれども。

2つ目は給料について伺います。

現行と比べ、具体的にどうなるのでしょうか。正規職員と比べどのくらいの差が出るのかということ。それから、給料表が級と号数がありますが、これは職種別に違ってくるのでしょうか。それと、昇給はどのように行われて、それから勤めている間は上限なく昇給

できるのでしょうか。

退職金について述べられていません。でも、うたい文句として、パートにも退職金が出るよということを前もって言われていましたけれども、何で退職金のことが条例に載っていないのか。載ってなくても聞きたいと思いますけれども、支給の割合というのはどのくらいでしょうか。職員の場合だったら、退職時に減らされて49.何月分とかとありますけれども、今度の新しい任用職員の場合はどのくらいが出るのでしょうか。

退職金について伺いますが、退職金が出る任用職員はフルタイムだけで、パートには出ないといいます。個人の事情でパートタイムを選んだのならともかくとして、例えば学童保育とか、保育園の朝晩とか、もう制度上フルタイムにならない重要な仕事に携わっている人たちにとっては、非常にふがいないことだと思いますけれども、この対応は考えているのでしょうか。

以上について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長、これ、条例以外の話で、事前に通告を受けている話もあると思いますから、じゃ、答弁してください。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 答えられる範囲でお答えさせていただきます。

初めに、来年度の予定数ということですが、まだまだ決まっておりませんが、ことしの臨時職員を基本に考えますと、フルタイム職員が25人、パートタイム職員が105人ということで、全部で130人です。現在の臨時職員もこの程度いますので、職をまたがって雇用されている方も数名いますので、実数とはちょっと異なることをご了承いただきたいと思います。

このうちフルタイムですが、考えられるのは出張所の職員であったりとか、保育士さんであったり、そのような方々を想定してございます。

給料ですが、現行と比べ具体的にどうなるかということですが、先ほど条例の中にも出てきましたが、常勤の職員と同じ給料表を使って支給すると。今までは賃金ということで職種ごとに賃金を定めておりましたが、来年度からは常勤の職員と同じ給料表に基づき支給するというところでございます。

正規職員と比べどのくらいの差になるかと、これも具体的に比べることができませんが、考えられるのが会計年度任用職員になりますと期末手当が出ます。職員には常勤ということで勤勉手当、これが、年間0.925カ月分が2回ですので1.85月、これが会計年度任用職員と常勤の職員との差になると考えられます。

給料表の対応は職種別でございますが、25ページの別表でご説明したいと思いますが、行政職給料表のうち職務の級2級、これは管理栄養士とかそういう専門職を要する者を想定してございます。1級については、一般事務職または保育士、栄養士等を想定してございます。行政職給料表（二）でございますが、ここにもありますが、2級は高度の知識または経験を必要とする作業員の職務、これは専門的な資格ですとか免許を持った道路補修員、こういう職員を想定してございます。1級は作業員、調理員、用務員の単純な労務を行う職務を想定してございます。

介護職給料表については、2級は資格ですね、ケアマネとかそういう資格を持った介護士を想定してございます。1級は資格にかかわらず、介護士の職務として充てる場合を考えております。

あと昇給でございますが、昇給の人事評価を一般の常勤の職員と同じように行います。その評価結果により昇給を考えております。最高で、常勤の職員で昇給した場合、常勤の職員と同じように4号給、またパートの職員であれば、1週間の勤務時間また年間勤務時間に応じて1号給から4号給までを考えております。

退職金でございますが、退職金は6カ月以上の雇用期間であれば、フルタイム職員については職員と同じ率で、千葉縣市町村総合事務組合から退職金が支給されます。

先ほども言われておりましたパートタイム職員で採用される方については、週20時間以上であれば、雇用保険に加入することができますので、退職した場合は各個人の雇用保険により必要給付等が受けられるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

野中さん、この件はもう条例の内容で、総務課長がご厚意で答弁しているんで、後は総務課長のほうに直接聞いていただければありがたいと思いますけれども。

ほかにございませんか。

この中の条文の関係ですか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 給料のところで、人事評価に基づいて4号給上がるとありますけれども、この4号給というのは、1年について4号給ずつ上がっていくんですか、それとも全体で4号給だけ、階段を1段ずつ上がるようにという意味ですか。昇給はないのかという質問に対しての答えがありません。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 質問がいっぱいありましたんで、漏れていて申しわけありません。

4号給というのは1年です。1年で4号給、最高4号給、職員も4号給でありますので、同じ4号給です。

条文でございますが、これも職種によって考えておりまして、16号給から20号給、4年から5年は昇級するという考えでおります。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「確認」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そうすると、昇給の件ですけれども、4年から5年は昇給すると、5年以上働いても同じだという意味ですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） そこで上限で、それ以降在職されても昇級はしないということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この会計年度職員、災害時に役場の職員が非常に不足しています。この会計年度のフルタイムの職員は、災害時にも何か応援とか頼めるんでしょうか。

それと、時間外の勤務、これはどのような形で把握するのか、時間外をやると払いますよね。それをどのような形で確認するのかということと、もう一つ、人件費は少し経費がふえると思います。このことによって、今年度に比べて来年度、概算でいいです。大体このくらい人件費は上がる、全体の人件費が上がるものと想定されてますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 会計年度職員の災害時の対応ということでございますが、こちらはあくまでも非常勤職員でございますので、そういう職に充てれば災害時に対応は可能と考えますが、やはり非常勤の職員の補助という業務でございますので、責任がある——責任は伴いますが、災害時に充てるということは考えておりません。

人件費でございますが、一般会計で初年度です、来年度で大体1,500万円ぐらいはふえるのではないかとこのように考えております。これはまだ確定した数字ではございませんので、概算でございます。

時間外勤務でございますが、これはあくまでも、今も、職員もそうですけれども、時間外勤務命令、命令しないと時間外勤務はできませんので、あらかじめ所属長に、その日は時間外勤務を命令するということで行っておりますので、そこで把握はできるものと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 具体的に教えていただければと思うんですが、地域おこし協力隊員の方ですとか、行政連絡員さん、区長さん、あと農家組合長さんなんかもこの制度に該当してくるようなんですけれども、その場合、どういった形になるのか教えていただければと思うんですが。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 次の議案でもちょっと関係してきますが、地域おこし協力隊については会計年度任用職員のほうに移行を考えております。区長さんとか農家組合長さんは、今回、自治法の改正によりまして法の趣旨が変わっておりますので、それに合わせて区長さんと農家組合長さんについては、今まで報酬で支払いをしていたところでございますが、報償費ということで、謝礼という形でお支払いをして、委嘱状とかそういうことで、有償ボランティア的なことで運営するように考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは、賛成討論の発言を許します。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ことしの6月に、会計年度任用職員についての一般質問したんですけれども、労働界の方々はこの制度について大変危惧しています。制度については、その次の議案になっているんですけれども、低賃金で働き続けてきている臨時職員の方々の事情を考えると、来年度予算概算で1,500万、それが実数とはちょっと違うといっても130人の方たちの収入になっていく。

今、実質賃金とか、各家庭の平均的な収入とか、ずっと減り続けている中で、私はもろ手を挙げて賛成というのではありませんけれども、こういう諸般の事情を考えたとき、安過ぎる臨時職員の対応を考えたとき、上げてほしいなと思ひまして、非常に複雑な気持ちですけれども、賛成の立場をとりたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案つづり27ページをお開きください。

議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成27年5月17日に公布され、来年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が創設することに伴い、

11の関係する条例について一括して改正をしようとするものでございます。

それでは本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読を割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条は、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするもので、第25条の3で会計年度任用職員の給与を大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例とは別に条例で定めることを規定するものです。

第2条は、大多喜町職員の旅費に関する条例の一部を改正しようとするもので、第1条では対象とする職員から再任用短時間勤務職員、また会計年度任用職員を含まない非常勤を除くことを規定し、支給する旅費の調整を定めたものでございます。支給する旅費の調整を定めた第19条で、対象とする一般職の職員に会計年度任用職員を加えようとするものでございます。

次のページ、3条では、大多喜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正しようとするもので、休職の期間を3年を超えない範囲と定めた第3条に、会計年度任用職員の休職期間を会計年度内で定めた任期内とする第4項を加え、第4条で一般職の職員と同じ休職者の給料を支給しないことができる規定を、常勤の一般職と同じと定めるものでございます。

第4条で定める休職者に給与を支給しないことができる規定を、常勤の一般職員と同じく会計年度任用職員にも適用しようとするものでございます。

次の第4条では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正しようとするものです。同第3条で定める減給の対象とする給料、手当に、パートタイム会計年度職員の報酬を加えようとするものでございます。

次の第5条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするもので、同第1条中の改正は引用している地方自治法の改正に伴う改正、同別表の改正は職名の改正並びに地方自治法の改正により非常勤特別職の範囲を専門的な知識、経験に基づき助言、調整を行うものと厳格化され、新たに会計年度任用職員が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に移行するためと、現状に合わせた職の改正を行うものでございます。

この3つの職を同表から削ろうとするものでございます。

次のページ、第6条は、大多喜町職員定数条例の一部を改正しようとするもので、同第1条で職員の定義で、臨時的任用職員を定数から除くと規定されて、除く対象となる臨時的任用職員は、臨時の職の場合、臨時的任用1年以内の任用とするものです。

第7条でございます。第7条は、大多喜町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするもので、同第17条で規定している非常勤職員の給与を会計年度任用企業職員としてその種類並びに給与の基準を、大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用しようとするものでございます。

第8条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするもので、同第2条の3は、地方公務員の育児休業等に関する法律、以下、育児休業法と言いますが、第2条で規定する非常勤職員の育児休業の期間、養育する子が1歳に達する日から1歳6カ月に達するまでの間を条例で、第1号から第3号まで定めようとするものでございます。

次に、32ページまで飛びます。32ページ下段の第3条に第7号及び第8号を加える改正は、育児休業法第2条で規定する既に育児休業をした子に対し育児休業することができる特別の事情を条例で定めるものでございます。

次のページ、第7条第2項の改正は、育児休業中の職員で要件に合う場合に支給する期末勤勉手当の対象から会計年度任用職員を除くものでございます。

次の第8条の改正は、育児休業復帰職員の号給調整ができる規定から会計年度任用職員を除くものでございます。

次の第19条の改正は、育児休業法第19条で職員の子が小学校就学まで1日2時間を超えない範囲で部分休業することができる職員を規定しております。また、部分休業ができない職員については条例で定めることとされているため、非常勤職員について加えるものでございます。

次の第20条の改正は、非常勤職員の部分休業について規定するものでございます。

次のページをお願いします。

次のページの第21条の改正は、会計年度任用職員で部分休業職員で勤務しない時間1時間当たりの給与額算定を、会計年度任用職員給与条例と規定するものでございます。

ここまでは職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

次に、第9条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。同条例に第19条を新たに加え、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等について同条例とは別に定めることを規定するものでございます。

次の10条は、公益的法人等の職員の派遣等に関する条例の一部を改正しようとするもので、同条例第2条第2項第3号で引用している地方公務員法が改正されることにより、第22条第1項に規定する条件つき採用を、第22条に規定する条件つき採用に改めるものでございます。

次の第11条は、大多喜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするもので、同条例第30条中、占める職員の次に、及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を加え、フルタイム会計年度職員の前年度における人事行政運営の状況報告の対象職員とするよう改正するものでございます。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 2点質問したいと思います。

この会計年度任用職員という制度をわざわざ創設した背景には、正規の職員を減らして、安上がりの行政運営をしようじゃないかという政府の意図があるということ、労働界では言われていますけれども、本町においてはこういう傾向、これからも続けていくのでしょうか。

先ほど、4月1日以降の任用職員の数はどうなんだと伺ったところ、合計で130人にも上る。正規の職員と遜色のない数だと思うんです。この傾向を続けるのか伺いたと思います。

それと、非正規職員の任用期間を1年と明らかにすることによって、臨時職員の解雇がやりやすくなるのではないかという危惧があるんですけれども、本町ではどういうふうにするつもりなんでしょうか。

2点お伺いします。

○議長（野村賢一君） ただいまの質問で、今第34号の条例外の質問だと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 非正規職員をふやしていくのではないかというおそれのある会計年度任用職員の条例組み込みに、反対の立場から、簡単に討論させていただきます。

一つは、今冒頭で述べた理由が一つ。一つは、臨時職員の解雇が簡単になるのではないかというのが一つ。普通、公務員であれば首にはならないという安心感がずっとあるわけですが、正規の職員は守られながら、会計年度職員についてはそれが無いというのはおかしい話だと思うことと、新たに会計年度職員については義務とか制約とかが明確に条例化されました。にもかかわらず、それはほとんど正規の職員と同じなだけども、正規の職員と任用職員との格差が大き過ぎます。それは大変な不公平だと思うんです。そういう点で、これは臨時職員にとっては、もしかしたら残酷な制度になる可能性もあります。それで、私は反対いたします。

以上です。

○議長(野村賢一君) 次に、賛成者の発言を許します。

4 番根本年生君。

○4 番(根本年生君) 私はこの議案に賛成するものでございます。

この議案は、正直画期的なものであると思っています。長年ずっと臨時職員が苦しい立場であった中に一つの光明を差すものであると思っています。ただ、法律ですから、議案ですから、できたてのうちで完璧な法律というのはございません。事案とかいろいろなものを、意見とかいろんなものを聞きながら10年、15年、20年たって完璧にしていくもんだと、法律はと思っています。できたての法律は赤ちゃんと同じです。これみんな、会計年度職員の方々がより一層よくなるために、みんなで努力する必要があると思います。よって、この条例はぜひとも可決するべきだと思います。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第35号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、37ページをお開き願います。

議案第35号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本文の説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本条例案は、成年被後見人等であることを理由に、一律に資格等から排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかを、個別的また実質的に審査を行う仕組みへと見直すため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、本町の関係条例においても同様の措置を講ずる必要があるため、関係する例規の改正を行おうとするものでございます。

それでは本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、条文の朗読を一部割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条は、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするもので、同条例で引用しております地方公務員法の改正により、同法第16条第1号で規定しておりました成年被後見人または被保佐人の号が削られることに伴い、その引用また関連する字句を

削るとともに、字句を改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条は、大多喜町職員の旅費に関する条例の一部を改正しようとするもので、同条例で引用している地方公務員法第16条及び第29条の改正に伴い、関連する字句を改めるものでございます。

次の第3条は、大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正しようとするものです。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、同条例においても同様の措置を講ずる必要があるため、消防団員となれない欠格事項を規定している第4条の第1号、成年被後見人または被保佐人を削るとともに、号の繰り上げ、それに伴う字句を改めるものでございます。

次の第4条は、大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするもので、同条例で引用している児童福祉法第34条の20第1項第1号成年被後見人または被保佐人が削られたことにより引用していた同法第34条の20第1項第4号が1号繰り上がったことにより、第34条の20第1項第3号に改めるものでございます。

次の第5条は、大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例の一部を改正しようとするものです。埋め立て事業の許可基準を規定している第13条第1項第4号ア、成年被後見人または被保佐人を、ア、精神の機能の障害により埋立て事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に改め、アの次にイ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものを加えるとともに、関連する字句を改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条から第3条及び第5条の規定は令和元年12月14日から施行する。これは児童福祉法の改正が令和元年6月14日の公布の日から同日で施行されているため、公布の日からとし、それ以外の関係法令は公布の日から6カ月が経過した日、令和元年12月14日からの施行でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

申しおくれましたけれども、野中議員さんは体調が悪いので医者に行くということで早退しましたので、ご報告申し上げます。

ここでしばらく休憩したいと思います。

3時5分から会議を再開します。

（午後 2時55分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第36号 町道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案書の41ページをお開きください。

議案第36号 町道の認定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

市町村道の認定につきましては、道路法第8条によりあらかじめ議会の議決を経なければならないとされております。今回の町道認定の整理番号1番、町道船子綿部田2号線は、船

子地先に平成30年度定住化対策事業で整備した分譲地内の路線でございます。整理番号2、町道葛藤西條線は葛藤地内の道路で、ともに町道認定基準に適合していますので、今回、町道として認定をするため提案をするものでございます。

この2路線の新規認定により、町道の認定路線は合計522路線となります。

それでは本文の説明に入らせていただきます。

議案第36号 町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を認定する。

整理番号1、路線名、船子綿部田2号線、起点、船子字綿部田105番12地先。終点、船子字綿部田105番14地先。延長43.9メートル。幅員5.3から8.4メートルでございます。

整理番号2、葛藤西條線、起点、葛藤字西條136番の2地先。終点、葛藤字西條136番の1地先。延長38.6メートル。幅員3.0メートルから4.3メートル。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第37号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第37号の説明をさせていただきます。

議案つづり43ページをお開きください。

議案第37号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,107万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,546万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

それでは次に、債務負担行為の説明をさせていただきますので、47ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

初めの事項は、大多喜小学校スクールバス運行業務委託。期間は令和2年度から令和6年度まで。年割額は各年度1,450万7,000円、限度額7,253万5,000円でございます。このスクールバスは学校統合に伴い、総元地区、上瀑地区に各1台、朝1回夕方3回運行するものでございます。

次の事項は、学校給食配送業務委託。期間は令和2年度から令和6年度まで。年割額は各年度827万8,000円。限度額4,139万円でございます。この配送業務は、車両2台により町内2つの小学校と1つの中学校へ給食の配送及び回収を行うものでございます。

両事項とも今年度末の委託期間満了により新たに債務負担行為を設定するもので、来年4月から実施するため、今年度中に受託者を決定し、契約する必要がありますので、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

50ページ、51ページをお開きください。

2、歳入。

款1町税、項3軽自動車税、目1軽自動車税84万4,000円の増額補正は、今年度10月1日以降に初年度登録する軽自動車に係る環境性能割でございます。この環境性能割は県が徴収し、町への交付は2カ月おくれとなるため、今年度は10月から1月までの4カ月分の交付となり、過去の実績などから登録台数を見込み計上したものでございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目6災害復旧事業費負担金330万5,000円の増額補正は、台風15号により被災した弓木、久我原地先の農地災害の復旧工事に係る負担金と、久我原、馬場内地先の農業施設災害の復旧工事及び台風21号に伴う豪雨により被災した下大多喜地先のため池の応急工事に係る負担金でございます。

○議長（野村賢一君） 課長、座ってやってください。着座でやってください。

○財政課長（君塚恭夫君） すみません、座って説明のほうをさせていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2,288万1,000円の増額補正は、障害者に係る障害者医療費及び自立支援給付費の増額に伴う国の負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金100万円の増額補正は、都市交流センターの冷凍冷蔵庫の更新に対する地方創生推進交付金でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金1,144万円の増額補正は、障害者に係る障害者医療費及び自立支援給付費等の増額に伴う県の負担金でございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金57万8,000円の増額補正は、保育料無償化に伴う事務経費に対する補助金でございます。

目3衛生費県補助金19万1,000円の増額補正は、歯周病検診の受診者増による健康増進事業費補助金と、骨髄移植ドナー支援事業の補助金の追加でございます。

目9農林水産施設災害復旧費補助金780万8,000円の増額補正は、負担金で説明させていただいた弓木、久我原、馬場内地先及び下大多喜地先のため池の災害復旧に係る補助金でございます。

項3県委託金、目1総務費県委託金308万1,000円の減額補正は、平成31年4月7日執行の千葉県議会議員一般選挙が無投票だったため減額するものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと基金繰入金328万7,000円の増額補正は、台風

15号などの被害に対し多くの方からいただいたふるさと納税の災害支援で、地域防災対策として避難所用の備品及び備蓄物資の購入費用として繰り入れるものでございます。

次のページをお開きください。

目7高速バス運行基金繰入金34万7,000円の増額補正は、高速バス運行補助金に充当するものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,782万4,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目2雑入154万7,000円の増額補正は、千代田地域保健推進賞の受賞による助成金と、西中学校の物品の売却収入及び台風被害に対する災害見舞金でございます。

款22環境性能割交付金、項1環境性能割交付金、目1環境性能割交付金307万3,000円の増額補正は、令和元年10月1日以降に初年度登録する自動車に消費税率の改正による自動車取得税の廃止に伴い、自動車税として新たに課税されるものでございます。軽自動車税の環境性能割と同様に県が徴収し、町への交付は2カ月おくれたため、今年度は10月から1月分の4カ月分が交付されるものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費6万4,000円の増額補正は、議会の臨時会議の増などによるコピー使用料の不足額などでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費224万3,000円の増額補正は、秋の叙勲に係る表彰記念品の報償費と人事給与システムの設定変更委託料、備品購入費は事務机、ロッカーなどの購入でございます。

目6企画費502万円の増額補正は、高速バス運行補助と、ふるさと基金積立金は、9月の台風15号などの被害に対してふるさと納税の災害支援としてご寄附いただいたふるさと寄附金を基金へ積み立てるものでございます。

目8諸費642万円の増額補正は、防犯対策事業は台風により破損した防犯灯の修繕料と、今年度新規設置予定の防犯灯3カ所の設置工事の不足分でございます。

税務事業還付費は、個人住民税の過年度修正申告などによる増額。福祉事業還付費、子ども・子育て支援交付金還付費、児童手当支給事業還付費は各事業の平成30年度の実績の精算による国庫支出金の返還金でございます。選挙費委託金還付費は、平成31年4月7日執行の

千葉県議会議員一般選挙が無投票となったことによる平成30年度委託金の精算による返還金でございます。

項4選挙費、目2千葉県議会議員選挙費280万9,000円の減額補正は、千葉県議会議員一般選挙が無投票となったために減額するものでございます。

次のページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費4,576万5,000円の増額補正は、障害者介護給付などの対象者実績及び利用の増によるものでございます。

目5介護保険事業費18万7,000円の増額補正は、臨時職員の雇用に係る事務費繰出金でございます。

目6後期高齢者医療費12万円の増額補正は、人間ドック受診予定者の増による補助金でございます。

項2児童福祉費、目4児童福祉施設費104万7,000円の増額補正は、保育園関係職員の時間外勤務手当の増及び実績見込みにより、不足する保育園電気料の増額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費54万円の増額補正は、いすみ鉄道と共同開催により実施する健康増進事業、おおたきウォークの消耗品と歯周病検診受診者増による委託料の増額、骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金で、2分の1の県補助金を受けて実施するものでございます。

項2清掃費、目2塵芥処理費219万5,000円の増額補正は、台風による災害ごみの運搬処分委託料でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費23万1,000円の増額補正は、農業委員会業務に係る臨時職員の賃金でございます。

次のページをお願いします。

目2農業総務費122万9,000円の増額補正は、台風によるに農地農業施設災害などの対応に係る職員時間外勤務手当でございます。

目5農地費62万4,000円増額補正は、農道の補修用材料及び台風被害などの復旧に係る大田代用水組合、黒原水利組合、石神水利組合、横山土地改良区への補助金でございます。

目6農業施設費89万1,000円の増額補正は、味の研修館の臨時職員社会保険料と老朽化により更新する冷蔵庫の購入費でございます。

項2林業費、目1林業総務費31万円の増額補正は、アライグマなど小動物の捕獲頭数の増

加によるものでございます。

目3 都市農村交流施設運営費255万4,000円の増額補正は、地方創生推進交付金を活用して購入する都市交流センターの冷凍冷蔵庫でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費25万1,000円の増額補正は、商工関係職員の時間外勤務手当でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費32万8,000円の増額補正は、土木設計積算システムの切りかえに伴う回線の使用料及び回線の接続工事でございます。

目2 登記費19万7,000円の増額補正は、町道の未登記用地に係る嘱託登記委託料でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費48万円の増額補正は、町営住宅の給湯器、シャワー等の修繕でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費60万3,000円の増額補正は、委員会開催数の増による委員報酬の増と、次のページをお願いします。旅費は実績見込みによる消防団員の出動手当に係る費用弁償でございます。

目3 消防施設費34万4,000円の増額補正は、台風による消防水利看板破損による看板等の購入でございます。

目4 災害対策費546万7,000円の増額補正は、地域防災対策事業の報償費は、来年1月下旬から2月に開催予定の災害対策コーディネーター養成講座の講師謝礼、消耗品費は災害備蓄品として非常食、ブルーシート、ランタン等の照明器具など、備品購入費は、各避難所で使用する発電機及び仮設照明などで、台風被害の支援としてご寄附いただいたふるさと納税災害見舞金を活用し整備するものでございます。防災無線維持管理費は、県防災関連の消耗品と台風の強風により破損した防災行政無線の屋外アンテナの修繕、設置手数料、故障などにより交換が必要となった防災行政無線屋内機本体の購入費用でございます。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費122万3,000円の増額補正は、西小学校の貯水タンクへ水を送る揚水ポンプ2基のうち1基の補修工事でございます。

目2 教育振興費42万7,000円の増額補正は、対象者の増及び国の基準単価の改正による増額でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費25万3,000円の増額補正は、浄化槽の曝気ブローアの修繕でございます。

目2 教育振興費35万5,000円の増額補正は、対象者の増及び国の基準単価の改正による増

額でございます。

項5保健体育費、目2体育施設費217万7,000円の増額補正は、海洋センター管理運営事業の事業費は施設の電気料及びトレーニング機器の修繕料、海洋センター屋外施設管理運営事業の需用費は、テニスコート、上瀑ふれあい館の電気料、野球場駐車場の看板とテニスコートの照明制御盤の修繕料、備品購入費は野球場のバッティングゲージの購入でございます。

目3学校給食費30万6,000円の増額補正は、給食センターの排水処理設備のポンプ、ボイラー室の換気扇、食器洗浄機の什器配管の修理でございます。

次のページをお開きください。

款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費241万9,000円の増額補正は、台風15号により被災した弓木及び久我原地先の農地災害の復旧工事でございます。

目2農業施設災害復旧費1,015万4,000円の増額補正は、台風15号で被災した久我原、馬場内地先の水路、農道の災害復旧工事と、台風21号に伴う大雨で堤体が崩落した下大多喜地先ため池の応急仮設工事でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金50万9,000円の増額補正は、平成20年度借り入れの臨時財政対策債の利率見直しによるもので、返済方法は元利均等償還で利率が1.2パーセントから0.01パーセントに変更となったことによるものでございます。

目2利子105万円の減額補正は、元金と同じく利率の見直しによる減額と、平成30年度分の借入額の確定によるものでございます。

以上で議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。各議員さんに対しては、1回の質疑で複数に及ばないように質問をお願いしたいと思います。それとページ数をきちんと明示して質問してください。

質疑ございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 57ページ、骨髄移植ドナー支援事業ということで挙げていただいております。具体的な支援内容がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

骨髄または末梢血管細胞の移植の推進及びドナー登録者の増加を図るため、公益財団法人

日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行う者、いわゆるドナー及びドナーが就業する事業所に対して助成金を交付するものでございます。

具体的な金額につきましては、ドナーに対しては通院や入院と骨髄の提供に要した日数1日につき2万円で通算7日間を限度といたします。事業所に対する支援につきましては、当該ドナーが取得した休暇の日数1日につき1万円で、通算7日間を限度とする予定でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

それで、こちらのほうの町の支援事業が始まるということに関しまして、周知のほうはどのように考えていくのかということ、ドナーというか、ドナーになってもらう方への周知と町民の皆さんへの周知と、あと、きのう、12月3日付の千葉日報さんで、企業に対して骨髄ドナー休暇制度の創設を促したいという、そういうあれが入っていたんです。ですから、大多喜町としてこのドナー支援を始めるということを企業さんにも周知していただくと、企業が新しい制度をつくるためのきっかけづくりというか、後押しにもなるのではないかと思いますので、事業所さんへの周知という面でも考えていただけるといいと思うんですが、その辺はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 周知方法ですけれども、まず、一般住民向けといたしますか、ドナーになり得る方たちへの広報については、広報おおたき、あるいはホームページ、フェイスブック等のほか、骨髄バンク推進連絡会の協力をいただいて、パネル展を開催する予定でございます。

あと、事業所向けにつきましては、やはり広報、ホームページに加え、町商工会や企業連絡会等各種団体へ協力を依頼して、周知を図っていく予定でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 53ページの雑入の西中学校物品売払金85万6,000円、この内容について教えてください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） そちらの物品の売払金なんですけれども、以前、全員協議会のほうでご説明させていただきました西中の21品目につきましての売り上げのお金を雑入のほうで入れたこととなります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、全員協議会で聞いているんでしょうけれども、具体的にどこへ、誰へ、一般の人に売ったということですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 説明のほう、申しわけございませんでした。

こちらのほうは三育学院と売買契約書を結びまして、三育学院のほうに売却したということとなります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 61ページ、地域防災対策事業で、先ほど、報償費のところだと思っておりますが、来年1月から2月ぐらいかけて災害対策コーディネーターさんへの報償費ということだったんですが、具体的に実施する内容というか、どんなものを考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 今までも何度か説明させていただいておりますが、防災士まではいかない、千葉県災害対策コーディネーターということで、防災士よりも一歩手前といえますか、そういう方を養成するという講座でございまして、この3日間を通じて実施をして、講師の謝礼。講師の謝礼についてはこの中に資料代ですとか、そういうもろもろの経費も含んだ経費でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） これを受ける対象者というのはどのような方を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 最初に、自主防災組織のほうにご案内したんですが、参加が少なかったということで、2度目の募集になるんですけれども、今現在、区長さん等を通じて各

地区にまたお願いしているところがございます。誰でも大丈夫です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 55ページの諸費、防犯灯設置工事、3基分というご説明がありました。

ここに修繕料と書いてあるんです。これはどこかぐあいが悪くなったんで直すということな
んですか。場所は、3基分というところになるのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） これは別々でございまして、修繕料につきましては、台風15号に
より破損しました旧上瀑小裏と西畑の庄司橋付近の防犯灯が破損しましたので、その修繕料
で、不足分について補正するものでございます。

防犯灯につきましては、新規の防犯灯でございしますが、これは大多喜町通学路安全対策協
議会へ図って答申をいただいて、中野神社前のバス停のところ、また船子の上瀑橋手前、ま
た横山のカジワラ宅周辺の3カ所でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ここには出ていなかったんで、ちょっと私も一般質問しまして、大塚
山の車が残っているわけですね。それは今後どうするか。

それとあと、おととしの台風で川むかえところが壊れたままなんで、その辺は今後どうす
るのか、ちょっとここには出ていないんで。

○議長（野村賢一君） その件は、吉野僖一君が一般質問の件で、産業振興課長から明快な答
弁でわかったと思います。今回のあれには載っていないという話です。

ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 59ページ、登記推進事業の委託料、公共嘱託登記委託料、これは今
まであって追加の事業なのか、何か新しく進めるために何かやるものなのかお伺いできれば
と思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 59ページ中段、若干下の登記推進事業の委託料、公共嘱託登記委
託料ですけれども、こちらは地籍調査において未登記箇所処理に係る委託料でございまし
て、粟又の宇野辺線のところが9筆ほど未登記箇所が発生しておりましたので、その処理に

係る委託料でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第38号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、議案第38号 令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明をさせていただきます。

75ページをお開きください。

令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億675万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、80、81ページをお願いいたします。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款6繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額35万5,000円の増額補正は、国保システム改修委託料及び一般被保険者保険税還付金の補正財源として、前年度繰越金を充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ、82、83ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額13万3,000円の増額補正でございますが、説明欄記載のとおり個人番号カードによる国保システム改修委託料でございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金22万2,000円の増額補正でございますが、説明欄記載のとおり保険税還付金で社保加入等により還付を伴うものでございます。

以上で令和元年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第39号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（多賀由紀夫君） それでは、議案第39号 令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）のご説明をさせていただきます。

85ページをお開きください。

初めに、元号を定める政令の施行に伴い、平成31年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の名称を、令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算とし、元号による年表示についても令和に読みかえるものとする。

令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,224万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、90、91ページをお願いいたします。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

款5 諸収入、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、補正額25万1,000円の増額補正は、歳出で計上いたしました還付金の補正財源として千葉県後期高齢者医療広域連合からの諸収入を充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ92、93ページをお願いいたします。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金25万1,000円の増額補正で

ございますが、説明欄記載のとおり、保険料還付金で死亡等により還付を伴うものでございます。

以上で令和元年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第40号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第40号 令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案つづり95ページをお開きください。

令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,343万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、100ページ、101ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金18万7,000円の増額補正は、臨時職員雇用に係る一般会計からの事務費繰入金の増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

102ページ、103ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費18万7,000円の増額補正は、臨時職員雇用に伴う賃金の増額でございます。

以上で令和元年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第11、議案第41号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第41号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

議案つづりの105ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算であります。動力費の実績見込み増、積算システム、建設課と共同利用している積算システムの切りかえに伴う委託料等の増。面白浄水場更新事業について令和元年度中に工事が完了することが見込めないため、継続費の年割額を補正するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

条文については朗読を一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和元年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが106万2,000円を増額し、営業費用の総額を4億5,698万円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費ですが、32万8,000円を増額し、建設改良費の総額を10億3,758万6,000円とするものです。

次のページをお開きください。

継続費の補正。

第4条、既定の継続費の年割額を次のように改める。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、面白浄水場更新事業、補正前、総額9億4,332万7,000円、年割額、平成29年度4,719万6,000円、平成30年度4億8,669万2,000円、令和元年度4億943万9,000円。補正後、総額は変わりませんが、年割額、平成29年度4,719万6,000円、平成30年度4億8,669万2,000円、令和元年度ゼロ円、令和2年度2億8,660万7,000円。令和3年度1億2,283万2,000円。

詳細につきましては108ページから111ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明いたします。

108ページをお開きください。

支出ですが、目1原水及び浄水費の106万2,000円の増額は、各浄水場の機械動力実績見込み増によるものです。

次のページをお願いします。

資本的支出、目3配水施設費32万8,000円の増額補正は、建設課と共同利用しております積算システムの運用方法切りかえに伴う委託料等の増でございます。

以上で議案第41号 令和元年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第42号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第42号 令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

113ページをお開きください。

この補正は、施設の消防用設備の修繕に伴うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。

第1条、令和元年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条本文括弧中、185万円を312万3,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、補正予定額127万3,000円の増。計340万8,000円。第1項建設改良費、補正予定額127万3,000円の増。計340万8,000円。

続きまして、詳細につきましては積算資料によってご説明いたしますので、116ページ、117ページをお開きください。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 設備整備費、補正予定額127万3,000円。計340万8,000円。

節1 工事請負費、補正予定額127万3,000円は消防用設備改修に伴う増で、主な内容として、スプリンクラー設備の修繕で、呼水槽の腐食による交換及び受水槽のボールタップの交換等の経費で67万1,000円。

次に、自動火災報知器設備修繕、光電式スポット型感知器及び差動式スポット型感知器の故障及び劣化による故障の危険があるための交換等で40万4,000円、避難誘導灯及び誘導標

識の充電装置の交換等で13万8,000円等となります。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす5日から会期末の令和2年1月28日まで休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす5日から会期末の令和2年1月28日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 4時00分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 根 本 年 生

署 名 議 員 吉 野 僖 一